

綾町景観計画【改訂計画】



平成 27 年 3 月
綾 町 建 設 課

目 次

序 章 計画の位置づけ

1. 策定の目的	1
2. 景観法の概要	2
(1) 基本理念と主体の責務	2
(2) 景観計画に定める事項	4

第1章 綾町の概況

1. 自然的特性	5
(1) 位置・地勢・気候	5
(2) 綾町の照葉樹林	7
2. 社会的特性	9
(1) 人口・世帯数	9
(2) 産業	10
(3) 土地利用	13
(4) 道路・公園・公共施設	14
3. 関連計画等	16
(1) 綾町憲章	16
(2) 第六次綾町総合長期計画	16
(3) 宮崎県景観形成基本方針	17
(4) 綾都市計画区域マスタープラン	18
(5) 綾ユネスコ エコパーク登録	20
(6) いのち豊かな綾づくりプラン（綾町生物多様性地域戦略）	22
(7) C I B国際美しいまちづくりコンクール受賞	24
4. 住民意向調査	25
(1) 調査概要	25
(2) 回答者の属性	25
(3) 調査結果	26

第2章 地区別景観特性の整理と課題

1. 地区別景観特性の整理	35
(1) 景観形成地域の指定	35
(2) 地区別の概要と景観特性	36
2. 景観資源の概要	39
(1) 指定文化財	39
(2) 景観資源の概要	40
(3) 視点場からの眺望	48
3. 景観形成に向けた課題の整理	51

第3章 景観形成計画

1. 良好な景観の形成に関する方針	53
（1）景観計画区域の設定	53
（2）骨格的な景観形成目標の設定	54
（3）地域別景観形成目標の設定	54
（4）地区別景観形成方針	56
2. 良好な景観の形成のための行為の制限	59
（1）行為の制限の概要	59
（2）行為の制限の基本方針	59
（3）良好な景観の形成のための行為の制限	60
3. 景観上重要な建造物及び樹木の指定方針	68
（1）景観重要建造物の指定方針	68
（2）景観重要樹木の指定方針	69
4. 屋外広告物の表示等に関する基本方針	70

第4章 実現へ向けて

1. 関係法令等の横断的な活用	71
（1）景観重要公共施設について	71
（2）既存の緑のストック活用や文化的景観との連携	71
（3）地区計画制度の活用	71
2. 協働による景観づくり	72
（1）町民や自治公民館、NPO、事業者、行政の協働による景観づくり	72
（2）景観づくりの実践	72
（3）景観整備機構の指定	81
（4）助成、表彰・認定制度の検討	81
3. 景観づくりの指針（ガイドライン）の作成	81
4. 景観行政団体（綾町）の体制づくり	81
5. こころの景観づくり	82

■参考資料

1. 取り組み事例に関する資料	83
2. 色彩基準に関する資料	84
3. 策定の経緯と策定委員会名簿	91

序章 計画の位置づけ

1. 策定目的

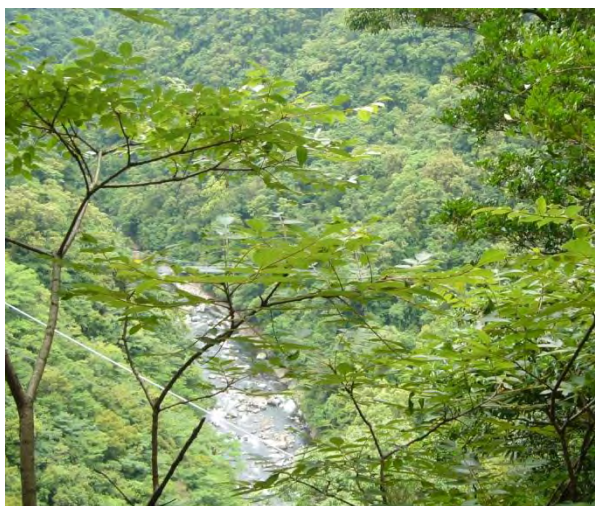
綾町は、照葉樹林と綾北川・綾南川の両河川が流れる緑豊かな自然環境に恵まれた町です。これらの豊かな自然景観は、町民の生活にうるおいを与えると同時に、魅力的な産業観光の資源となっています。また、本町では町民同士の相互協力を基本とした自治公民館活動によるまちづくりが盛んです。有機農業推進の基となった「一坪菜園運動」や「花いっぱい運動」をはじめとして各種のボランティアやスポーツなどが行われており、地域に密着したパワーあふれる町民活動と「綾を愛する心」そのものが資源となって地域の良好な景観を形成しているとともに、地域コミュニティとしての綾ブランドが確立されています。

また、半世紀にわたって自然と共生するまちづくりを推進してきた本町では、日本最大規模の照葉樹林を核に、官民挙げての取り組みが世界的に高く評価され、平成24年7月に綾ユネスコエコパークに登録されました。今後は、綾町全域において、生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術的支援が求められ、本町の子どもや孫たちが将来にわたって生き生きできる「持続可能なユネスコエコパーク・綾」の構築が期待されています。

このような背景の中、平成19年度に策定した綾町景観形成計画について、景観形成地域や良好な景観の形成のための行為の制限等（各行為についての届出対象範囲や景観形成基準等）を見直し、自然環境との共生や交流・協働を基本とした美しい綾の景観が形成されることを目的とします。

◆綾の照葉樹林について

- 照葉樹とは、冬でも落葉しない広葉樹で、光沢の強い深緑色の葉をもつため、こう呼ばれています。日本ではシイやカシ類がこれにあたり、アジア大陸東岸の西南日本、台湾、中国南部、ヒマラヤ南麓にかけて分布し、主に降雨量の多い亜熱帯から暖温帯に分布する常緑広葉樹です。
- 照葉樹林は、伐採など人為的攪乱をすると、場合によって落葉広葉樹の混交林に遷移してしまいます。さらに現在は利用、開発などにより、その大部分が失われており、まとまった面積のものはほとんど残っていません。
- 綾ユネスコエコパーク内には、原生状態の森林を含めた照葉樹林が約2,500ヘクタール以上残っており、日本最大級の面積となっています。



2. 景観法の概要

(1) 基本理念と主体の責務

景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成16年6月18日に公布されました。景観法では、良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産であること、地域の個性を伸ばすため多様な形成を図ること、地域の自然・歴史・文化・風土等により良好な景観は多様であることなどを基本理念として示しているほか、主体としての住民や事業者、行政の責務を明確にしています。以下に、基本理念と主体の責務、スキームを示します。

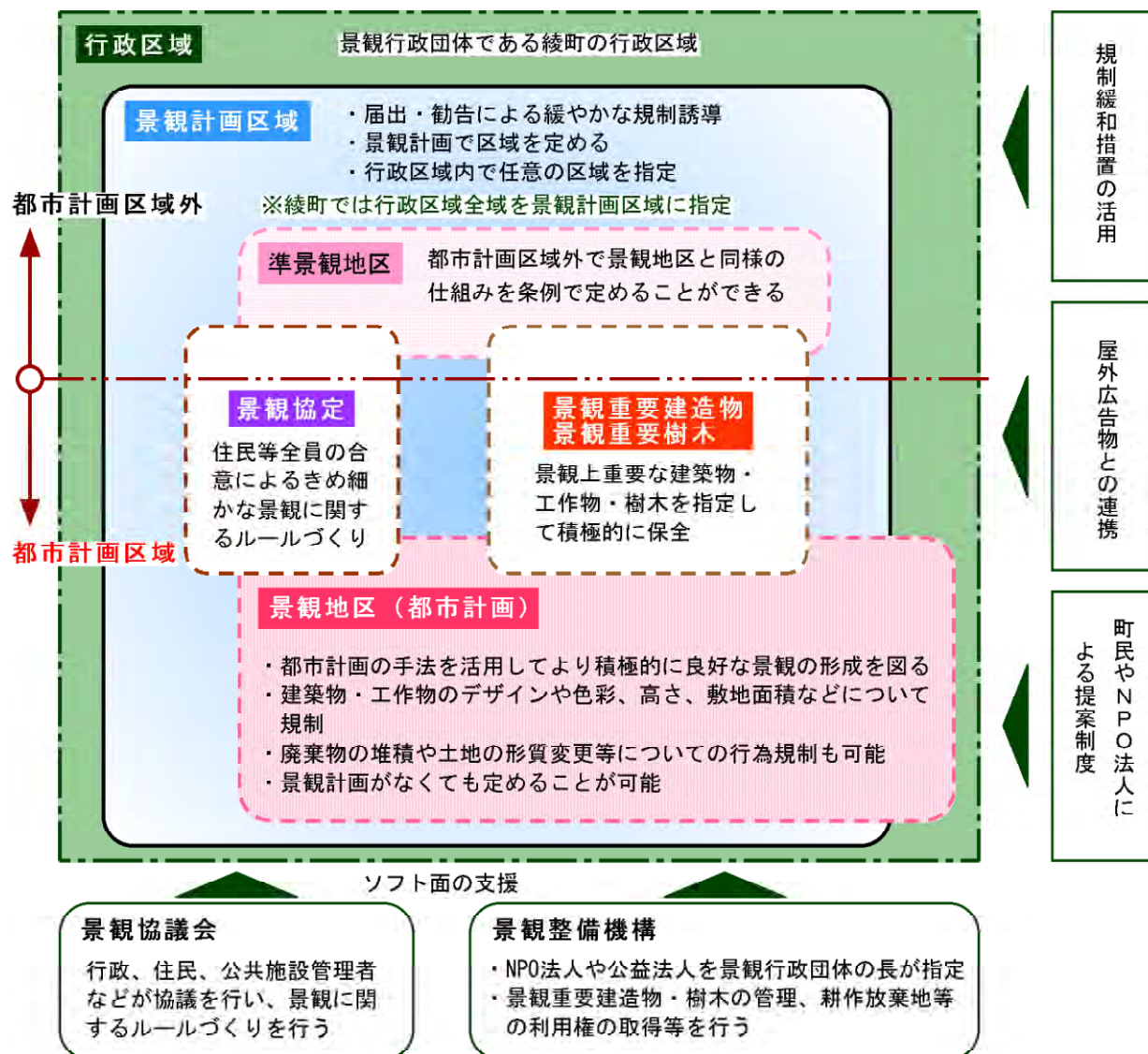
◆景観法の基本理念

- 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであり、地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 良好な景観は、産業観光やその他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであり、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組がなされなければならない。
- 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものとして行われなければならない。

◆景観法の主体の責務

- 国は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。また、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する
- 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。
- 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

◆景観法のスキーム



（２）景観計画に定める事項

景観計画は、景観法の基本となる仕組みとして景観の形成に関してその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。以下に、景観計画に必ず定めなければならない事項及び必要に応じて定めることができる事項を示します。

◆必ず定めなければならない事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定方針（指定対象となる建造物・樹木がある場合に限る）

◆必要に応じて定めることができる事項

- 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用の許可の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の特例に関する事項

第1章 綾町の概況

1. 自然的特性

(1) 位置・地勢・気候

綾町は宮崎県のほぼ中央に位置し、宮崎市から西方約 20km、大淀川の支流である本庄川をさかのぼったところにある中山間地域です。総面積 9,521ha のうち約 80%が森林で占められ、町域の西部・北部・南西部ともに険しい九州中央山地に連なっています。本町を囲むこれらの山々は、近景としては四季の彩りを感じさせるとともに、平野部からは景観資源の背景として重要な景観要素となっています。

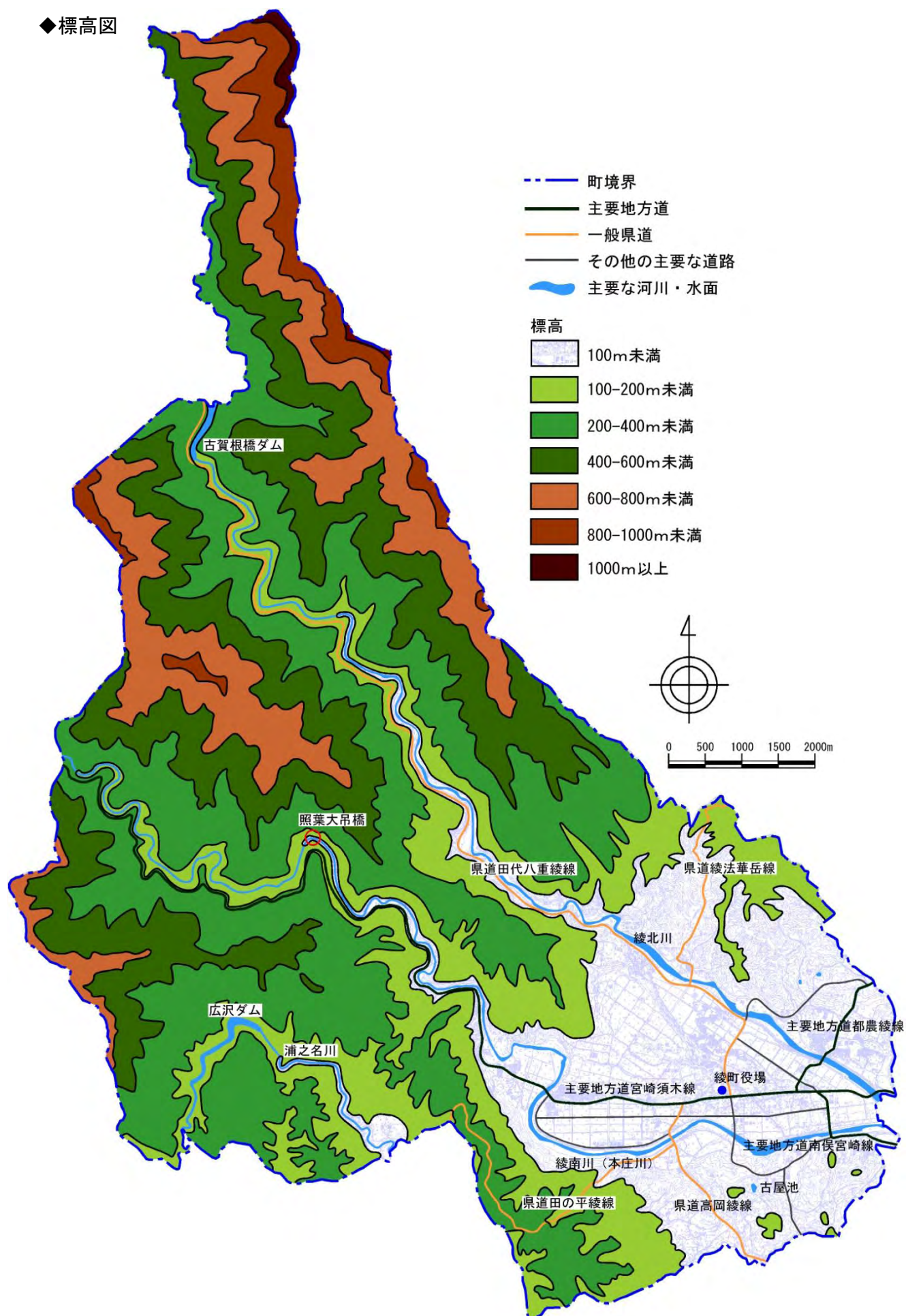
山間部のうち、綾北川と綾南川（本庄川）に囲まれた地域は、急峻な山肌に我が国最大級の照葉樹林帯が広がり、昭和 57 年 5 月に九州中央山地国定公園に指定、平成 17 年 5 月には綾川流域照葉樹林帯保護復元計画（通称綾の照葉樹林プロジェクト）のエリアに指定されるなど、河川に沿って緑の濃い美しい渓谷景観を形成しています。また、ここは豊かな自然の中で鳥獣や魚類の棲息及び植物の生育地となっており、綾ユネスコ エコパークでは原生的な照葉樹林の地域がコアゾーンとして保護されています。

東南部は、周囲が丘陵地となり、綾北川と綾南川（本庄川）に挟まれた平野部に市街地や農業集落、水田等の農用地が集中しています。楔形の中央には錦原台地が突き出ており、畑や果樹園等に利用されています。台地の縁辺は、竹林や雑木林からなる斜面緑地が形成され、市街地の緑の背景となっています。また、台地からは身近な眺望点として緑が多く点在する市街地や田園風景が望めます。

河川は、熊本県白髪岳を源とする綾北川が渓谷や深淵を形成しつつ流下し、北俣地区一帯を灌漑しています。一方、熊本県境の小林市の山中を源とする綾南川は、自然林の間を通り上畑地区に出て南俣地区一帯を潤しています。また、照葉樹林の深い森が貯えた水が綾湧水群として地表に湧き出しており、水量は定かでないものの綾北・綾南の両河川に注いでいます。町の南西部には、浦之名川が険しい谷を縫うように流れ、町境界付近にはこの川を堰き止めた農業用の広沢ダムの湖面が谷を線形に覆っています。

本町の気候は、南西日本のモンスーン気候帯に属し、温暖多雨な地域として位置づけられます。山間部では地形の影響で寒暖の差があるものの、丘陵地に囲まれた平野部は年間を通じて温暖な気候となっています。降水量は、例年梅雨期や台風期に多く、6月の降水量は 500 mmを超えています。また、11月～2月の降水量は少なく晴天に恵まれ、12月になると大陸からの季節風が吹き、初霜の観測もこの頃となっています。降雪は、1月に1・2回降る程度で、積雪はほとんど見られません。

◆標高図



（２）綾町の照葉樹林

本町の現存植生の中で、特に注目されるものは照葉樹林です。

一般に日本の常緑広葉樹林は照葉樹林と呼ばれ、日本の南西部から台湾・中国の雲南省・ヒマラヤ南斜面にかけて見られるものの、世界的に見ると生育地は狭く、その上古くからこの植生域に人間が定住し、人類の文化の発展と極めて密接な関係があったため、残された自然林は少なくなっています。

本町の照葉樹林帯は、原植生に驚くほど近いものが多く、さらに温暖多湿な自然林内には、岩上のシダ類やラン類など、多様な小植分を内在しています。これにより、昭和 57 年に九州中央山地国定公園に指定され、公園内の綾川渓谷に歩道吊橋を架橋しています。この橋の周辺は、照葉樹が競い合いながら生育し、自然生態系を形成しています。また、竹野林道周辺、大森岳南東斜面、曽見谷流域、綾南川沿い、綾南川北部山地斜面などに広がる照葉樹林や錦原台地の斜面緑地、神社等の鎮守の杜などについては、原生的な植分、学術上重要な種や個体群を含む植分、樹齢の古い植分などの理由から、保全すべき貴重な植生（群）として選定されています。

◆照葉樹林の主な樹種

樹高	主な樹種
高木	カシ・シイ・タブ・イスノキなど
亜高木	ヤブツバキ・モッコク・ヤマモモ・ユズリハなど
低木	サカキ・サザンカ・ヤブニッケイなど

これらの照葉樹林をより豊かな森にして未来へ継承し、自然と共生する地域づくりを支援するため、平成 17 年 5 月に綾川流域照葉樹林帯保護復元計画（通称綾の照葉樹林プロジェクト）が趣旨に賛同する多様な主体の参画を得て発足しています。このプロジェクトは、約 1 万 ha の森林を対象地域に、原生的な照葉樹林で保護林に指定する区域、人工林から照葉樹林に復元を図る区域、森林環境教育等への利用を目指す区域、持続的な林業経営を行う区域などにゾーニングし、適切な管理を行うものとしています。

一方、豊かな森を擁する本町は、野鳥生息環境にも恵まれており、水系と照葉樹林の豊富さにより水辺系や森林性の種類が豊富で、四季におけるバランスも比較的良好です。特に、クマタカ、ヤイロチョウなどの希少種やヤマセミ、アカショウビンなどの溪流性の野鳥が確認されています。

◆綾の森の動植物たち



ニホンカモシカ



ベッコウサンショウウオ

動物

ニホンカモシカ
クマタカ
ヤイロチョウ
ベッコウサンショウウオ 等



ヒュウガミツバツツジ



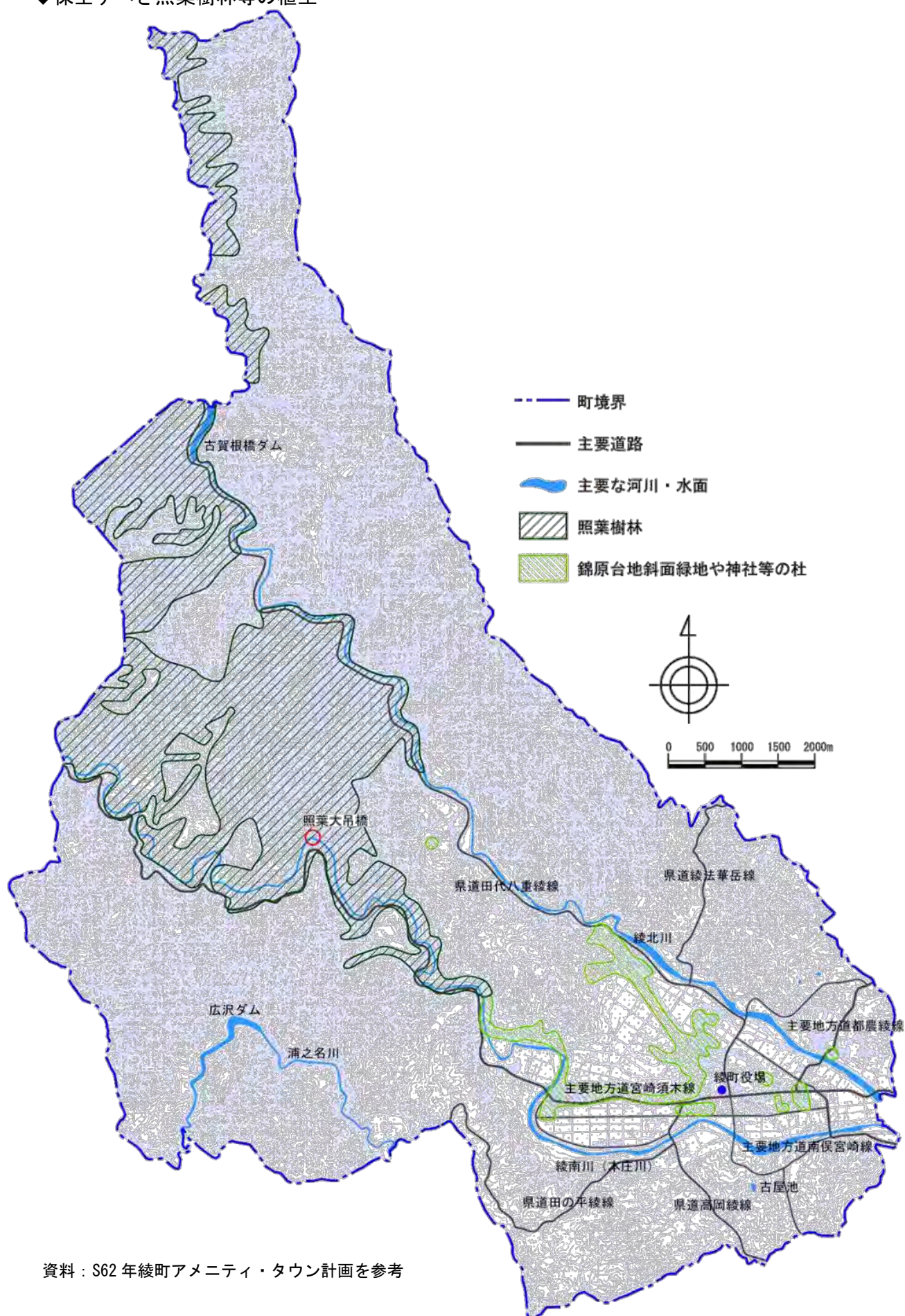
ナゴラン

植物

イチイガシ
ヒュウガミツバツツジ（通称：イワツツジ）
ナゴラン
クマガイソウ 等

資料：綾ユネスコ エコパーク地域連携協議会パンフレットより

◆保全すべき照葉樹林等の植生



資料：S62 年綾町アメニティ・タウン計画を参考

2. 社会的特性

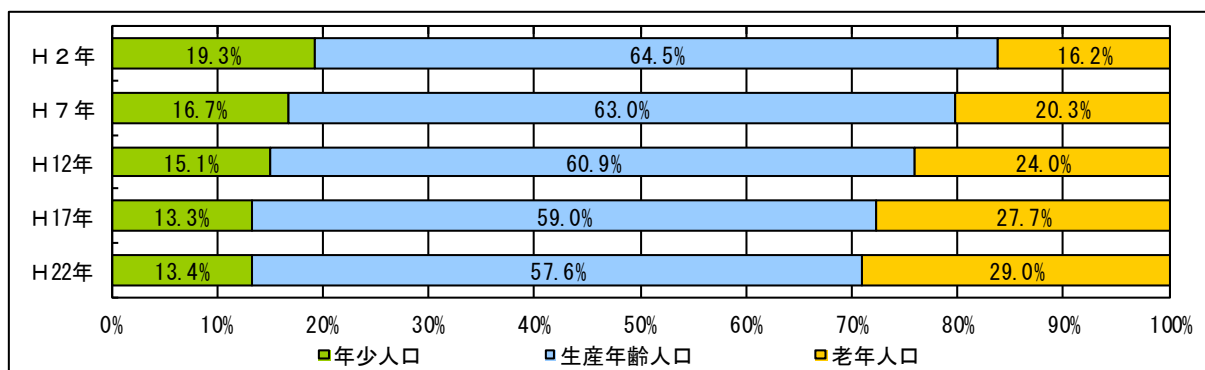
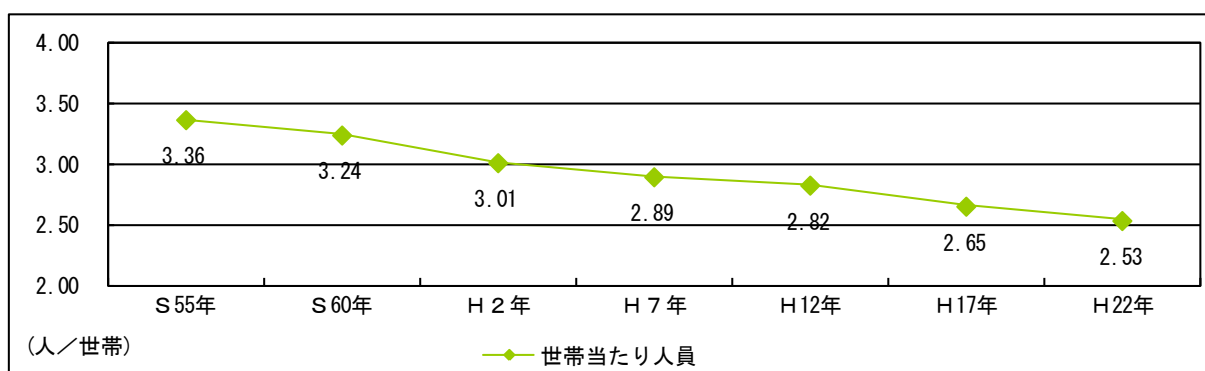
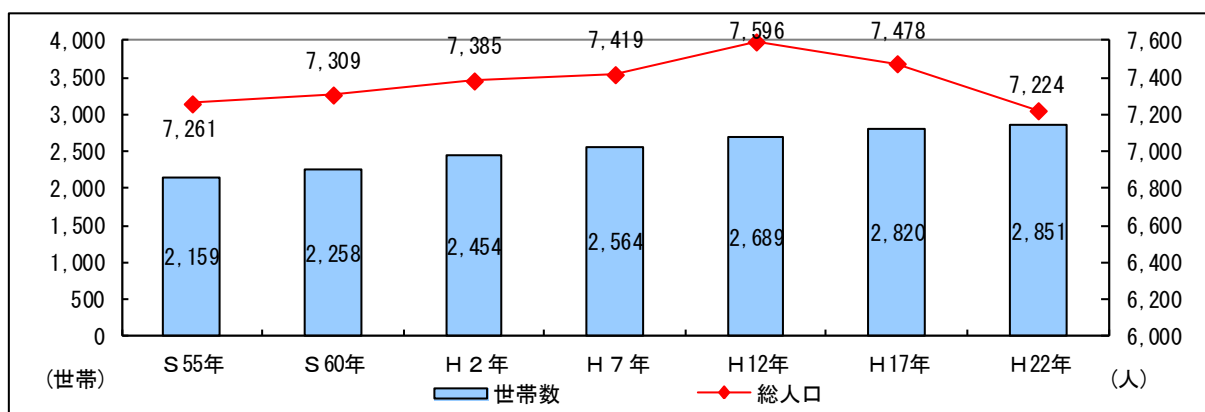
(1) 人口・世帯数

本町の平成22年10月現在の国勢調査総人口は7,224人、世帯数は2,851世帯となっています。人口及び世帯数の推移を見ると、世帯数は一貫して増加傾向にあるものの、人口は昭和55年から続く増加傾向が平成12年の7,596人をピークに減少に転じています。

平成22年の世帯当たり人員は、2.53人/世帯となっており、一貫して減少傾向が続き、確実に核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口の割合は平成17年とほぼ同様の値を示し、生産年齢人口は減少傾向を見せています。一方、老年人口は29.0%と大きく増加しており、超高齢化の進展が顕著に見られます。このことから、活力の低下や財政負担などへの影響が懸念されており、これらに対応したまちづくりや各方面での取り組みの充実を図る必要があります。

◆人口・世帯数・年齢3区分別人口の推移



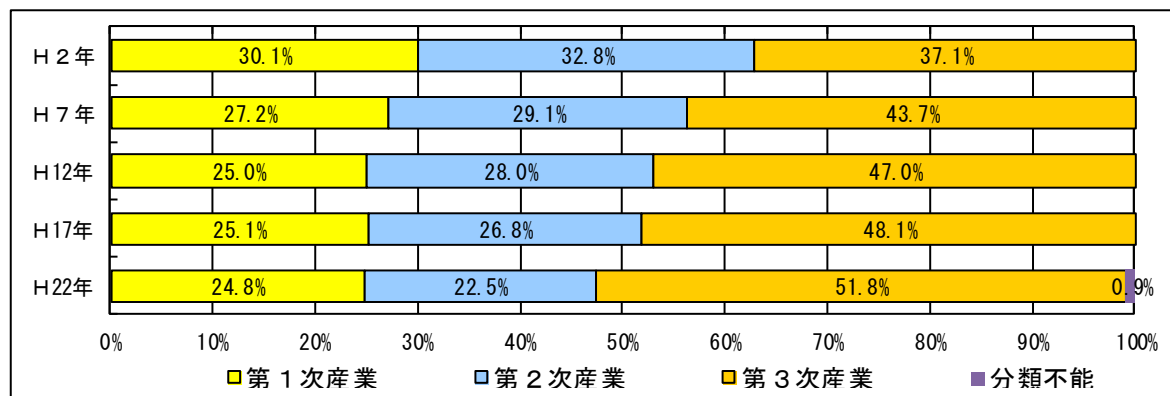
資料：国勢調査

(2) 産業

①産業構造

本町の産業構造を産業別就業人口で見ると、総人口の減少とともに就業人口総数も減少し、平成22年では3,650人となっています。産業別の構成比の推移を見ると、第1次産業は自然循環機能を生かした自然生態系農業に対する長年の取り組みの成果が現れ、平成12年以降はほぼ横ばいで推移しています。第2次産業は実数・構成比とも減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向で推移しています。

◆産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

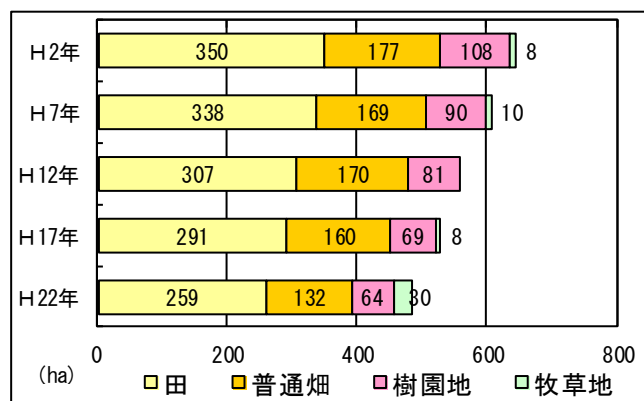
②農林水産業

本町の農業は、経営耕地面積、農家数とも大きく減少しているなかで、専業農家数や第1種兼業農家は緩やかな減少傾向を見せています。

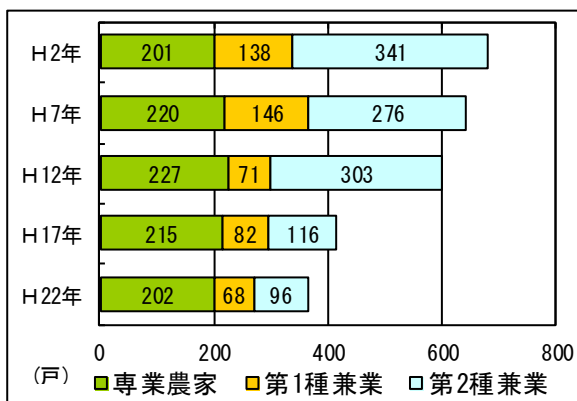
本町では、農業の近代化がもたらした歪みを反省し、農産物の安全性と、自然環境にも調和した農業を推進するため、平成元年から自然生態系農業の基準の設定と基準の審査、認証など一連の厳しい基準と明確なラベルの表示を行うことにより、消費者の信頼を得て全国的な「綾ブランド」を確立し、成果をあげています。今後も、「綾ブランド」を引続き強化・育成するとともに、高齢化と担い手不足に対応するため、多様な形態の農業経営を生産システムの中へ有効に組み入れることが課題となっています。これらの施策を進めることにより農地の荒廃を防ぎ、良好な田園景観を保全する必要があります。

◆農業の状況

(耕地面積)



(農家数)



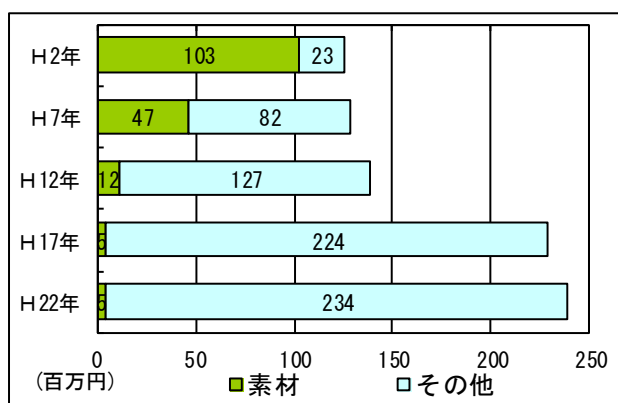
資料：農業センサス

本町の林業は、長年の努力により照葉樹林の保全と林業生産の発展が図られてきたものの、木材価格の長期低迷や生産コストの上昇、従事者の高齢化などにより林業経営を取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。今後は、生産機能をはじめとして生物多様性保全、水源涵養、土砂災害防止、保健・レクリエーションなど森林の有する多面的機能や緑の背景としてその機能を維持するためにも、林業生産体系の見直しや里山の復元、人工林の自然林化、グリーンツーリズム等の推進などによる森林の保全と林業の健全な発展が望まれています。

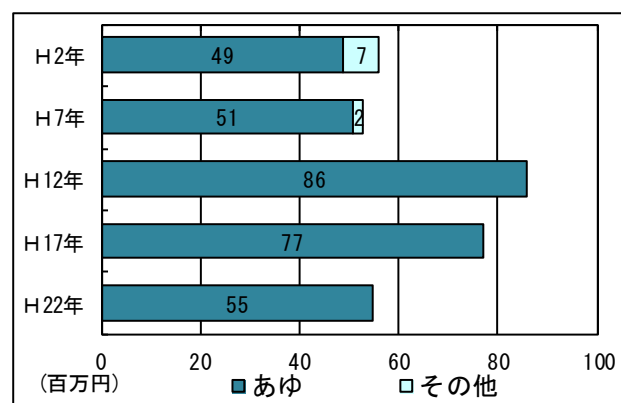
本町の水産業は、内水面漁業として綾北・綾南の両河川におけるあゆ養殖が中心となっています。今後は、観光施設や食品加工も含めた地場産品として産業観光等の地域産業との連携が求められています。

◆林業・水産業の状況

(林産物)



(水産物)



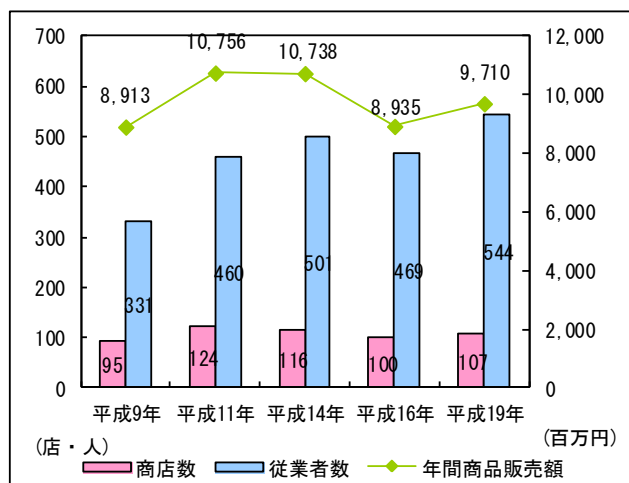
資料：農林水産物生産額（推計）

③商工業・観光

本町の商工業の推移を見ると、商業は消費者ニーズの多様化・高度化、都市間競争の激化などにより、低迷を続けています。工業は社会情勢による企業誘致の不振などにより、指標は平成19年以降減少に転じています。今後は、より高いレベルでの商業活性化や企業誘致、綾のブランド化等による自然生態系農業とならぶ地域の重要な産業資源の育成が求められています。

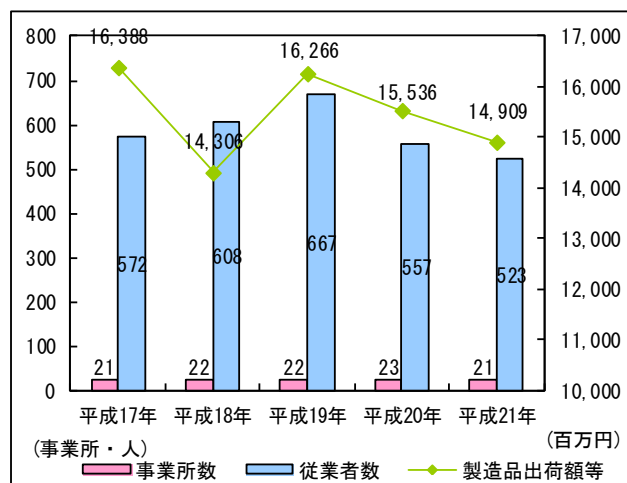
◆商工業の状況

(商業)



資料：商業統計

(工業)

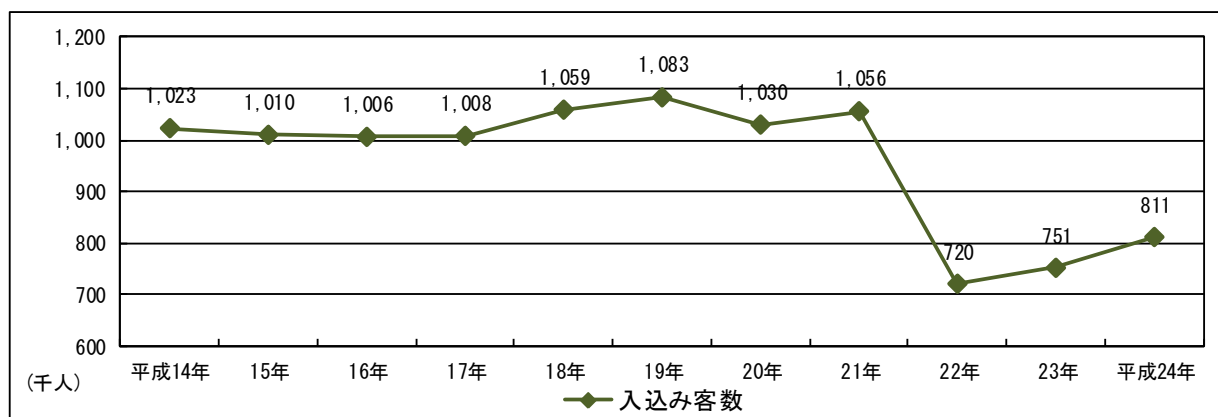


資料：工業統計

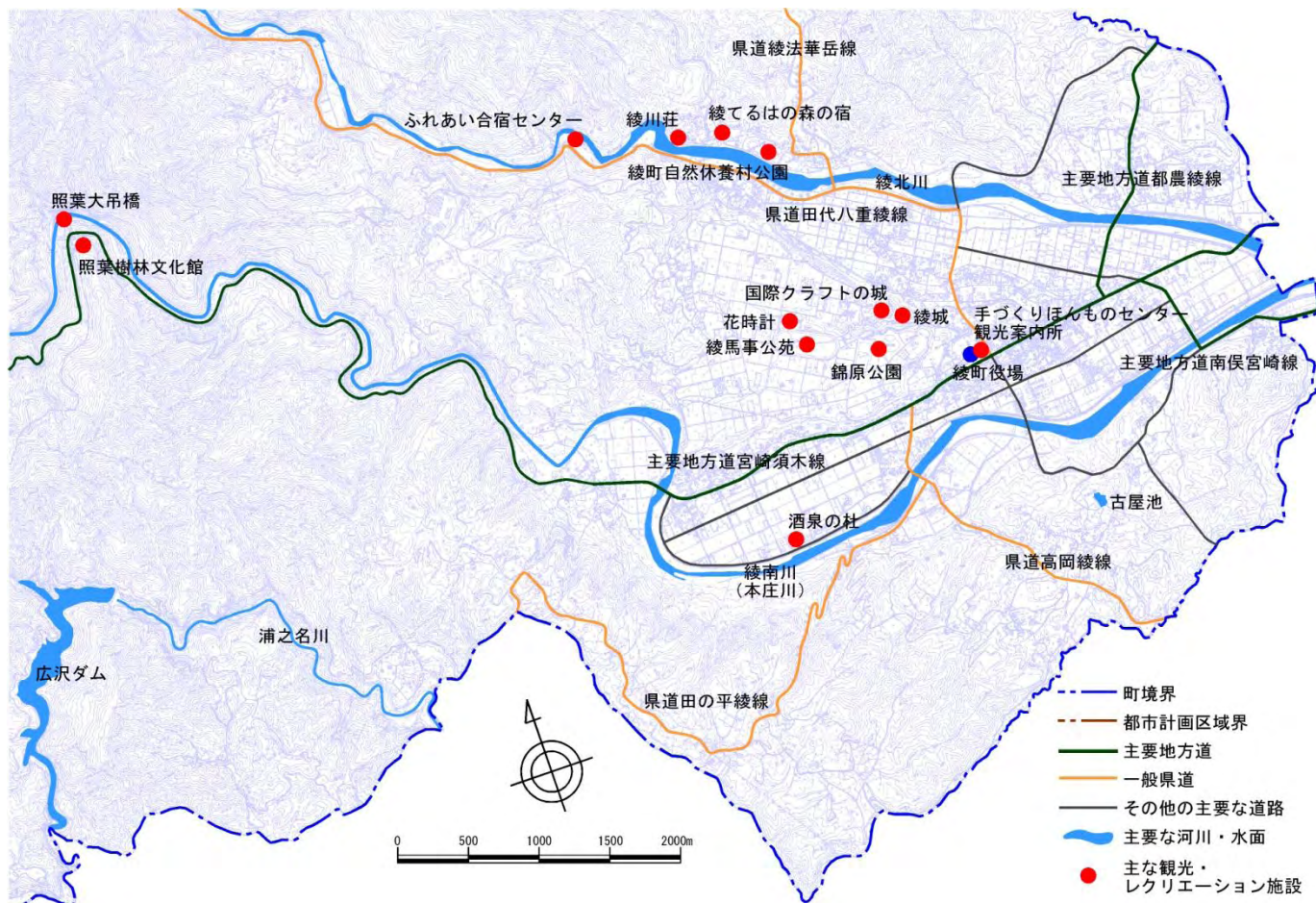
本町の観光は、国際クラフトの城や酒泉の杜などの観光拠点の整備及び綾馬事公苑、スポーツ・合宿施設、街路樹、歩道の植栽など、ハード面の整備は進展しているものの、近年入込み客数は横這い傾向から平成22年に大きく減少しています。このような中、近年の照葉大吊橋のリニューアルや綾ユネスコエコパークの登録などにより、回復傾向がみられています。

今後は、イベントの明確化、企画面の充実などソフト面の強化が求められており、合宿誘致や自然生態系農業及び照葉樹林を活用したグリーンツーリズムの振興による滞在型観光への転換が重要な課題となります。訪れた観光客が本町を思い浮かべるとき、第一印象として「綾の景観」が思い浮かぶよう、魅力や活力、癒しなどが感じられる景観の形成が必要となります。

◆観光入込み客数の推移



◆主な観光レクリエーション施設



(3) 土地利用

本町の土地利用は、行政区域面積 9,521ha のうち、約 8 割にあたる 7,578ha が森林に覆われ、耕地が 735ha (7.7%) その他が 1,208ha (12.7%) となっています。また、町内には都市計画区域が 842ha 指定されており、そのうち 131ha が用途地域に指定されています。

都市計画区域内の用途無指定地域の主には場整備が行われた農地は、農業振興地域に指定されており、農用地区域内の土地は農業投資の効率化を目指して他の用途への転用は行わないものとしています。また、農用地区域外では、優良農用地の転用は行わないこととしています。

近年、土地利用規制の緩やかな都市計画区域外で住宅地のスプロール化が進行しています。田園景観や集落環境の保全のため、スプロール化の規制と中心部における居住環境の整備により、コンパクトな市街地の創出に努める必要があります。

◆都市計画区域の指定状況



◆都市計画区域内の土地利用状況

単位 : ha	自然的土地利用						都市的土地利用									合計
	農用地			山林	その他の自然 地	計	宅地				公共 公益用地	道路 用地	交通 施設 用地	その 他の 用地	計	
	田	畑	小計				住宅 用地	商業 用地	工業 用地	小計						
用途地域内	15.4	9.4	24.8	6.5	1.7	33.0	41.9	6.8	7.7	56.4	18.9	15.3	0.0	7.4	98.0	131.0
用途地域外	200.0	252.0	452.0	46.0	19.9	517.9	62.7	7.6	12.2	82.5	36.9	62.1	0.0	11.6	193.1	711.0
合計	215.4	261.4	476.8	52.5	21.6	550.9	104.6	14.4	19.9	138.9	55.8	77.4	0.0	19.0	291.1	842.0

資料：平成 19 年度都市計画基礎調査

◆用途地域の状況

用途地域名	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	工業地域	合計
面積 (ha)	26.0	76.0	14.0	15.0	131.0

（４）道路・公園・公共施設

本町の主要な幹線道路は、主要地方道宮崎須木線をはじめ県道７路線が隣接又は周辺地域と連絡しています。これらの県道の舗装率は１００％となっているものの、中心部周辺から山間部にかけては改良率が低く、歩行者の安全や円滑な交通流動が確保されていないため、早急な改良整備が求められています。

主要地方道宮崎須木線は、本町と県都宮崎市を結ぶ重要な幹線道路となっており、産業観光ルートとして広域の観光振興を図る上でも重要な役割を担っています。市街地部の沿道には、歩道の植栽や街路樹が整備され、市街地の西側は役場の緑や台地の斜面緑地と調和した良好な沿道景観を形成しています。

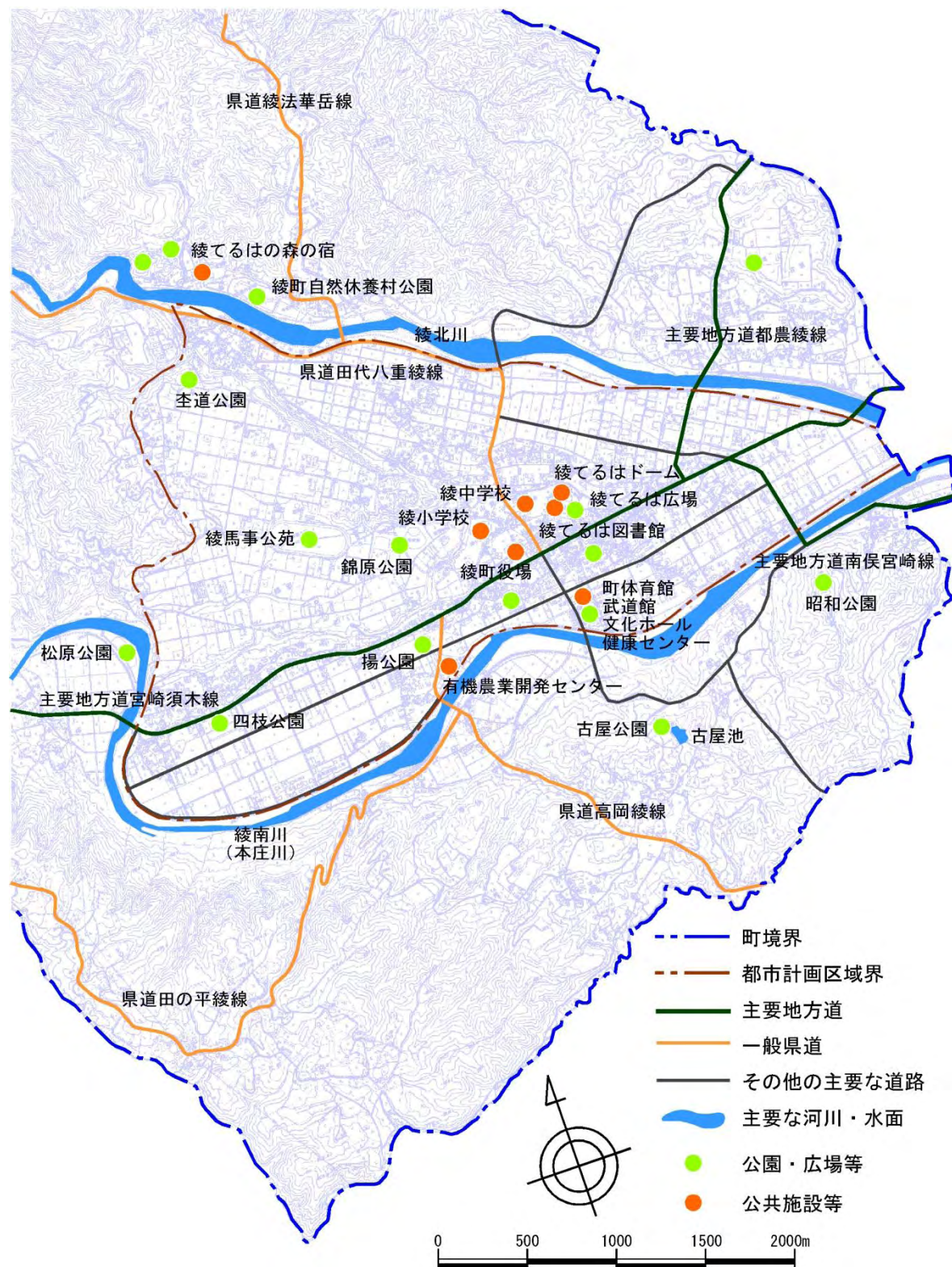
綾北川沿いに走る県道田代八重綾線は、地形上谷を縫うように走るため大雨時の法面崩壊が多く、空道集落以西の改良が望まれています。この道路は、綾北河畔に整備された綾町自然休養村公園や綾てるはの森の宿などの施設へのアクセス道路となっており、来訪者を迎える街路樹などによる沿道修景が求められます。

「全町公園化」をテーマとしている本町には、都市計画公園の総合公園として錦原公園（１１ha）が整備・供用されています。都市計画以外の公園としては、河川敷を活用した河川公園や地区の児童遊園などがあります。四枝地区の四枝公園をはじめとして、地区住民の身近な憩いの場となる公園では、芝生の上で高齢者のグラウンドゴルフ等が行われており、よく整備された公園内にある照葉樹は沿道や地区の景観に表情を与えています。

今後は、公園と自然環境や施設系緑地等とのネットワークの形成や積極的な照葉樹の植林、河川空間を利用した河川公園の整備などを進めるとともに、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に対応した維持・管理方法の見直しなどが求められています。

本町の公共施設の整備水準は高く、多くの項目で県内町村部を上回っています。南麓地区には、体育館や武道館、文化ホール、健康センターなどの公共施設が集積しており、建物の合間には照葉樹が多く、緑が豊かな空間となっています。また、綾中学校の東隣には、モデル的木造公共施設である綾てるはドームや綾てるは図書館、綾てるは広場（サッカー場）などが整備されています。今後は、これらの施設の広域的利用など、質的・量的にも拡大した公共施設の維持・管理方法が課題となっています。

◆道路・公園・公共施設の状況



3. 関連計画等

(1) 綾町憲章

本町では、昭和 58 年に「綾町憲章」を定め、以下のようなまちづくりの基本的精神を示しています。

◆綾町憲章

豊かな自然と伝統を活かしみんなの英知と協力で未来にひらく町をめざすために

- ◆自然生態系を生かし育てる町にしよう
- ◆健康で豊かな活力ある町にしよう
- ◆青少年に誇りと希望をいだかせる町にしよう
- ◆生活文化に創意と工夫をこらす町にしよう
- ◆思いやりとふれあいで明るい町にしよう

(2) 第六次綾町総合長期計画

第六次綾町総合長期計画は、平成 23 年 4 月に策定され、平成 27 年度を目標に以下のような都市像を掲げ、6つのまちづくりの柱とこれに沿った基本目標を定めています。

◆将来都市像とまちづくりの柱・基本目標

「自然と共に生き、人と共に生きるまち、綾」

ー農村文化に育まれてきた共生と循環の思想を基調として、
人々が誇りと希望をもって歩む地域社会をめざすー

- | | | |
|-----------------------------|---|-----------------|
| ●力強く活力に満ちたまちづくりのために | → | ○産業振興と町民の働く場の確保 |
| ●快適で住みよい美しいまちづくりのために | → | ○都市基盤の整備と開発と保全 |
| ●明日を担う人づくりのために | → | ○教育・文化の振興 |
| ●健康で安心して暮らせるまちづくりのために | → | ○保健・医療・福祉・食育の充実 |
| ●人と人が助け合い支えあう絆づくり・まちづくりのために | → | ○地域コミュニティの発展 |
| ●自立したまちづくりのために | → | ○適正な行財政運営と町民参画 |

また、景観に関連して、以下のような施策の体系を定めています。

◆景観に関する施策の体系

●景観アメニティの向上

- ・景観形成計画区域
- ・自然景観と調和した開発の規制・誘導
- ・景観条例の運用
- ・景観形成計画重点地区

●公園緑地の整備

- ・緑化の推進
- ・都市計画公園の整備
- ・河川公園の整備
- ・公園緑地の維持管理

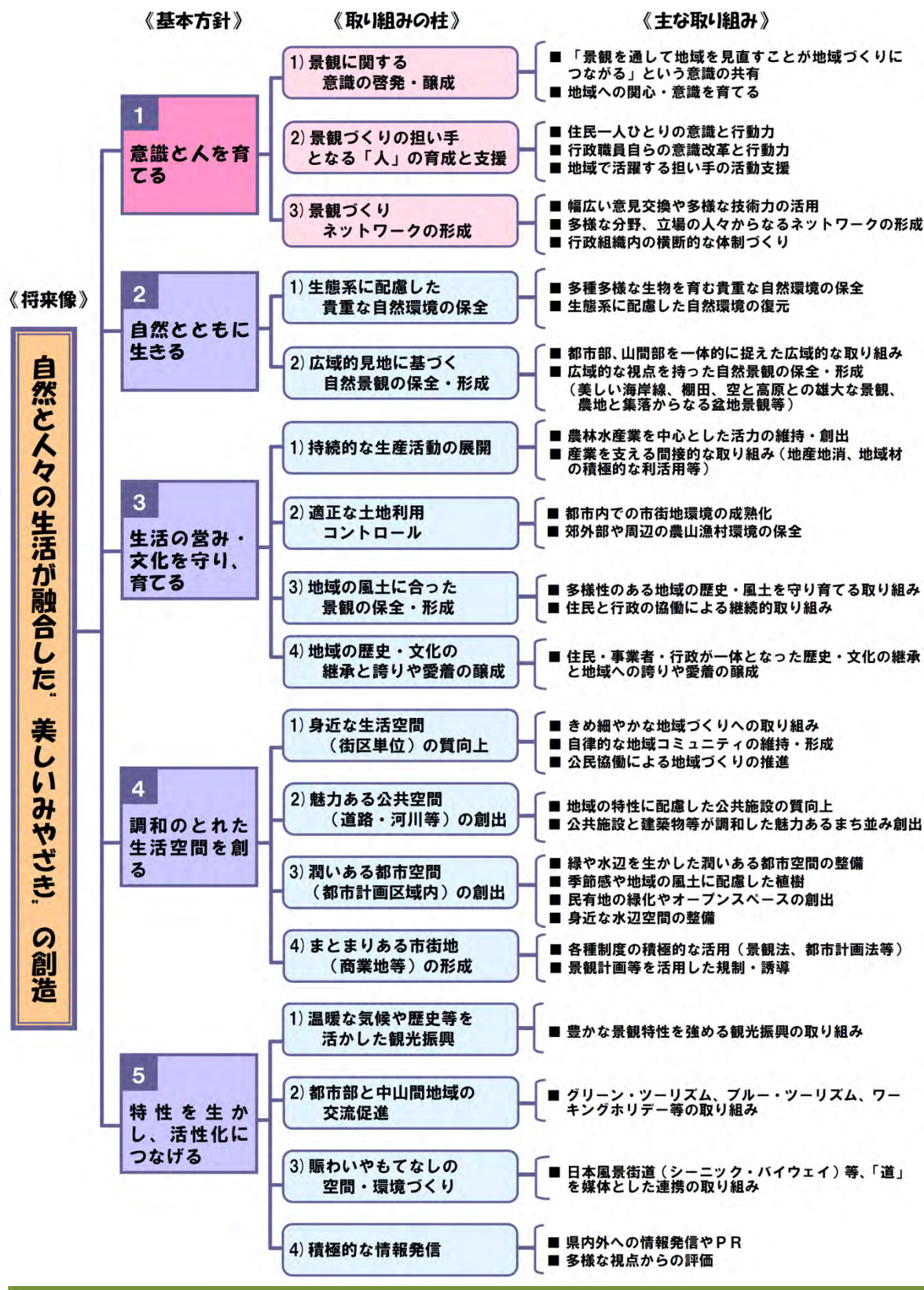
●自然生態系の保護と活用

- 照葉樹林プロジェクト
 - ・照葉樹林保護ネットワークの形成
 - ・自然保護意識の高揚
 - ・照葉樹林復元の推進
- 照葉樹林の活用
 - ・体験学習の場の充実
 - ・グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進
 - ・森林セラピーの推進
- 里地里山の保護と活用
 - ・生物多様性保全の推進
 - ・各種ツーリズムの推進
 - ・ユネスコ エコパークの推進

(3) 宮崎県景観形成基本方針

宮崎県景観形成基本方針は、宮崎県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために、平成19年4月に策定されています。以下に施策の体系を示します。

◆施策の体系



(4) 綾都市計画区域マスタープラン

(綾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)【平成 23 年 4 月】

綾都市計画区域マスタープランでは、綾都市計画区域の将来の都市づくりに向けて、以下の 3 つの基本方向を踏まえて都市づくりを進めるものとされています。

◆都市づくりの基本方向

- ①照葉樹林都市・綾を基調とした、自然と調和したうまいのあるまちづくり
- ②農村文化に育まれてきた、共生と循環を基調としたまちづくり
- ③豊かな自然的環境や農林業、歴史的資源を活かした交流のまちづくり

◆景観に関連する主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する方針：

- 県道宮崎須木線（中央通線）沿道の綾町役場周辺地区の中心市街地に、主に周辺地域の日常品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置し、「綾町中心市街地活性化基本計画」に基づき、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を活かした特色ある商業業務地の形成に努める。
- 入野地区の既存の工業地においては、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。
- 北俣・南俣地区においては、周辺の歴史的環境や自然的環境と調和した住宅地として、良好な居住環境の維持・形成に努める。
- 綾城周辺の丘陵山地は、歴史的街並みの背景を構成する綾町のシンボリックな緑地であることから、積極的に保全・活用する。
- 用途地域外の、各種農業基盤の整備が行なわれている優良な農地の保全に努める。
- 自然災害のおそれのある傾斜地や河川沿いの自然地などについては、積極的に保全する。
- 照葉樹林の九州中央山地国定公園などと連続する、都市計画区域内の自然的環境の保全に努める。
- 本庄川（綾南川）と綾北川の水辺空間や緑地は、都市を構成する自然的環境として積極的に保全する。
- 「照葉樹林都市・綾」を基調としたまちづくりの実現に向け、「綾町の自然を守る条例」に基づいて、綾町全体が自然的景観との調和を図った街並み景観の創出に努める。
- 綾城や名水庭園などの綾町のシンボル景観や河川の桜堤などを活かした都市景観の創出に努める。
- 主要な観光拠点を結ぶ幹線道路や街路については、自然的景観の保全にも配慮しながら、観光資源として特徴のある沿道景観の創出に努める。

(2) 都市施設の整備に関する方針：

- 交通施設
 - 自然や歴史・文化など地域の特性を踏まえた都市景観の魅力向上に配慮した道路の整備に努める。
 - 道路の整備にあたっては、道路自体が美しい風景を体験する重要な視点場となるよう、道路構造物の適正配置や配色に配慮するとともに、緑化に努める。
 - 道路の整備にあたっては、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と同化するよう努める。
- 河川
 - 一層の治水・利水の機能に加え、環境や景観などの生活に潤いを与える空間の確保に努める。また、河川美化運動や緑豊かな水辺空間づくりを促進する市民活動との協働・支援に努める。
 - 河川流域単位で、河川景観に配慮した水辺空間の整備を促進し、住民と連携した河川美化運動などの啓発推進を図る。
 - 生き物の生育・生育環境にも配慮した自然の川づくりを今後も推進し、親水空間の確保に努める。

■公園・緑地等

- 人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な配置と整備に努める。
- 地域住民の意見を反映しながら、公園、緑地、道路などの公共空間に加え、民間空間における緑化の促進を検討する。
- 市街地内に残る貴重な緑地、社寺林などを、身近なみどりとして保全・活用する。
- 綾町において、住民の意見を反映しながら「緑の基本計画」を策定していくとともに、今後の都市公園などの整備は、「緑の基本計画」に基づいて行うことを基本とする。
- 市街地内の森林などについて、総合的な都市づくりの視点で、まちなかの自然的環境と機能の高い公園として、総合公園である錦原公園を配置する。

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する方針：

- 市街地内に残る身近な緑地などの保全・活用、市街地内の河川などにおける水と緑とのふれあいの場の創出、公共空間の緑化などを行い、市街地内の自然的環境ネットワークの形成に努める。
- 市街地郊外部の自然的環境を、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減などを担うものとして保全し、市街地内の自然的環境ネットワークも含めた広域的な環境保全ネットワークの形成に努める。
- 本庄川（綾南川）、綾北川を、環境保全系統や景観構成系統の軸となる河川緑地として位置付け、保全に努める。
- 綾城を囲む森林は、景観構成機能の高い自然的環境として、積極的に保全する。
- 本庄川（綾南川）桜つつみ河川公園と一体となった三本松の保全に努める。
- 土砂災害や浸水被害のおそれのある傾斜地や河岸において、災害防止に寄与する緑地などについては、積極的に保全するとともに、必要に応じた対応を図る。
- 綾城を囲む森林については、風致地区又は緑地保全地区指定などを検討する。

◆綾都市計画区域構造図

＜商業業務拠点＞
それぞれの都市レベルでの都市的サービスを担う商業業務地。

＜地域連携軸＞
圏域間及び圏域内の都市を結び、都市機能の分担・連携を支援するネットワーク軸。

凡 例	
———	都市計画区域界
●	役場
■	用途地域
———	主要地方道
—+—+—	鉄道
———	主要河川
○	商業業務拠点
⇄	地域連携軸



(5) 綾ユネスコ エコパーク登録

綾ユネスコ エコパークは、日本最大規模の照葉樹林を核に、照葉樹林の保護・復元と自然生態系農業を柱とする地域づくりの連携を特徴として、平成 24 年 7 月に登録されました。これにより、生物多様性地域戦略を推進しながら、人と自然が共生し、調和の取れた地域活動をさらに充実発展していくことになります。また、国際的に評価されることで、国内外から本町へ訪れる人の増加が期待されます。

◆綾ユネスコ エコパークがめざす方向性

「人と自然が共生する持続可能な地域」をめざします。

◆ 3つの地域と機能

● 核心地域（コアゾーン）

世界全体の財産として高い価値を持つ地域。各国の法律にもとづいて厳重に守られる大切な地域です。綾では、森林生態系保護地域のコアゾーンとして保護されています。



綾の原生的な天然林

● 緩衝地域（バッファゾーン）

核心地域を保護する役割と共に、自然に負担がかからない範囲で、環境教育や野外活動、調査研究活動、観光、レジャーに利用できる地域。小林市、西都市、国富町、西米良村の一部が含まれています。



綾の照葉大吊橋

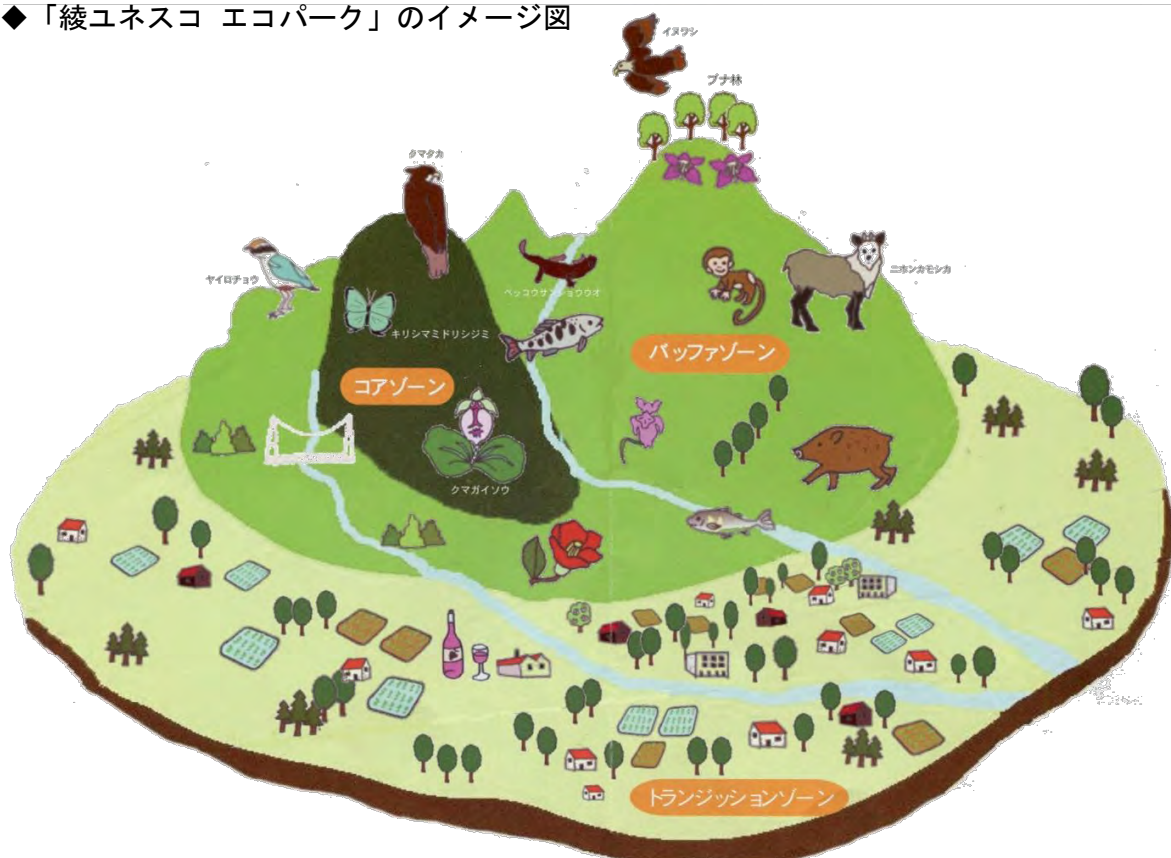
● 移行地域（トランジションゾーン）

人が自然環境と共生する持続的な暮らしを営んでいる地域。様々な社会活動や企業活動ができる。世界自然遺産にはない、ユネスコ エコパーク独特の区域です。

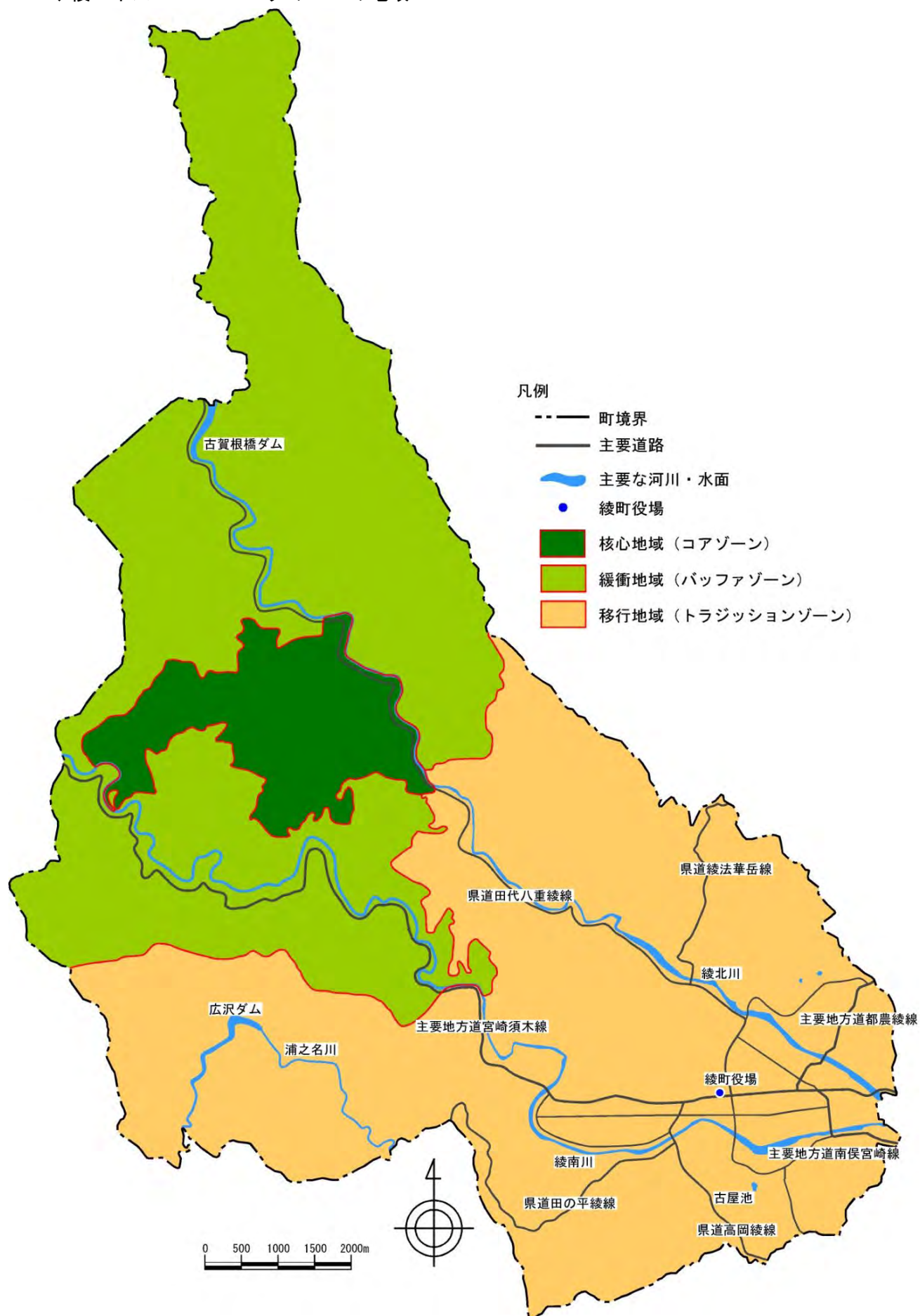


錦原台地の有機農業

◆ 「綾ユネスコ エコパーク」のイメージ図



◆綾ユネスコ エコパークの3つの地域



(6) いのち豊かな綾づくりプラン（綾町生物多様性地域戦略）

いのち豊かな綾づくりプラン（綾町生物多様性地域戦略）は、「綾町憲章」の基本理念や「綾町総合長期計画」のめざすべきまちの姿、「綾川流域照葉樹林帯保護；復元計画（綾の照葉樹林プロジェクト）」の取り組み、綾ユネスコ エコパークのめざすべき景観形成を、“多様で豊かな自然や生きものの保全と人とのつながり”というまなざしをもって実現していこうとするものです。このことは、結果的に「綾ユネスコ エコパーク」の基本理念（人と自然の共生）を追求する道筋となります。

◆私たちの暮らしと生物多様性のつながり

私たちの暮らしは、多様な生きものが循環的に共生する生態系から得られる恵みによって支えられています。生物多様性は“いのちの源”、“くらしの礎”であり、「全ての生命が存立する基盤」です。

◆生物多様性の4つの機能

○基盤サービス

生きものは大気や土壌、水を生み出します。また、生きものがつくった養分は川を通じて海とつながり、豊かな生態系を育みます。



○供給サービス

生きものは、食べ物や生活に必要なほとんどもを生み出します。また、生物の体の成分や機能は、薬や工業分野にたくさん利用されています。



○文化的サービス

生物的自然は、味噌やしょうゆなどの食文化やお祭り、遊び、芸術、信仰、伝説等、地域固有の多様な文化を育みます。



○調整サービス

多様な生物は、気候の調整や、洪水や山崩れの制御、ゴミや有害な廃棄物の分解や無害化等に大きな働きを持っています。



◆綾の将来像



地域毎に見た将来像 ～50年先の未来～



里山と共生する地域
「いのち豊かな里山管理のモデル地域
になっている」



多様な自然と共生する地域
「多様な自然を体感する癒しの里になっている」



野生が息づく地域
「綾の照葉樹林プロジェクトと連携した
森林の保全と利用がおこなわれている」



有機農業の耕作地域
「生きものがにぎわう有機農業の里
になっている」



綾町全域
「人と自然のネットワークが構築されている」



豊かな河川環境地域
「いこい・やすらぎ・体験の水辺空間
になっている」



豊かな住環境地域
「水・緑・くつろぎの空間がある
快適で美しい町並みになっている」



自然と共生した工業地域
「環境経営に取り組む企業が増加している」

(7) C I B (コミュニティーズ・イン・ブルーム) 国際美しいまちづくりコンクール受賞

C I B (コミュニティーズ・イン・ブルーム) は、市町村などのコミュニティ内の住民が、一致団結して国際コンクールへ参加することを通じて、そのコミュニティ内で以下の内容の活性化が生まれることを手助けすることを目的とした、カナダの非利益団体です。

- ①生活の質が向上される
- ②街が美化される
- ③人々が環境問題に取り組む姿勢を持つ
- ④人々が自分の住む町に誇りを持つ

平成24年10月にエドモントンで開催されたC I B国際美しいまちづくりコンクールにおいて、本町はファイナリストとして選ばれ、最高ランクである「5つ花」と特別賞「綾方式—交流と連携」を受賞しました。以下に、審査内容と綾町の採点、現地審査員による受賞理由の概要を示します。

◆審査内容と採点

評価項目	採 点	最高点	割 合
小綺麗さ	129	150	86.0%
環境保護	133	150	88.7%
自然・文化遺産	135	150	90.0%
都市緑化	149	175	85.1%
景観(芝・灌木含む)	170.5	200	85.3%
花装飾	148	175	84.6%
合 計	864.5	1000	86.5%

◆受賞理由

〈綾方式〉

- 約 50 年前に、照葉樹林を大切にしたいと決意し、現在は豊かなみどりに囲まれた「宝石」のようなまちにした。
- 長い時間をかけ、住民が積極的に参加活動のできる「交流と協働」の仕組みを、自治公民館を通じて取り組んできた。
- 樹木の多様性を生かした森の再生へ挑んだ。
- 自己完結型のエコシステムを大切にしたい有機食品の生産の道を選択した。
- 住民(人間力)が最大の資源であることを時間をかけ認識した。
- 自己判断を基本とした住民のアイデアの集積や人材を育成するためのユニークな方法を見出し取り組んできた。

4. 住民意向調査

(1) 調査概要

①目的

本アンケート調査は、綾町の景観づくりの指針となる「綾町景観形成計画」の策定にあたり、町民の意見を反映した計画づくりを進めるため、景観についての町民意識を把握することを目的として実施されました。引き続き本改訂計画においても、綾町の景観に関する町民の意見として反映させるためここに掲げます。

②調査方法

○調査地域：町内全域

○抽出法：住民基本台帳より無作為に抽出

○調査方法：郵送による発送、回収

○調査対象：町内に居住する20歳以上の男女

○標本数：1,000人

○調査時期：平成19年5月実施

③回収結果

総配布数	回収数	回収率(%)
1,000	407	40.7

※設問中で長文となっている項目は、表・グラフ等の作成上の都合により簡略化しています。

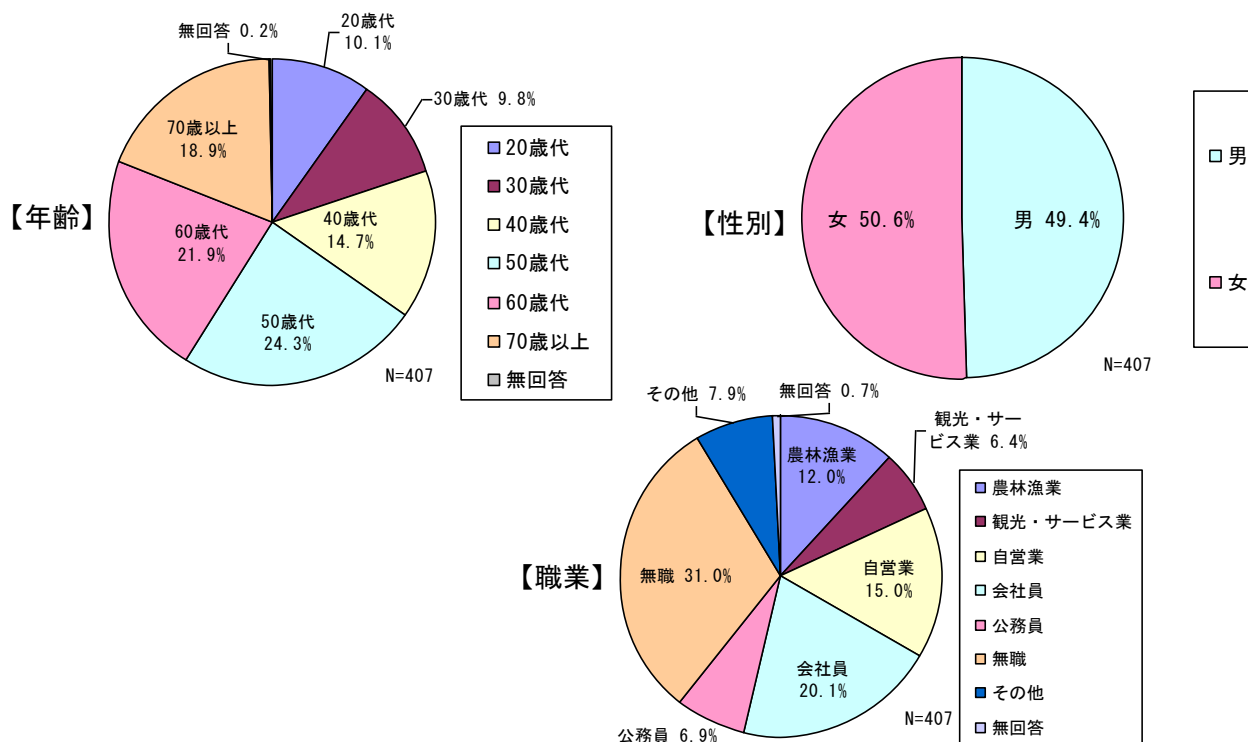
※良否等の評価点は以下の式で算定しています。

$$\text{良否等の評価点} = \frac{(\text{良い} \times 2 \text{点} + \text{まあ良い} \times 1 \text{点} + \text{あまり良くない} \times -1 \text{点} + \text{悪い} \times -2 \text{点})}{(\text{総回答数} - \text{無回答})}$$

(2) 回答者の属性

回答者の属性は、以下のとおりとなっています。

◇回答者は、やや年齢が高く、男女はほぼ同数、職業は無職の方が多い結果となっています。

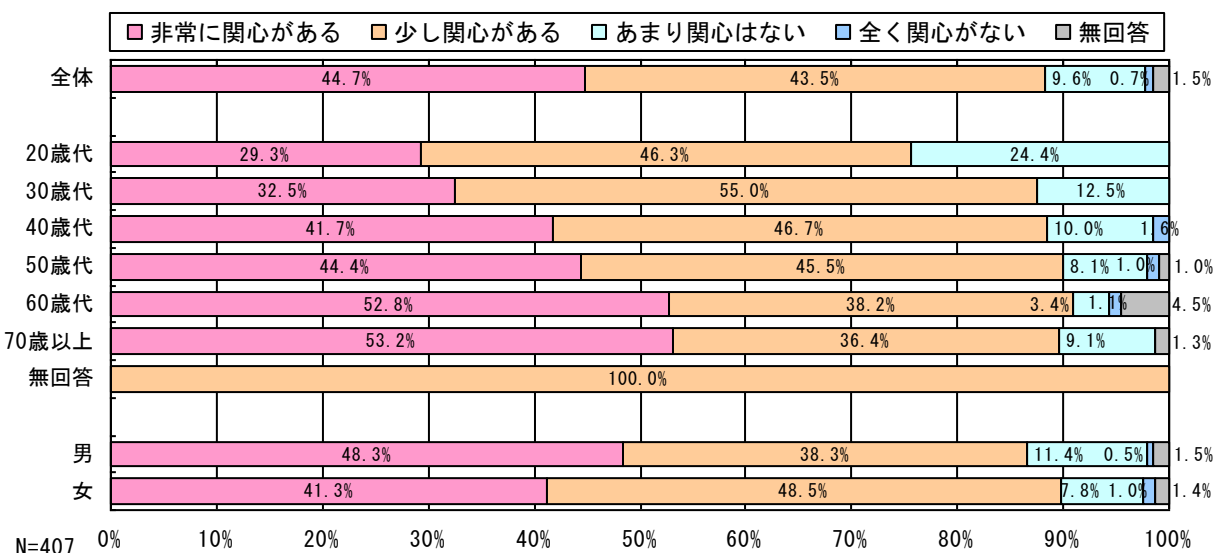


(3) 調査結果

①綾町の景観について

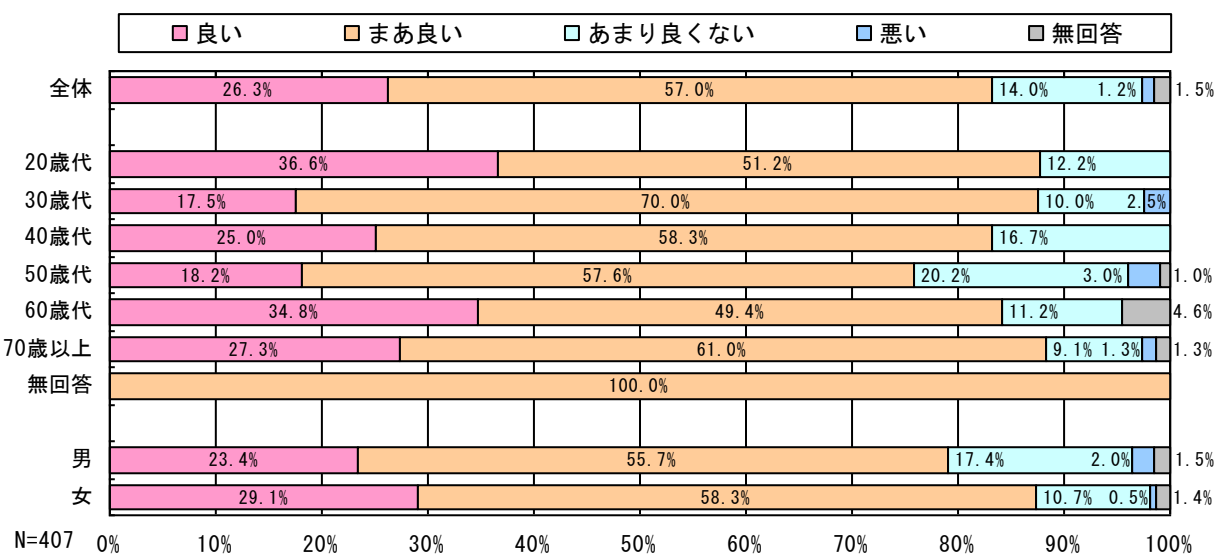
●問 2-1：綾町のまちなみやまちの美しさへの関心度について

◇まちなみやまちの美しさへの関心度は高く、特に年齢が高くなるほど関心度が高くなっています。



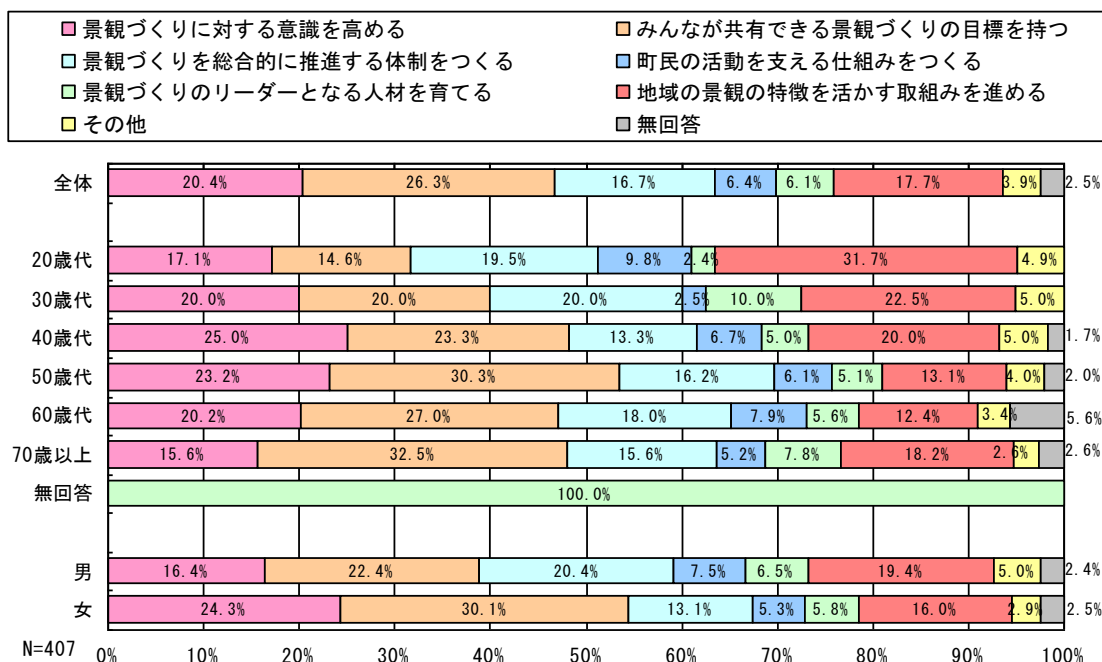
●問 2-2：綾町の景観に対する良否について

◇回答者の8割を超える人が綾町の景観に対して「良い」、「まあ良い」といった肯定的な意見を持ち、中でも若い世代と70歳以上の人に多いようです。



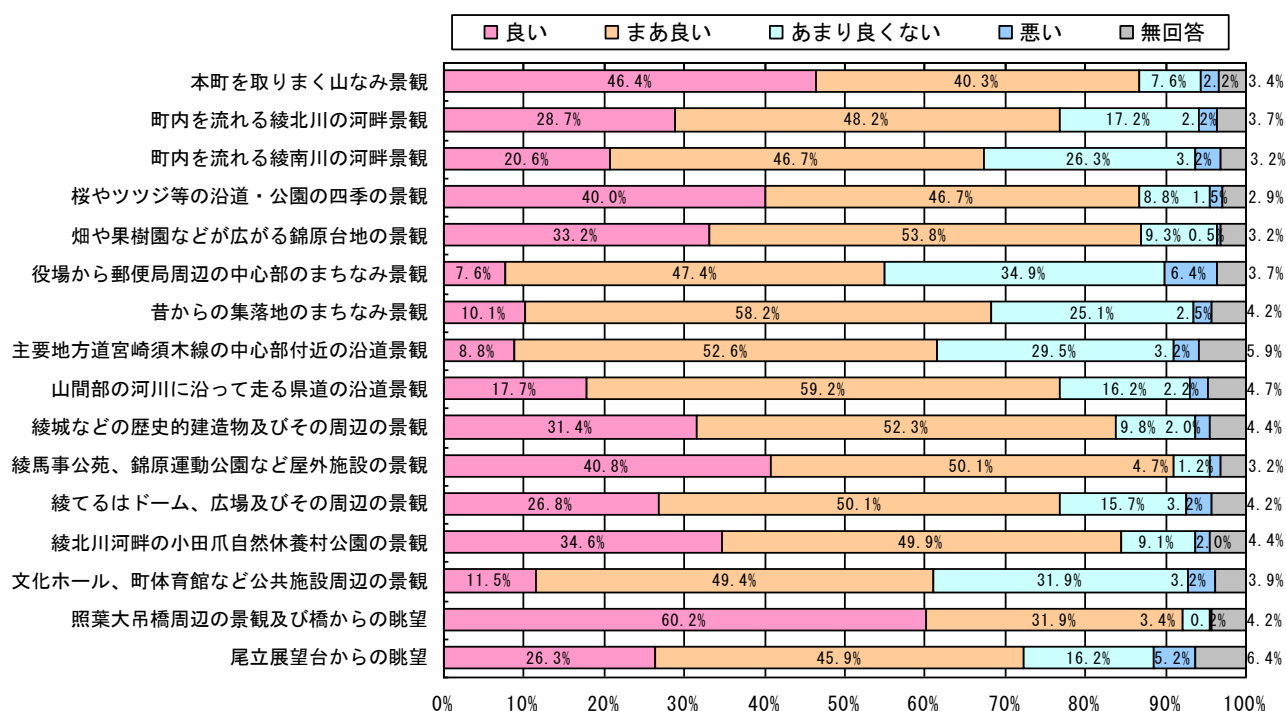
●問 2-3：綾町の景観を守り、つくり、育てるために必要なことについて

◇住民が共有できる景観づくりの目標及び意識の高揚が必要と思う人が多い中で、人材育成や町民の活動を支える仕組みづくりなど、住民参画による景観づくりにはやや消極的な傾向が見られます。また、景観づくりの目標が必要と思う人は年齢の高い人ほど多く、若い世代ほど意識の高揚が必要と感じている人が多くなっています。

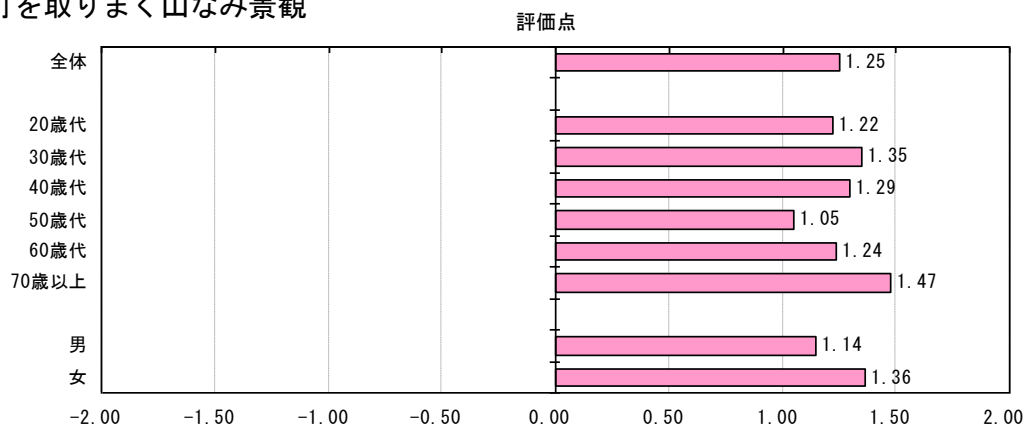


●問 2-4：町内の景観を個別に見た場合の評価について

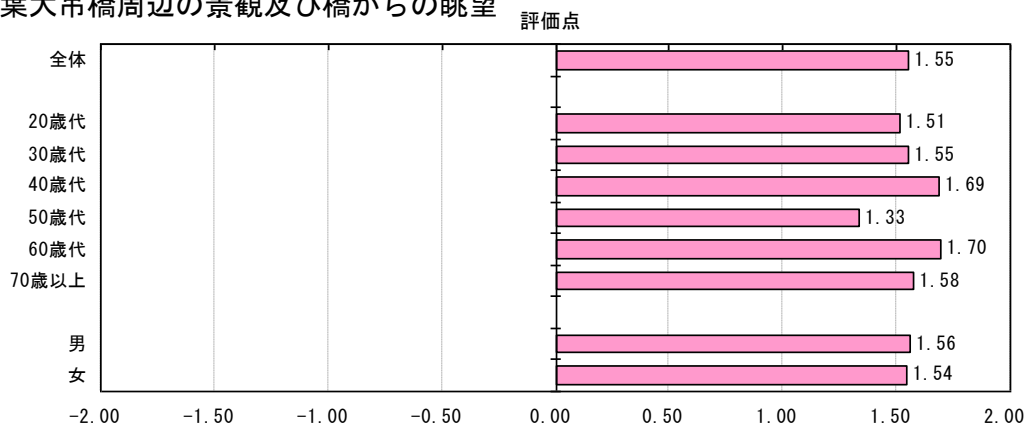
◇照葉大吊橋周辺の景観や橋からの眺望、まちを取りまく山なみ景観などで評価が高く、中心部のまちなみ景観公共施設周辺の景観などで評価が低くなっています。



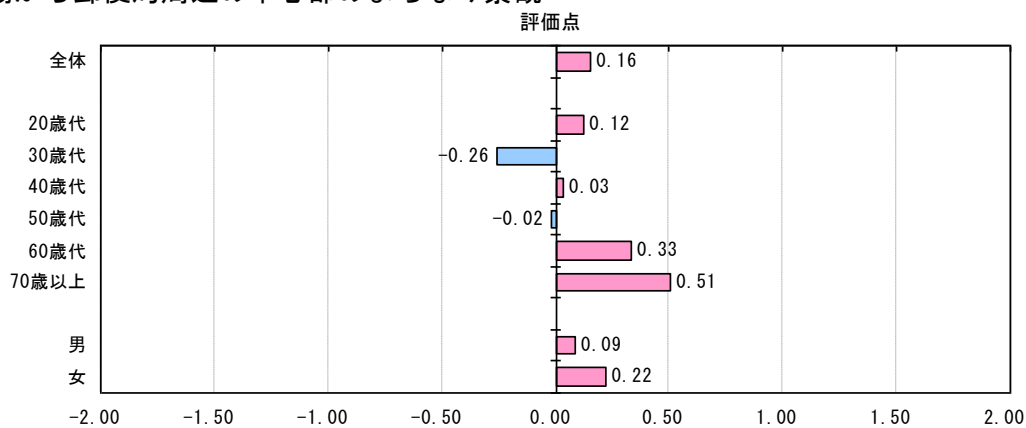
1. 本町を取りまく山なみ景観



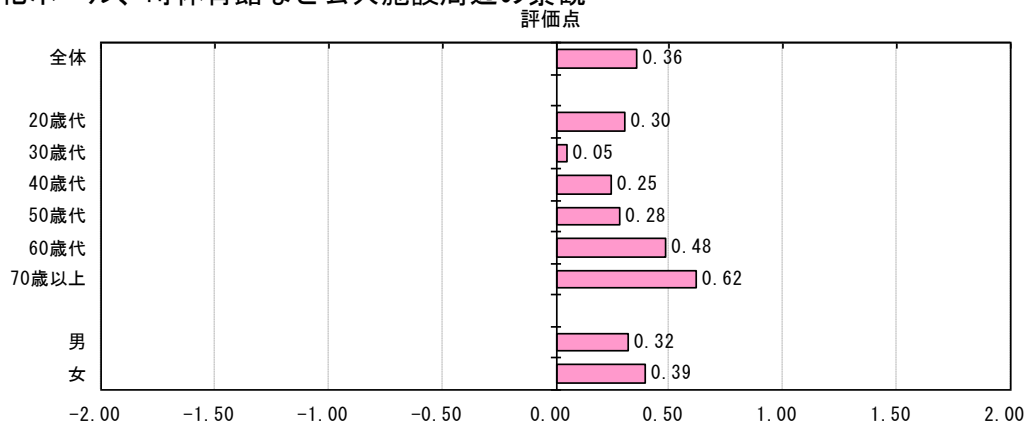
15. 照葉大吊橋周辺の景観及び橋からの眺望



6. 役場から郵便局周辺の中心部のまちなみ景観

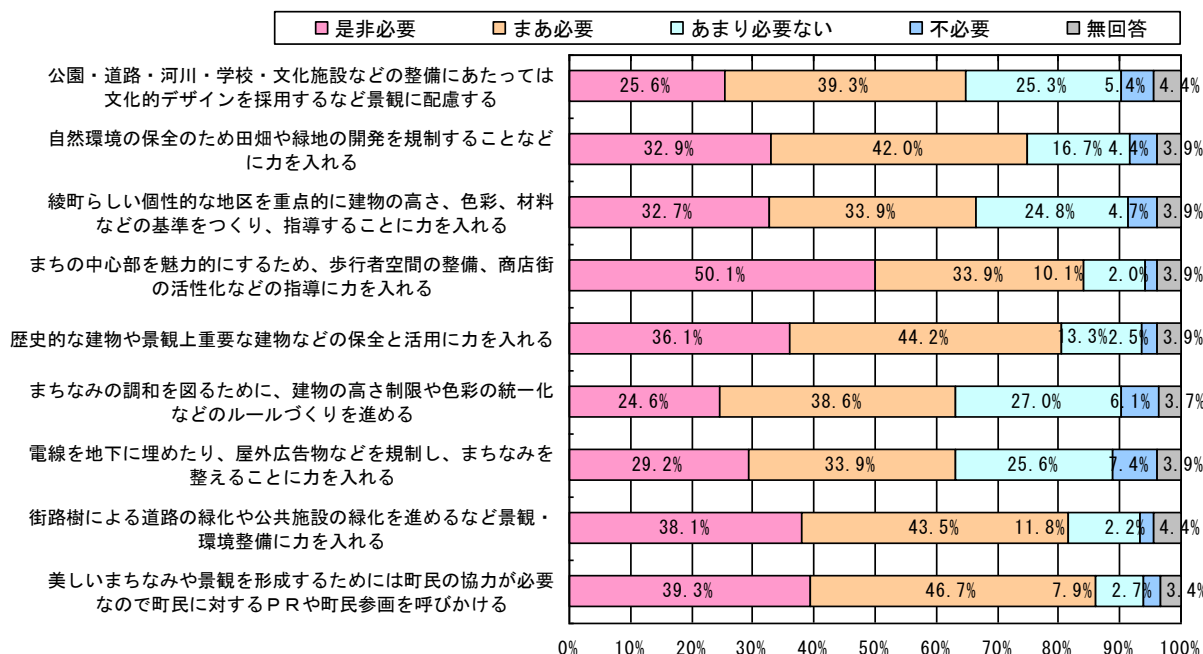
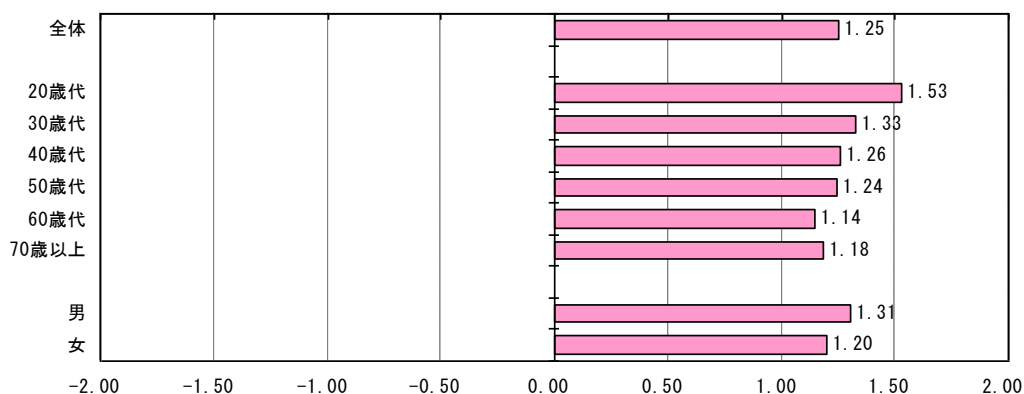
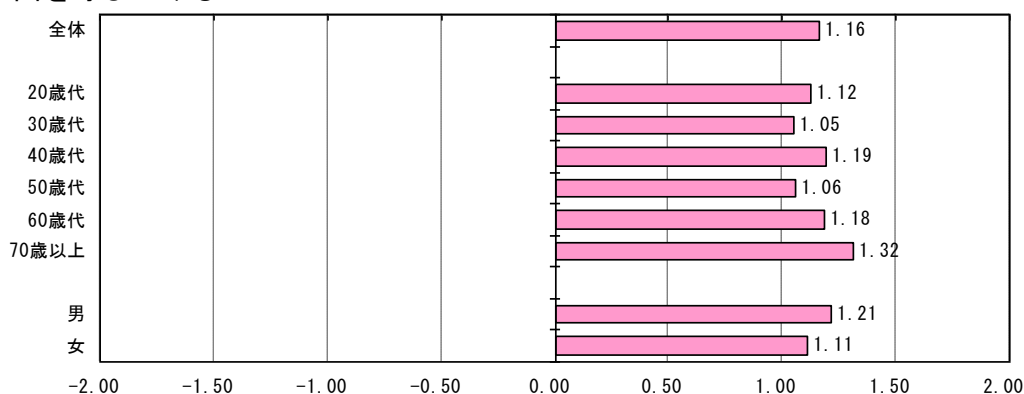


14. 文化ホール、町体育館など公共施設周辺の景観



●問 2-5：今後の景観づくりに必要な施策について

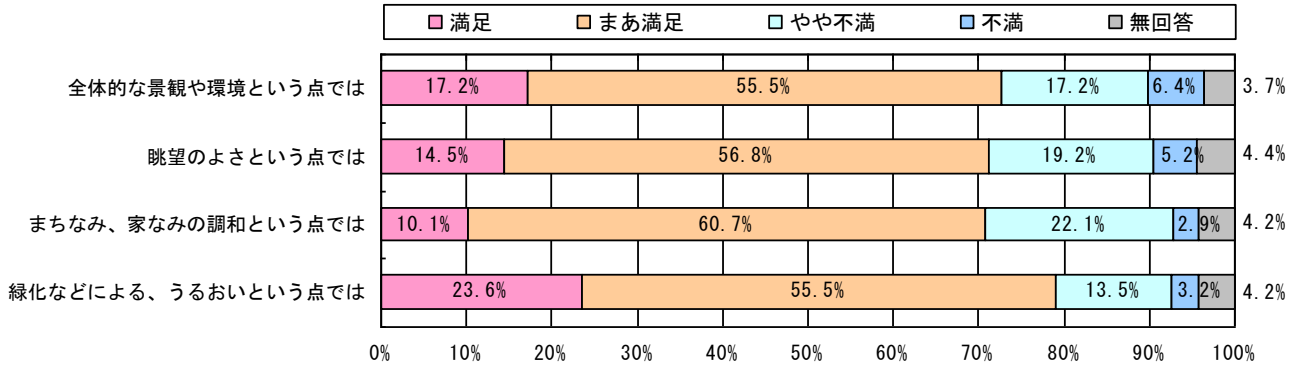
◇前述の中心部のまちなみ景観の評価点が低いことも関連して、中心部を魅力的にするための歩行者空間の整備や商店街の活性化に対して、特に若い人に必要度が高く、住民参画に対するPRや呼びかけについても多くの町民に望まれています。

4. まちの中心部を魅力的にするため、歩行者空間の整備、商店街の活性化などに力を入れる
評価点9. 美しいまちなみや景観を形成するためには町民の協力が必要なので、町民に対するPRや町民参画を呼びかける
評価点

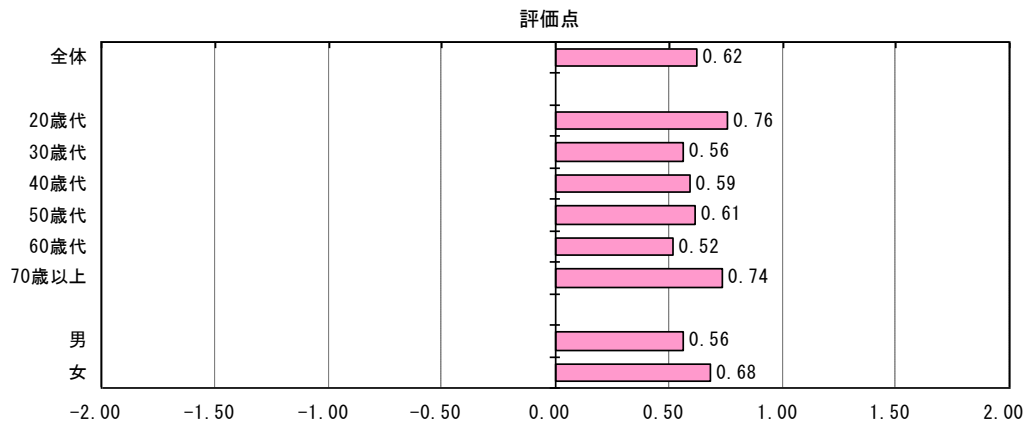
②回答者の居住地区の景観について

●問 3-1：居住地区の景観の満足度について

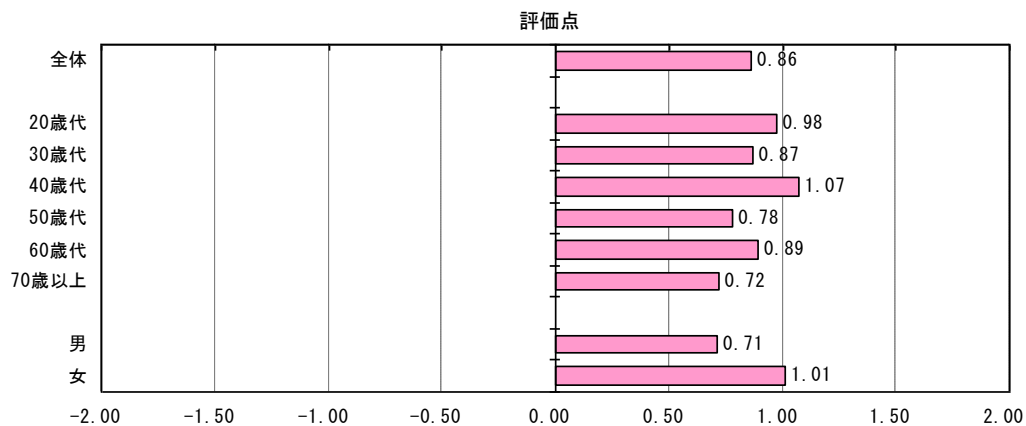
◇地区の全体的な景観や環境については、7割を超える人が満足と感じており、特に緑化などによるうるおいという点については、高い満足度を示しています。



1. 全体的な景観や環境という点では

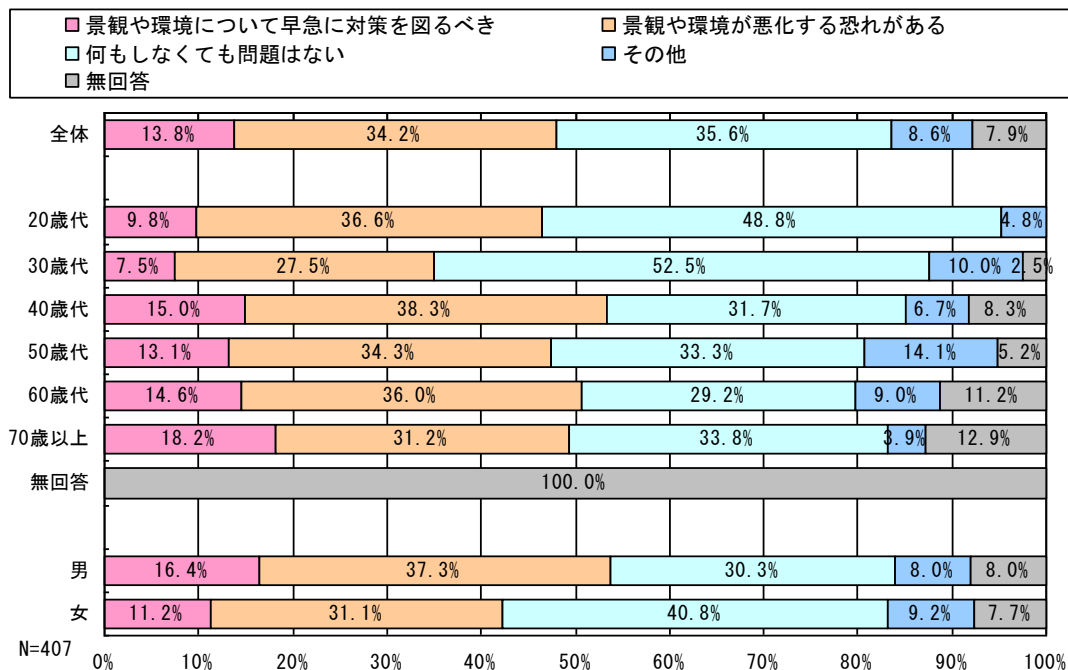


4. 緑化などによる、うるおいという点では



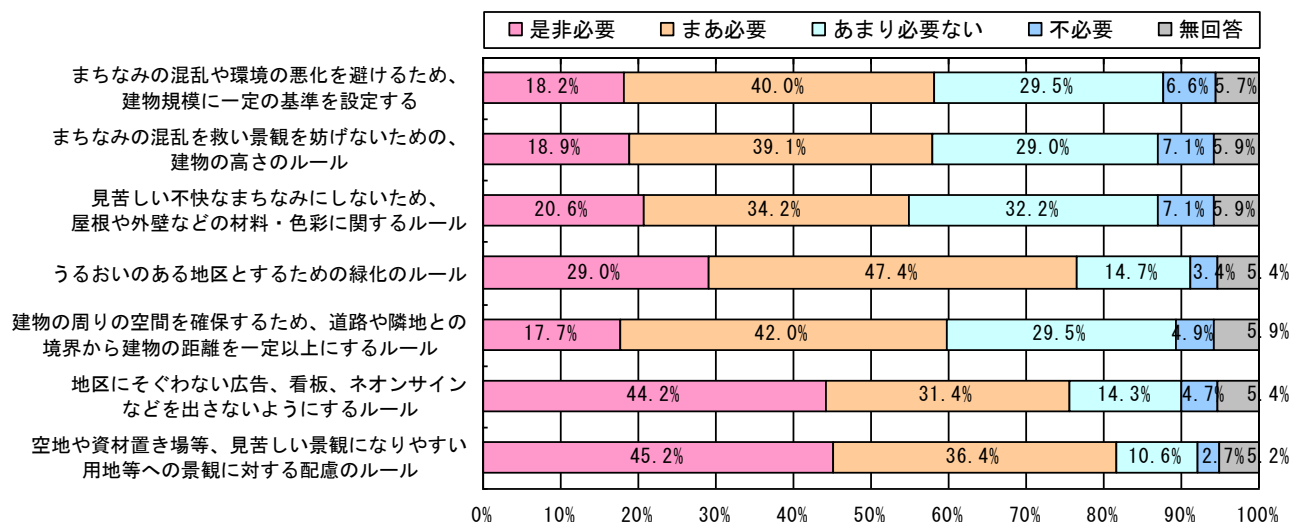
●問 3-2：居住する地区の景観について

◇回答者の居住する地区の景観については、問題はないと環境の悪化を恐れるとの意見が二分されています。年齢別では、概ね年齢が高いほど早急に対策を図るべきと考える人が多く、若い世代では何もしなくても問題はないと思う人が多くなっています。

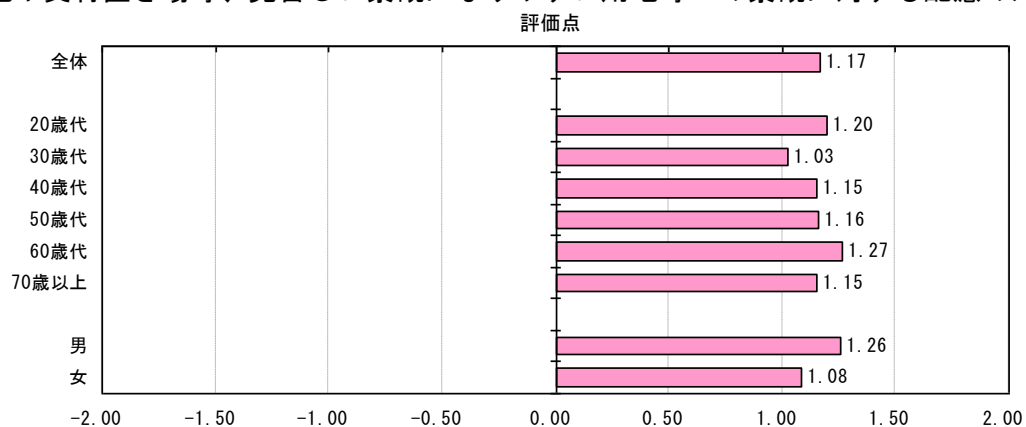


問 3-3：景観づくりに対する基準の必要性について

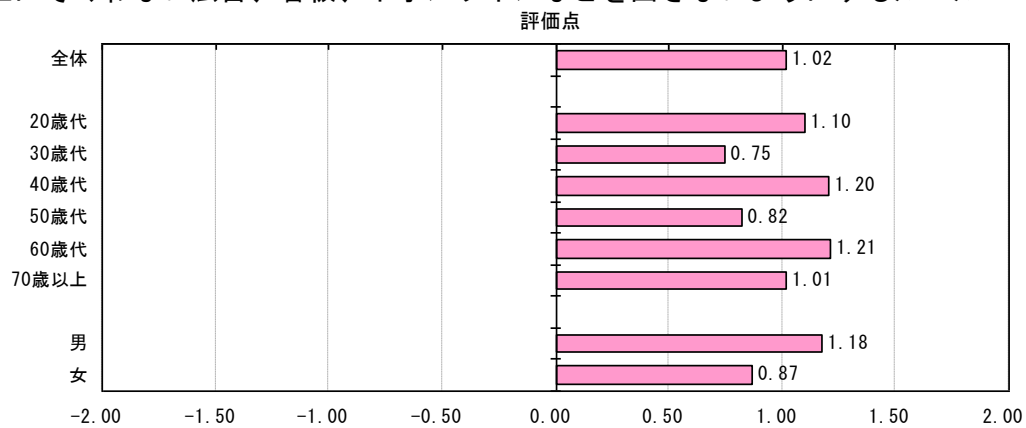
◇基準の必要性について、8割を超える人が空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等に基準が必要と答えています。また、景観を阻害する広告・看板等を出さないことや緑化についても基準の必要性が高くなっています。一方、建物の高さなど建築物に関する基準づくりについては必要性が低い結果となっています。



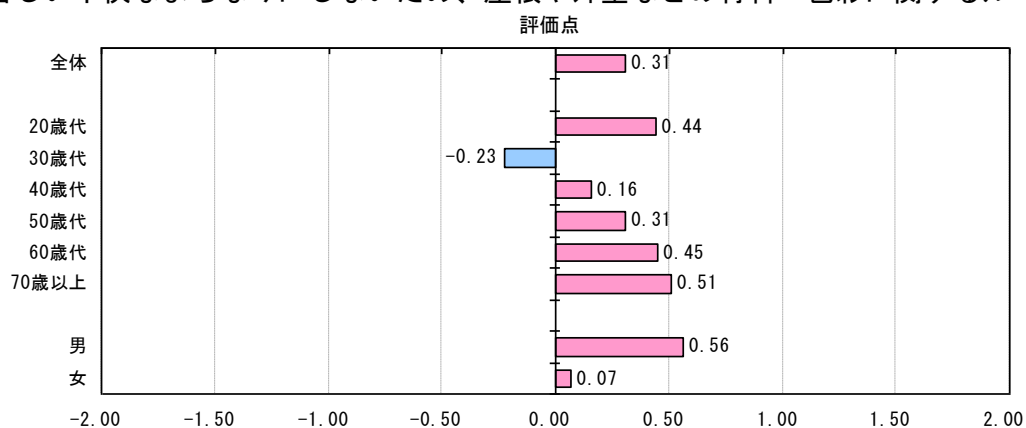
7. 空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等への景観に対する配慮のルール



6. 地区にそぐわない広告、看板、ネオンサインなどを出さないようにするルール



3. 見苦しい不快なまちなみにしないため、屋根や外壁などの材料・色彩に関するルール



●問 3-4：町内で最も綾町らしいと感じる良好な景観について（抜粋）

花、緑が多いところ（整備された沿道）	錦原運動公園
どこを見渡しても山や森が目に入る	地区毎に植えられた花壇の花
錦原運動公園内つき山山頂から見た綾町の景色	宮崎須木線の街路樹
照葉樹林と照葉大吊橋	綾北川溪谷
杣道の水車がある公園（美しい山、せせらぎ、蛍）	綾馬事公苑などの四季の花
綾城からの景色	川久保橋から見た綾北川上流と山なみの風景

●問 3-5：特に景観を損ねていると思うもの（抜粋）

市街地での老朽建築物や空店舗	照葉樹林の中の鉄塔が目立ち景観を損ねている
道路沿いのゴミ収集所	セメントプラント、綾てるはドーム
パチンコ店	綾てるはドームの高さで山の景観が損なわれた
木の伐採や公共施設周りの雑草	住宅地の空地に置かれた廃材
放置された農園や畑	綾てるはドーム街灯明かりで星空が見えなくなった
中心部のとても目につく色の店舗	綾城周辺の杉や竹が大きくなり景色が見えにくい

●問 3-6：景観形成に重要な建造物、樹木、公共施設、農用地について

景観形成に重要な			
1. 建造物	2. 樹 木	3. 公共施設	4. 農用地
綾城	綾南川堤防の桜並木の桜	綾町自然休養村公園	綾町大字入野（古屋地区）
国際クラフトの城	両河川外の里山	武道館	綾馬事公苑周辺
神下・黒葛原屋敷	綾馬事公苑の桜並木	綾北川	崎の田地区などの棚田
旧綾小校舎	綾てるはの森の宿の桜	綾てるはドーム	南俣保育園西側の田園風景
役場	本通りの樹木	町体育館	古屋、広域農道沿いの棚田
薬師堂	錦原の桜	錦原運動公園	錦原台地
綾城近くの吊り橋	明見神社の楠	綾馬事公苑	－
入野神社	照葉樹林	綾てるはの森の宿	－
酒泉の杜	イチイ檜	綾小学校	－
手づくりほんものセンター	熊野神社の銀杏の木	南俣二反野公民館	－
麓地区の歴史的建物	南俣保育園前公園の樹木	綾城近くの遊歩道	－
綾てるはドーム	綾小学校校門近くの大銀杏	式部谷自然公園	－
尾立展望台	綾神社内の楠	文化ホール	－
明見神社	－	綾てるは図書館	－
四本家	－	玉石地区公園	－
綾神社	－	綾川荘	－
玉石神社	－	－	－

●自由意見（抜粋）

自由意見
ゴミのない綺麗な町にして欲しい。（歩きタバコが出来ないように）
行政指導だけでは限界があるので、住民が問題を身近なモノとしてとらえることが大切
道路沿いに二酸化炭素の吸収率が高い植物や木を植える
公共施設全てに太陽光発電を取り付ける
人工林を減少させ、照葉樹林を拡大（はげ山を作らない）
新しいものを作るのではなく、今あるものを十分に活かして欲しい。自然は綾の宝
中心部の店舗や家屋の色を統一するなど。
川のゴミを減らす。
自然が多くて静かだが、中心部に全く活気がない。必要とする店が無く、町外まで出ることが多いため町はますます寂れる。高齢者が多くて若者が非常に少ない。
文化財等の歴史的建造物は守りつつ、綾らしく四季を通して景観の良いまちづくりを進めて欲しい
川遊びをする場所を整備
自然と共生とは、バランスのとれた町でないと成立しない。町並みと自然との調和こそ美しい町であり綾町が目指すべきもの
町民による清掃が年2回ほど実施されているが、公共施設周辺などの観光地を対象に、全町民が参加するボランティアの日を設けてはどうか
町民全員で景観づくりに取り組み、誇りに思えるまちを子供達に残していきたい。
遠くの山々が今後も見られるように建物の高さ制限をして欲しい。町のどこからも臨める自然は心を癒してくれる。
観光客の方より、「自然が多くて美しいところですね」と言われた。あまり手を加えずこのままの方がよいと思う。照葉樹林をアピールして自然を残せば良いと思う。
他から訪れた人が綾町は花が一年中絶えないことをうらやましいと言っていた。錦原に花時計があるのだから、いつも花いっぱいの地区（季節を感じる地区）にしたら如何か。
美しいまちづくりは町民の安全、安心があってこそ。防災面とエコを考えたまちづくりを考えて欲しい
住民が関わっていくまちづくりが必要
自然美を醸し出す風情を強調した景観づくりであって欲しい
河川工事や道路工事は可能な限り自然を壊さないこと。樹木や生物に出来るだけ影響が及ばないような配慮が必要。
照葉樹林あつての綾、照葉樹あつて良い農業が出来ている。私たちが大切にすべきは水を守ること。清流、名水の名が無くなったら綾に来る人はどれだけ居るか。
綾町の財産である綾馬事公苑の桜は樹木医の指導を受けるなどして何らかの対策をとって欲しい。
最近、里山の伐木後の荒れ地が目立つ。造林整地し、広葉樹林へ。放置されたままの農地は活用を。
電線を地中化すればスッキリすると思う
荒れ放題の休耕田が大変目障りなので地主と相談して花を植えてみてはどうか。
主要道路に面した建物を木造建築にする。余計な建物は造らない。町民の自然に対する意識向上を図る。
宮崎方面から川久保橋を渡り綾町に入るとき、「綾は里町」というのが第一印象。照葉樹林の眺めも良いが、木や草の臭いが大切。建造物も里山に相応しく、生活しながら眺められるように。

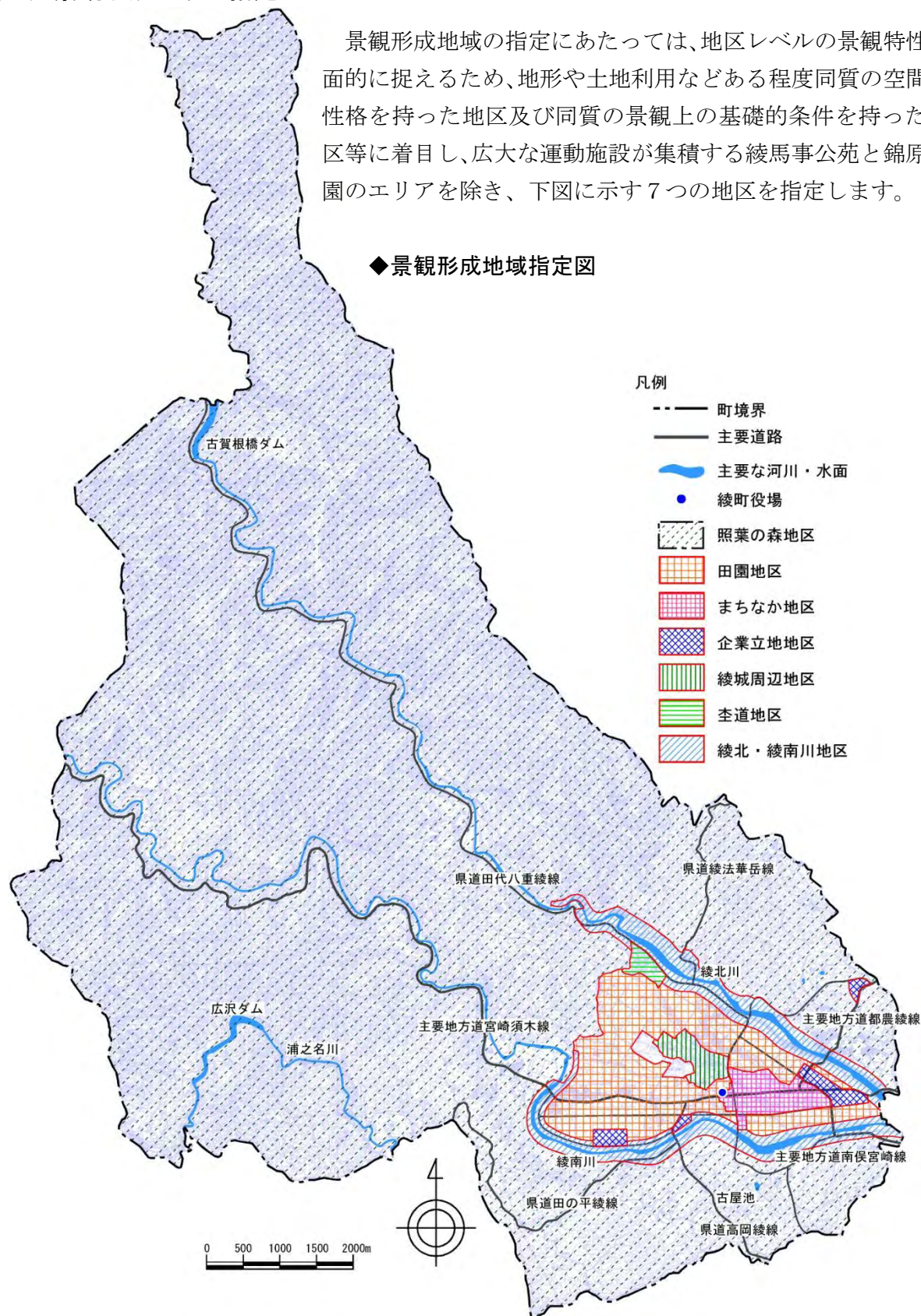
第2章 地区別景観特性の整理と課題

1. 地区別景観特性の整理

(1) 景観形成地域の指定

景観形成地域の指定にあたっては、地区レベルの景観特性を面的に捉えるため、地形や土地利用などある程度同質の空間的性格を持った地区及び同質の景観上の基礎的条件を持った地区等に着目し、広大な運動施設が集積する綾馬事公苑と錦原公園のエリアを除き、下図に示す7つの地区を指定します。

◆景観形成地域指定図



(2) 地区別の概要と景観特性

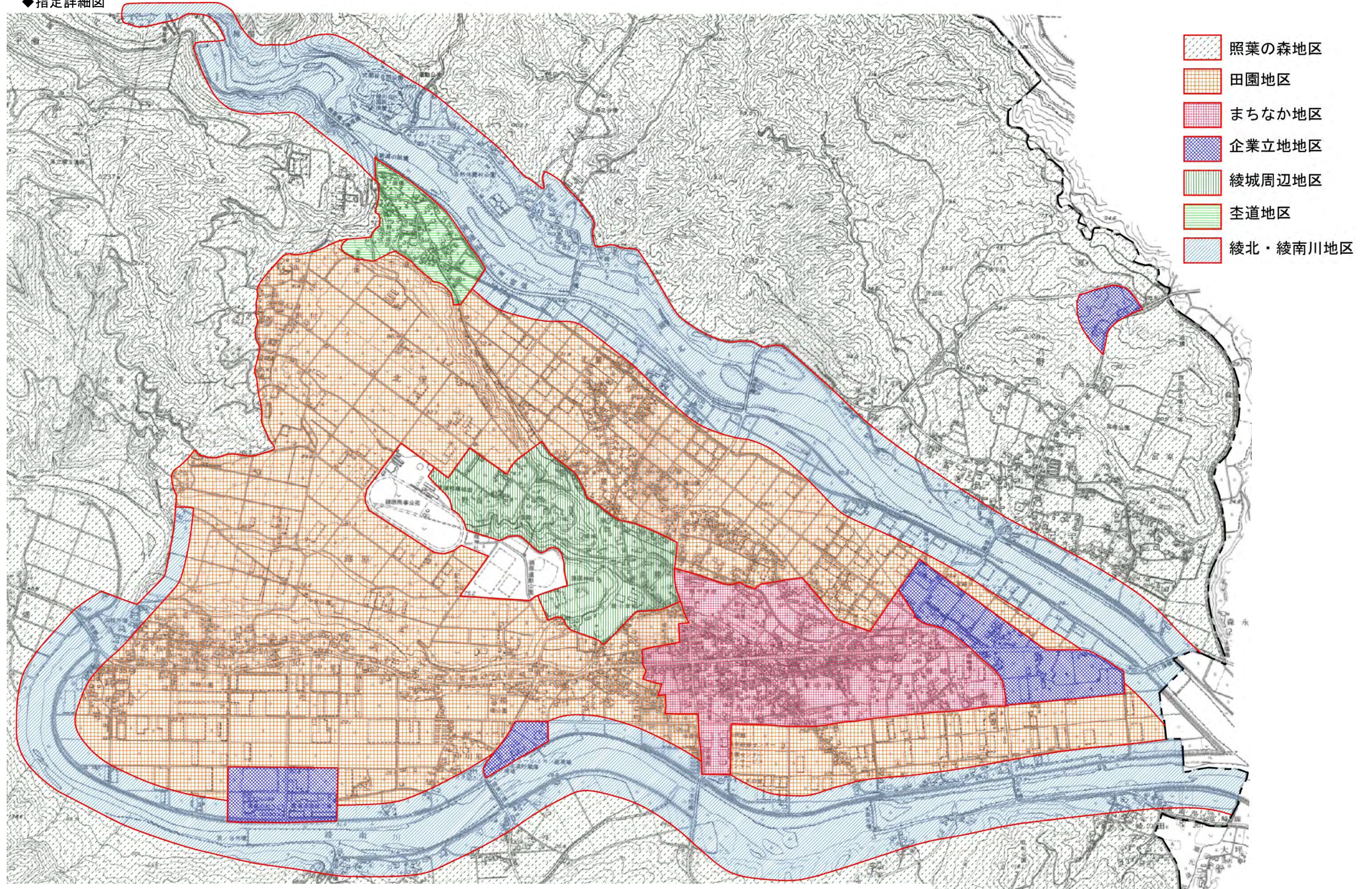
景観形成地域として指定した地区の概要と景観特性を以下に掲げます。

◆地区の景観特性

地区名	概要・景観特性
照葉の森地区	●概ね都市計画区域外の区域に該当し、照葉樹林帯を含む森林と河川上流部により景観の骨格が形成されている地区である。 ●本町のまちなみ景観や田園景観の背景として重要な景観資源である。 ●綾南川の上流には、照葉大吊橋や照葉樹林文化館、川中自然公園などの観光レクリエーション施設がある。 ●都市計画区域の外側周辺に位置し、エコパークの移行地域内にある宮原・上畑・二反野・太平山等の集落には、住宅の石垣や生垣、巨木などが点在し、周辺の農地や小河川とともに良好な里山景観が残されている。 ●鉄塔と送電線が緑の中に突出しており、遠景・近景とも景観を阻害している。
田園地区	●綾北・綾南の両河川に挟まれた平坦地や錦原台地に農地や集落の住宅地が広がる地区である。 ●綾を代表する緑豊かで良好な田園景観が形成されている。
まちなか地区	●町の顔・中心市街地として、役場や手づくりほんものセンター、綾てるはドームなどの公共施設や商業・観光施設が集積する地区である。 ●施設や公園の樹林、屋敷林、寺社林が多く、緑豊かな市街地のまちなみ景観が形成されている。 ●商店街においては、商業が厳しい状況にあることから、空店舗が見られ、奇抜な看板とともにまちなみ景観の阻害要因となっている。 ●沿道の街路樹が整備されており、旧垂柳駅のまとまった緑は東の玄関口として緑のゲートとなっている。 ●高層の建物が無いため、遠景としての照葉樹林の山々を望むことができる。
企業立地地区	●用途地域内の工業地域、中堂地区酒造工場周辺、宮原地区の工業団地など、本町の特性を活かした企業誘致を進める工業集積地区である。 ●綾の経済発展を担う若者定住・雇用拡大の受け皿となり得る地区である。 ●コンクリートプラントや木材置場が沿道景観の阻害要因となっている。
綾城周辺地区	●錦原台地上に綾城址、綾城、国際クラフトの城、護国神社など、綾の歴史を振り返る施設や交流施設が緑豊かな中に集積する地区である。 ●照葉樹林等の斜面緑地に囲まれており、交流拠点として良好な景観の形成が求められる。また、市街地を望む良好な眺望点ともなっている。
杣道地区	●既存集落には石積みや生垣、宅地内植栽など自然素材と豊かな緑を配して、落ち着きがあり生活に根ざした集落まちなみ景観が形成されている地区である。 ●西側は、緑豊かな錦原台地斜面緑地が続き、南側一帯は水田が広がっており、集落景観の背景となっている。
綾北・綾南川地区	●河川は照葉樹林の深い森を流下し、綾を代表する骨格的な景観軸となっている。 ●綾北川の河畔には、河畔樹林に囲まれたスポーツ・レクリエーション施設や宿泊施設が立地し、河川と一体となって良好な河川景観が形成されている。 ●地区の範囲は、上述の施設周辺を除き概ね河川両岸から50mの幅とする。



◆指定詳細図



※広大な運動施設が集積する綾馬事公苑と錦原公園のエリアの地区指定はありませんが、景観計画区域として良好な景観の形成に配慮します。

2. 景観資源の概要

(1) 指定文化財

本町の起源は古く、尾立地区に縄文時代後期に属する遺跡が発掘され、この時代にすでに人が住んでいたことを物語っています。また、綾の地は古代から九州山地から宮崎平野への玄関口として歴史の道を形成しており、延喜式（西暦 967 年律令）の日向（宮崎）16 駅の中に亜柳（綾）駅が見られることから、奈良時代には日向の国と肥後の国とを結ぶ主要官道の要衝として栄えていました。

その後、南北朝時代から戦国時代にかけて日向の伊藤氏と薩摩の島津氏との戦いの渦中におかれ、綾城や肥田木城、垂水城などいくつかの山城がそれぞれの出城として築かれました。現在は、綾城が昭和 60 年に中世山城の築城考察に基づき歴史資料館として再現され、その他の山城については、城址として碑文が建立されています。

これらの貴重な遺構や史跡は、文化財に指定されており、本町の歴史とふれあうことができるとともに、歴史的な景観資源として景観形成に重要な役割を担っています。以下に本町の指定文化財一覧を示します。

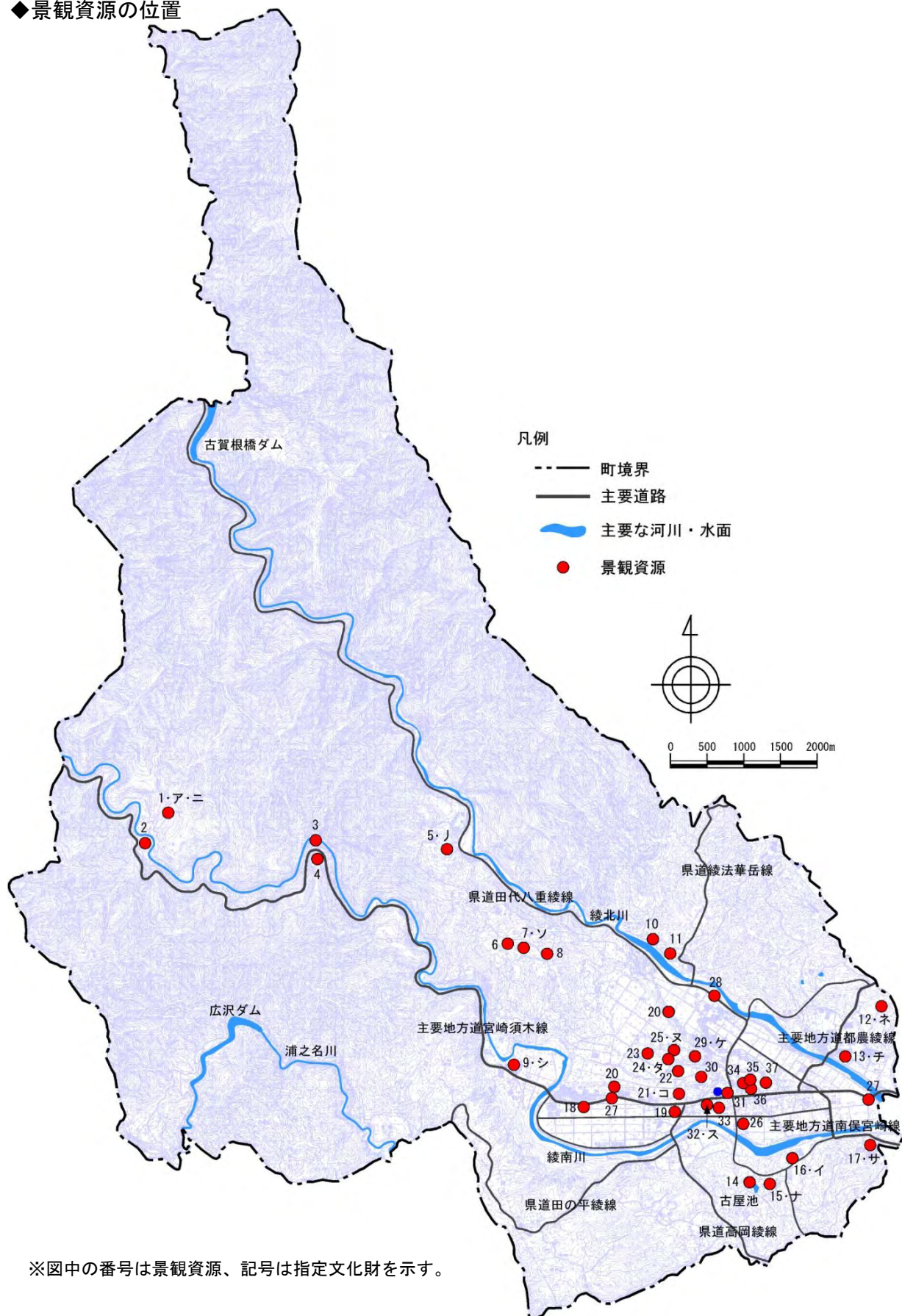
◆指定文化財一覧

記号	種 類	名 称	指定年	記号	種 類	名 称	指定年
ア	町有形文化財	川中神社堂宇	S55 年	セ	町史跡	田村一三宅跡	S55 年
イ	町有形文化財	入野神社社殿	S55 年	ソ	町史跡	尾立縄文遺跡	S55 年
ウ	町有形文化財	黒葛原武家門	S55 年	タ	町天然記念物	綾神社クスノキ	S55 年
エ	町有形文化財	綾光寺ねはん像	S55 年	チ	町天然記念物	明見神社イチイガシ	S55 年
オ	町有形文化財	伝徳寺ねはん像	S55 年	ツ	町史跡	野首の古井戸	S61 年
カ	町有形文化財	佛像寺阿弥陀如来像	S55 年	テ	町有形文化財	旧清水家住宅	H4 年
キ	町有形文化財	柚木崎古文書	S55 年	ト	町有形文化財	垂水弁阿闍梨墓	H8 年
ク	町有形文化財	献上鮎古文書	S55 年	ナ	県史跡	刀工田中國廣宅跡	H8 年
ケ	町史跡	綾城址	S55 年	ニ	県有形文化財	川中神社阿弥陀如来像	S46 年
コ	町史跡	内屋敷城址	S55 年	又	県天然記念物	イチイガシ	S60 年
サ	町史跡	垂水城址	S55 年	ネ	県史跡	綾町古墳（王の塚・スミ床・四反田・首塚）	S8 年
シ	町史跡	肥田木城址	S55 年				
ス	町史跡	亜柳駅址	S55 年	ノ	国天然記念物	ホルトノキ	S52 年

(2) 景観資源の概要

町内に点在する景観資源の位置と概要を以下に示します。

◆景観資源の位置



※図中の番号は景観資源、記号は指定文化財を示す。

◆景観資源の概要

番号	景観資源 名 称	概 要	写 真
1 ア ニ	川中神社	神社の創建年代、阿弥陀堂の建築年代ともに不明であるが、室町末期の建築様式を残しており、町の有形文化財に指定されている。また、室町時代の作といわれている阿弥陀如来像は県有形文化財に指定されている。	
2	川中自然公園	国立公園内の照葉樹林帯の中にあり、森と渓流のある旧キャンプ場で、自然が豊かであるが、宮崎須木線が未改良のため幅員が狭く、車でのアクセスには多少難点がある。この公園の1キロ先には健脚の神様である川中神社がある。	
3	照葉大吊橋	綾南川の上流に架けられた長さ250m、川からの高さ142mの世界最大級の歩道吊橋で、照葉樹林の山へ向かって伸びている。ここからの周囲の照葉樹林と渓谷の眺望は良好である。県道からのアクセス道路のよう壁は石積みとなっており、沿道景観も良好である。	
4	照葉樹林文化館	照葉大吊橋にある資料館で、照葉樹林の自然生態系や人間とのかかわりを展示紹介している。建物は照葉樹林の景観を壊さないよう森の中に溶け込む形で建っている。	
5 ノ	竹野のホルトノキ	竹野集落のやや開けた畑地の中の竹野家墓地に位置する。島津氏から守護を命じられた日田木正連が次男の播磨守を配して外的に備えた地の守護木とみられ、巨樹が抱く石は竹野播磨守の墓石といわれている。樹齢310年、樹高18m、幹周6.3m、国指定天然記念物に指定されている。	

番号	景観資源名称	概要	写真
6	尾立公園	尾立集落のコミュニティの場となっており、周辺を山間部の緑に囲まれている。	 
7 ソ	尾立縄文遺跡	遺跡からは、約 4000 年前の縄文時代後期の曲線紋を有する綾 A 式土器、B 式土器が出土している。現在はほとんどが果樹園となっているが、緑が多く、前面の道路は桜並木となっている。 町史跡に指定されている。	 
8	尾立展望台	尾立地区にある展望台で、市街地や農地が展望できるが、手前の樹木が眺望を遮っている。また、送電線や鉄塔が景観を阻害している。	 
9 シ	肥田木城址	約 430 年前に伊東氏の家臣であった肥田木正連によって築城された山城である。城跡は開拓され畑地となっているが、記念碑を建て後世に残している。	
10	綾てるはの森の宿 (サイクリングターミナル)	綾北川の河畔、綾町自然休養村公園に隣接してある合宿・宿泊施設で、河畔樹林に囲まれ、景観は良好である。施設への道路は石積みよう壁やサクラの街路樹、花が植えられ桜並木となっており、沿道景観は良好である。	 
11	綾町自然休養村公園	綾北川の河畔にある公園で、陸上競技場やテニスコートなどが整備されており、綾照葉樹林マラソンなどのイベントが行われている。良く整備された園内は、綾北川と一体となって良好な河川景観を見せている。また、園内へのアクセス道路は桜並木となっている。	 
12 ネ	綾町古墳	弥生時代、古墳時代の遺跡で、錦原台地や宮原一体には随所に遺跡があり、地下式横穴墓や石器・土器の破片が発見されている。 県の史跡に指定されている。	

番号	景観資源 名 称	概 要	写 真
13 チ	明見神社 イチイガシ	明見神社は県道都農綾線から東へ入った綾北川沿いの集落地の端に位置し、1510年（永正7年）の建立とされている。 御神木であるイチイガシは樹高18m、目通幹回5.6mの巨木で、町天然記念物に指定されている。 石造りの鳥居と階段があり、この一角はこんもりとした杜になっている。	 
14	古屋公園	古屋地区の農村公園として整備され、園内は芝生広場がある、また、隣接する古屋池と一体となって水面と緑が良好な景観となっている。また、園内の高いところからは市街地が眺望できる。 	 
15 ナ	刀工田中國廣宅跡	古屋地区にあり、新刀の開祖といわれた田中國廣が生まれた地である。天正14年（1586年）に打った刀は日州古屋住國廣作として国の重要文化財に指定されている。 集落内の道路沿道に石積みの土台と石碑が建ち、緑も多く、沿道の景観として良好であり、県史跡に指定されている。古屋地区に通じる三本松橋には田中國廣の銅像が建っている。	 
16 イ	入野神社	入野神社の創建は古く、1306年に伊東氏の祈願所として建立された。社殿は町有形文化財に指定されている。 境内にある樹齢150余年のクスノキにはシロアリ駆除のための傷跡がある。	 
17 サ	垂水城址	室町時代にできた城で城主は綾在住の垂水家の先祖である。訳あって伊藤氏に攻撃され、城を枕に自刃して果て、その話が綾城悲話として今でも伝えられている。現在記念碑のみが残っている。	
18	四枝公園	四枝地区のコミュニティの場で、グラウンドゴルフが盛んに行われている。公園の周囲には、大きな樹木が植えられ良好な景観をもつとともに、隣接する宮崎須木線の沿道景観と一体となっている。	

番号	景観資源 名 称	概 要	写 真
19	揚町公園	揚町集落のコミュニティの場となっている公園で、園内の樹木は田園の中を走る道路のアイストップとなるとともに、沿道景観を形成している。	 
20	錦原台地の斜面緑地	錦原台地の東・南側斜面を覆う緑地で、照葉樹や竹林が茂り、市街地や集落地の良好な緑の背景となっている。 	 
21 コ	内屋敷城址	内屋敷は綾城を築いた細川小四郎義門の屋敷跡とされており、錦原台地に位置する要害の地で土塁や空堀を廻らす広大な屋敷を構えて一族の居城としていた。現在は顕彰碑が建てられている。	
22	錦原公園	都市計画公園の総合公園として位置づけされており、野球場やサッカー場が整備されている。園内は樹木も多く植栽され、斜面緑地や綾神社の緑などと一体となって、景観は良好である。 	 
23	綾馬事公苑 花時計	昔から競走馬を飼育してきた本町で、綾馬事公苑は子供から大人まで気軽に馬とふれあえる県内有数の乗馬クラブである。 緑一面の馬場と馬場周りには桜並木となっている。また周回道路沿道には花壇があり、交差点や分離帯にも大きな樹木が植えられ、景観は良好である。 また、クラブハウス前には芝生広場があり、そこにはシンボルとなっている花時計が整備されている。	   

番号	景観資源 名 称	概 要	写 真
24 タ	綾神社 クスノキ	綾神社は綾馬事公苑の東側に位置し、由緒は古く、約 1150 年前の天長年間の創建で、仲哀天皇、神功皇后、応神天皇の三神を祀り、国の安泰、五穀豊穡、家内安全を祈るところとして建立された。 境内のクスノキの木は樹齢 300 年、樹高 19m、目通幹回 6m の巨木で、町天然記念物に指定されている。斜面緑地へつながる鬱蒼とした緑の中で枝ぶりには圧倒される。	
25 ヌ	綾のイチイガシ	現在の綾城から西へ 200m の位置にあり、初代城主が居館の一角に植えたものと伝えられ、根元には石塔や氏神が祀られている。樹齢推定 650 年、樹高 18m、幹周 6.35m、県指定天然記念物に指定されている。 錦原台地の斜面緑地の中にあり、周囲は緑が深い。	
26	町体育館 武道館 文化ホール	役場の南、三本松橋の手前には、体育館や武道館、文化ホール、健康センターなどの文化・スポーツ・健康・福祉の各公共施設が集積している。体育館と武道館は近づく外壁の汚れが目立ち、老朽化したイメージがある。周囲には大きな樹木があり、全体として緑豊かな景観となっている。	
27	主要地方道宮崎須木線	綾南川に沿って走る主要地方道で、宮崎市を結ぶ重要な幹線道路である。宮崎方面からの玄関口にあたる川久保橋の袂には旧垂柳駅の街路樹がまとまってあり、ゲートの機能を担っている。 市街地西方の四枝地区までは街路樹や花壇が良く整備され、沿道景観は良好である。 中心市街地の役場前交差点より東の沿道は街路樹が小さく、景観を阻害する建物看板等が目につく。 照葉大吊橋までの間で、改良済みの箇所はガードレールが景観を意識した構造及び色彩となっている。	

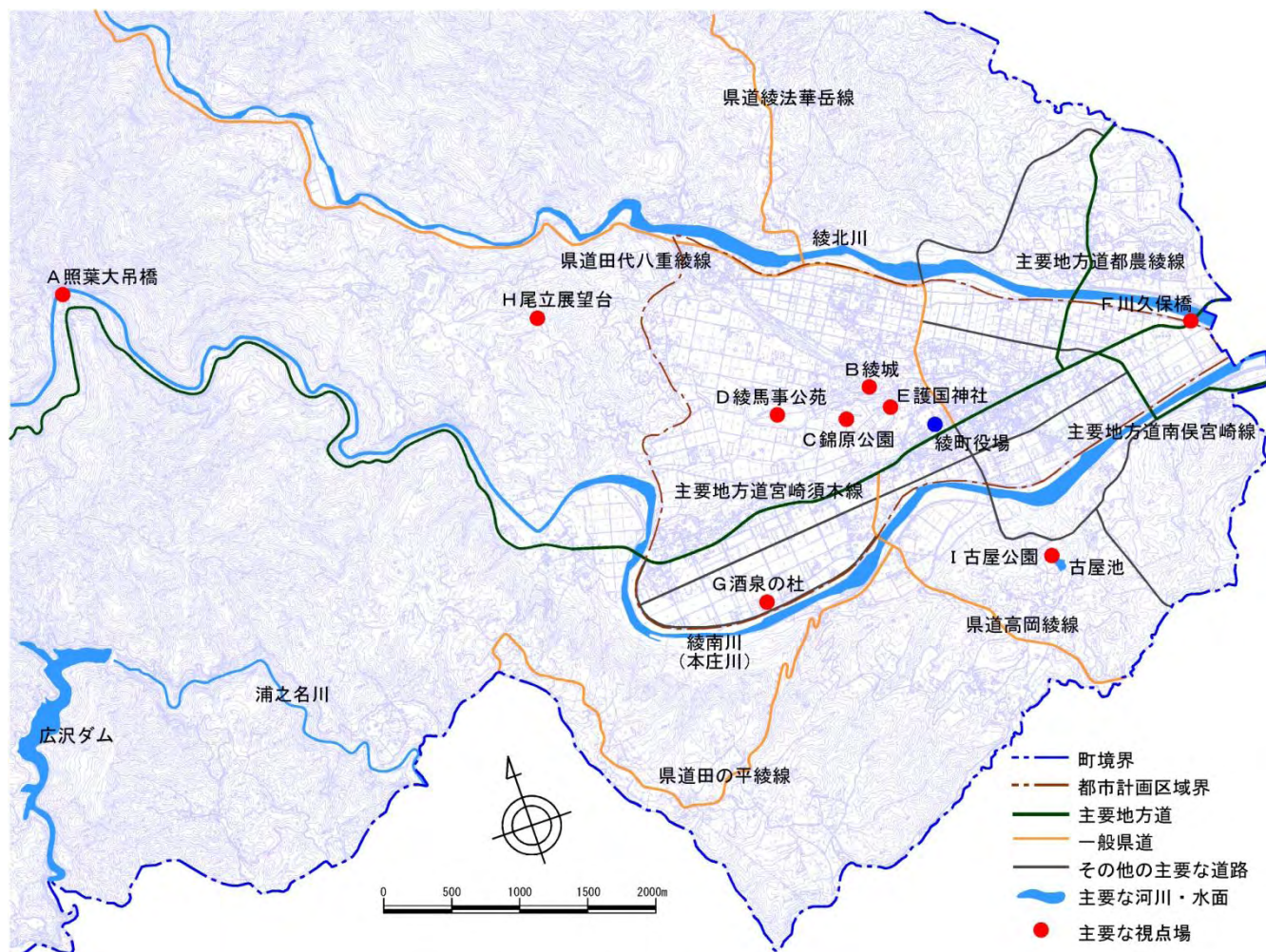
番号	景観資源 名 称	概 要	写 真
28	県道田代八重 綾線	綾北川に沿って走る県道で、空道集 落以西の改良整備が遅れており、現 在竹野集落より以西は崖の崩壊に より通行止めとなっている。 綾北川沿いの北麓集落付近は沿道 が川と水田で開かれており、電柱や 架線もないが、アイストップとなる ものも無く、味気ない景観となっ ているため、街路樹等の修景がほし いところである。	
29 ヶ	綾城址 綾城 国際クラフト の城	綾城は錦原台地の先端に 670 年前 の日本最古の山城として、日本城郭 協会の時代考証に基づいて再現さ れたもので、全て木造である。館内 は資料館となっており、綾の歴史を 振り返ることができる。再現された 綾城周辺が城址とされている。 台地の斜面緑地の中にあり景観も 良好である。 国際クラフトの城は町内の銘木を ふんだんに使い昭和時代の文化財 を心がけ建築されたもので、施設 には手づくり工芸品の展示や体験教 室等が設けられている。周囲の緑と 和風建築が一体となった外観を持 っている。	
30	護国神社の杜	市街地に突き出す形の錦原台地の 先端に位置し、斜面緑地の中に社殿 があり、良好な景観を持っている。 隣接する広場は良く管理された芝 生広場となっており、神社の端や小 山頂上からは市街地を望むことが でき、市街地に多く点在する施設や 屋敷の緑の塊が確認できる。	
31	手づくりほん ものセンター	役場に隣接し、2 つの県道の交差点 に位置する物産館である。町内の農 家から毎朝出荷される新鮮な野菜・ 果物・加工品が並べられ、観光 客や町外からの買い物客で賑わっ ている。隣接して観光案内所も整備 されている。また、湧水を利用した ポケットパークも整備されており、 豊かな樹木 の緑と水のある良好な 景観となっ ている。	

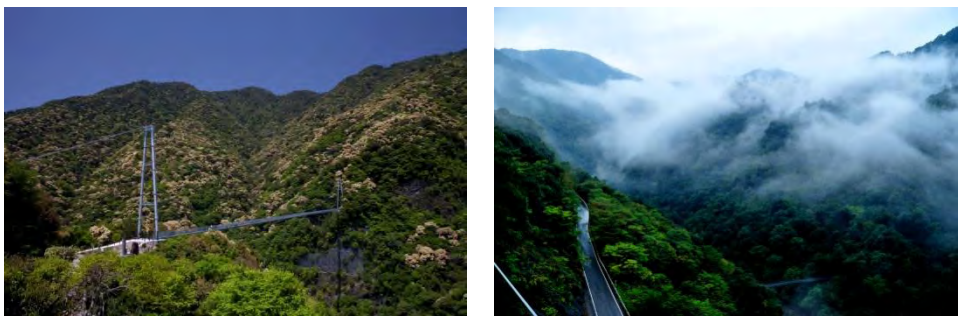
番号	景観資源 名 称	概 要	写 真
32 ス	亜柳駅跡	延喜式に明記されている日向 16 駅の一つ亜柳駅が設けられていた跡であり、奈良時代には集落が形成されており、既に宮崎から熊本へ通じる要衝として栄えていたようである。町史跡に指定されている。現在は、生活道路の交差点の民家の玄関先に石碑が建つのみだが、良く管理された石積みと生垣が配され、沿道景観として良好である。	 
33	八坂神社	亜柳駅跡の近くある小規模な神社で、街路から見ると境内の樹木が沿道修景に寄与している。	
34	綾てるは図書館	蔵書収容能力 80,000 冊で、綾の文化に関する資料も揃えており、町民が気軽に立寄れる図書館を目指している。大きな屋根に白壁の外壁は落ち着いた外観となっており、周囲の緑とマッチしている。	 
35	綾てるはドーム	綾産材を利用した木造多目的屋内施設で、床材には日本で初めての杉圧密材が利用されており、モデル的な木造公共施設として建設されたものである。	 
36	綾てるは広場	綾てるはドームに隣接する多目的広場で、ふるさと夏祭りやサッカー練習場としてＪリーグのキャンプなどが行われている。広場の一部には樹木が植えられ、良好な景観を与えている。	 
37	八幡神社	綾てるはドームの東側の農地と宅地が混在する地区に位置し、境内の樹木が緑のかたまりとなって住宅地景観に寄与している。	 

(3) 視点場からの眺望

アンケート調査の「町内で最も綾町らしいと感じる景観」に対する回答の中及び現地踏査から、景観資源や観光資源を視点場とした眺望の状況を以下に示します。特に本町は、田園風景や緑豊かな市街地を見渡すパノラマ景観に優れており、市街地や農地を取り囲む山地や丘陵地に位置する視点場の保全とこれらのネットワークの構築が課題となります。

◆視点場の位置と眺望状況



記号	視点場	概要・写真
A	照葉大吊橋	照葉樹林の山へ向かって架かる吊橋からは、緑豊かな山や溪谷が間近に 360 度眺望できる。 

記号	視点場	概要・写真
B	綾城	台地の先端にある綾城天守閣からは、市街地や錦原台地が一望できるが、遠景の照葉樹林の山々は手前の樹木に遮られている。  
C	錦原公園	サッカー場からは周辺樹木に遮られ南西方向の遠景しか望めない。  
D	綾馬事公苑	遠景の照葉樹林の山々が馬場のサクラ並木越しに眺望できる。また、西側の交差点からは錦原台地と遠景の山が眺望できる。  
E	護国神社	台地の先端にある護国神社からは市街地と南西の田園風景が望める。  

記号	視点場	概要・写真	
F	川久保橋付近	本町の玄関口となる樹木のゲートを近景に遠景の山々や綾北川が眺望できる。  	
G	酒泉の杜	綾南川左岸の田園地帯の中に立地するため、施設からは四方が眺望できる。  	
H	尾立展望台	標高約 220m前後の尾立地区の山麓からは、雄大なパノラマ景観として緑が点在する錦原台地と市街地が一望できる。  	
I	古屋公園	古屋地区の農村公園として整備され、園内の高い位置にある展望スペースからは田園や市街地がパノラマ景観として眺望できる。  	

3. 景観形成に向けた課題の整理

以下にこれまでの景観特性及び景観資源の状況を踏まえて、景観形成へ向けた課題を抽出し、地区別に示します。

◆地区別の課題

照葉の森地区

- 様々な景観資源の背景となる遠景の照葉樹林の森の保全と育成
- 自然公園地域（九州中央山地国定公園）内の開発等に関する規制の遵守
- 防災や水源涵養、保養など森林のもつ多様な機能の発揮
- 産業観光など交流の基盤となる主要幹線道路の改良・整備の促進
- 九州自然歩道の活用
- パノラマ景観の視点場の景観保全とポイントのネットワークの構築
- エコパークの移行地域（トラジッションゾーン）内にある宮原・上畑・二反野・大平山等の既存集落における里山景観の保全と形成
- 送電線施設や道路安全施設、防災施設など、必要不可欠な施設の景観上の配慮

田園地区

- 台地周辺斜面緑地や公共施設の緑地、集落内の屋敷林など身近な既存緑地の保全
- 農業施策の展開による農用地荒廃の防止や生物多様性保全、農業集落環境及び田園風景や里山景観の保全
- 歴史的・文化的景観の保全とその周辺を含めた集落景観の保全・創出
- 歴史的・文化的に貴重な巨木及び樹林の保全

まちなか地区

- 空店舗の解消など商業の活性化と魅力ある商店街のまちなみ景観の創出
- 景観資源の背景となる遠景の照葉樹林や斜面緑地などの眺望の確保
- 景観資源のネットワーク化による活用と産業観光との連携
- 景観に関する基準づくりによる市街地景観の形成
- 景観を阻害する屋外広告などの排除
- 幹線道路や生活道路の良好な沿道景観の形成
- オープンスペースの緑化によるまちなみ景観の形成
- 公共施設の緑化を軸としたまちなみ景観の形成
- 景観に配慮した道路整備の推進
- 道路や自然歩道等を活用した景観資源を結ぶ歩行者や自転車ネットワークの構築
- 住民に身近な緑の整備による開放的で緑豊かな住宅地景観の創出

企業立地地区

- 周辺の景観を阻害しないよう、巨大感や威圧感を和らげるため、大型の建物や工作物の規模・配置や周辺緑化等の検討
- 物品の堆積に関しては、沿道景観を阻害しない配置や緑化の検討

綾城周辺地区

- 綾城などの交流拠点の周辺にあり、市街地に近い身近な照葉樹林帯の適正な管理による保全と斜面地の土砂災害等の防止
- 自然生態系を活かした産業観光拠点としての整備が期待される地区として、シンボリックな景観の創出など先導的な景観形成を推進
- 吊り橋付近の親水公園は、砂防機能を維持しつつ、水辺環境の改善を検討
- 地区主要道路の沿道は、シークエンス景観（連続的な景観変化）の視点場として、綾城を中心とした眺望の確保
- 歩いて本町を訪れた人が癒しを感じるよう、空地等の景観阻害要因を排除した良好な沿道景観の形成
- 地区内の農地は、可能な限り市街地内の緑地として残した本町の農村文化と共存するまちなみ景観の形成

杣道地区

- 錦原斜面緑地や水田を背景として、自然素材の生垣や豊かな宅地内の緑を配した落ち着いた集落まちなみ景観の保全
- 自然と共に生き、綾の生活に根ざした落ち着いた景観の育成
- 地区内の生物多様性保全の高い農地を核にした田園集落景観の保全
- 県道田代八重綾線は沿道景観として単調であり、集落景観の背景となる修景の検討が必要
- 急峻な斜面緑地において、災害上の処置として山肌を保護する場合は、景観に配慮した工法の検討が必要
- 綾の景観づくりに対して、地域に密着し自治公民館を基盤とした町民活動パワーの活用

綾北・綾南川地区

- 水と緑のネットワーク化による良好な河川景観の保全・創出
- 多自然川づくりに沿った自然を活かした親水空間の創出による河川景観の形成
- 周辺の景観を阻害しない河川構造物の整備
- 河畔の交流拠点の活用



第3章 景観形成計画

1. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観計画区域の設定

景観計画区域は、景観法第8条第1項に定められた、景観計画の対象となる区域のことを言います。景観計画区域となりうるのは、都市、農山村、その他市街地又は集落を形成している地域で、以下の条件のいずれかに適合する区域です。

◆景観計画区域の設定条件と綾町景観計画区域

- ①現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域
- ②地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある土地の区域
- ③地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があるもの
- ④住宅市街地の整備等が行われ、新たに良好な景観を創出する必要があるもの
- ⑤地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがある土地の区域



景観計画区域内で建築又は修繕、色彩の変更を行おうとする場合は、あらかじめ景観行政団体の長への届け出が義務付けられます。また、計画の内容が景観計画に適合していない場合、景観行政団体の長は設計の変更等を勧告することができます。さらに、特定届出対象行為に関しては変更命令を出すこともできます。また、景観計画は、地域の特性に即して策定されることが大前提であり、景観計画区域や区域内に定める基準も各地域の特性に応じて運用する必要があります。

本町は、照葉樹林帯が広がる奥深い山間部や田園風景が広がる農用地、主要道路沿いの市街地など、地形や土地利用上の特性を起源とする景観特性は多岐多様にわたり、策定される景観計画も地域によって大きく異なることとなります。

景観法では、景観計画区域の大きさについて特に定めていないため、景観計画区域の設定は景観に多大な影響を与える行為について考慮する必要があります。

自然度の高い山間部においては、人の手による改変が景観に大きく影響するため、ほぼ全域において景観の保全及び創出について十分考慮する必要があります。以上のことから、景観計画区域は、綾町全域とします。

**本計画の景観計画区域は
綾町全域とします**

（２）骨格的な景観形成目標の設定

本町は、照葉樹林や綾北・綾南川に代表されるように魅力的で豊かな自然景観を擁しています。また、これまで長い間、この自然と密接に関係しつつ、林業や農業など大地に根ざした産業と生活が複合して持続している町です。

近年、本町では、綾ユネスコ エコパークの登録やC I B国際美しいまちづくりコンクールでの受賞に見られるように、人と自然の共存、交流と協働を活かした「綾方式」の持続など、まちづくりのリーダーと共に住民の力（人間力）により素晴らしい地域あるいは心地よい景観がある程度形成されてきました。このことは、今後の人口減少や少子高齢化、地方創生などの諸課題に対する一つの取り組みとして、持続可能な景観まちづくりに対する大きな原動力となるポテンシャルを秘めています。

今後、本町がより元気になるためには、山と川の骨格的な自然景観を保全しつつ、綾の心地よい景観と持続可能な人間力を地方創生の起爆剤として位置づけ、「まち・ひと・しごと」の活性化に向けた取り組みが必要です。

新しい綾の景観づくりにおいては、デザイン性を高め美に対する意識の向上を目指し、景観阻害要因を改善しつつ、「美しいエコパークタウン」として大切な心地よい景観の形成を図ることが重要です。これらのことから、本町全体の価値を押し上げるため、骨格的な景観形成の目標を以下のとおりとします。

◆骨格的な景観形成の目標

自然の魅力と持続可能な人間力で創る
心地よい景観のまち・綾
美しいエコパークタウン綾の創出

（３）地域別景観形成目標の設定

ここでは、綾ユネスコ エコパークの地域区分と地域の価値・機能を基本として、上述の骨格的な景観形成の目標に沿った地域別の景観形成の目標と景観の骨格軸について設定します。

◆地域別景観形成の目標

核心地域
(コアゾーン)

○開発を避け、照葉樹林とそこに生息する動植物を最優先に守る

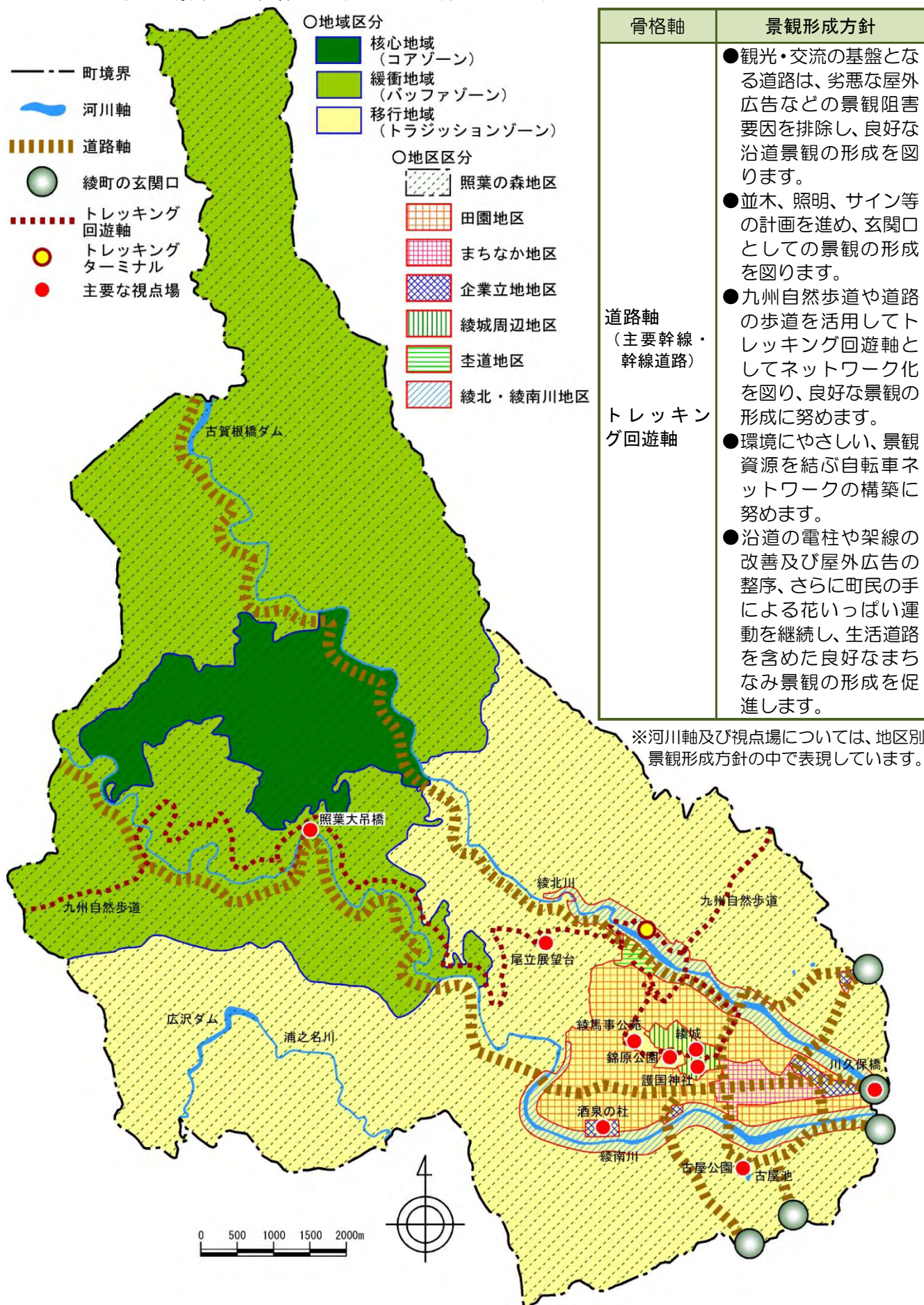
緩衝地域
(バッファゾーン)

○将来も骨格となる河川景観を大切にする
○四季折々の風景を守り、負担がかからない範囲で活用する

移行地域
(トランジションゾーン)

○人と自然環境との共存を目指し、景観資源を保全しつつ持続的に活用する
○豊かなコミュニティ活動と産業・生活空間において、連携と協働による心地よい景観を創る

◆全町的な景観形成目標と地域・地区区分イメージ図



(4) 地区別景観形成方針

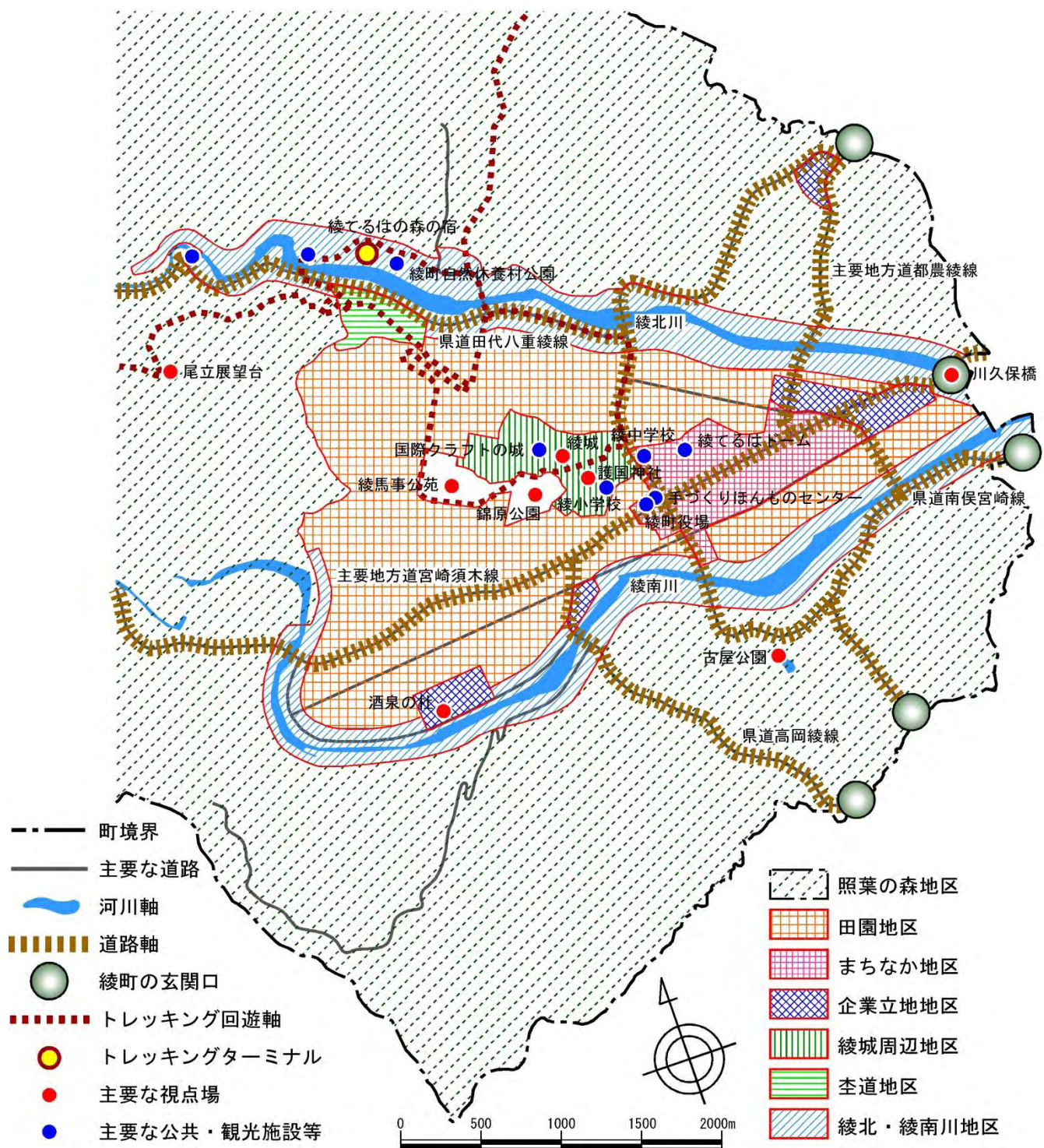
前章の地区区分を基本として、景観形成目標に沿った地区別の景観形成方針を以下に掲げます。

◆地区別景観形成方針

地 区	景観形成方針
照葉の森地区	●照葉樹林帯においては、綾ユネスコ エコパークの核心地域（コアゾーン）として、照葉樹林とそこに生息する動植物など、貴重な森林生態系の保護を図ります。 ●綾川流域照葉樹林帯保護復元計画（通称綾の照葉樹林プロジェクト）の推進を図り、その行動計画に基づき本町のシンボルである照葉樹林の保護・復元に努めます。 ●自然公園指定区域では、開発等を極力避け、生態系の保全と風致の保護を図ります。 ●綾湧水群の源となる照葉樹林を保全し、保水能力の高い森林の形成を図ります。 ●照葉樹林帯周辺においては、綾ユネスコ エコパークの緩衝地域（バッファゾーン）として、自然に負担のかからない範囲で環境教育の場、学術研究の実践の場として活用するとともに、景観資源の背景となる山地・丘陵地の自然環境保全や緑の育成を図り、四季折々の表情を見せるやまなみ景観の形成に努めます。 ●災害防止に寄与する緑地を積極的に保全し、必要に応じた対策を図ります。 ●送電線や鉄塔、道路の安全施設等については、視点場等の検討を行い、極力景観を阻害しないよう努めます。 ●緩衝地域（バッファゾーン）内には、これまで公表や指定がなされていない巨木等が存在しており、これらの樹木も重要な景観資源として保全に努めます。 ●綾ユネスコ エコパークの移行地域（トランジションゾーン）内の宮原・古屋・二反野等の各地区にある比較的標高の低い山地・丘陵地については、田園や集落・市街地景観の背景として緑の保全に努めます。また、同地区の集落地区においては、積極的に石積みや生垣、宅地内植栽、点在する巨木、農地などを保全・育成・活用し、心に残る心地よい里山景観の形成に努めます。
田園地区	●綾ユネスコ エコパークの移行地域（トランジションゾーン）として、自然と人間の共存に配慮しつつ、「綾ブランド」の強化・育成を図り、担い手の育成や農村集落環境整備など農業施策の推進をはじめとして地域振興策を実施することにより農用地の荒廃防止や自然水路復元等で生物多様性保全を推進し、田園風景や里山景観を保全します。 ●地区コミュニティの場となる、オープンスペースや公園にある大木を保全するとともに、緑の不足している施設等は緑化を進め、緑豊かで身近な集落景観の形成に努めます。 ●古くからの既存住宅地や集落内では、石積みや生垣、宅地内植栽など自然素材と豊かな緑を配して、落ち着きのある田園集落景観の形成に努めます。 ●照葉樹林や竹林で覆われた台地周辺の斜面緑地は、良好な市街地景観の背景となる緑地として保全するとともに、伐採跡地等では積極的な照葉樹の植林に努めます。
まちなか地区	●地域の特性を活かした商業活性化の促進を図るとともに、空店舗の解消、ファサードの魅力化、歩行者空間の改善、沿道修景を進め、賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。 ●手づくり本ものセンターや役場周辺の豊かな緑と湧水水辺空間を本町のシンボリックな景観として保全し、さらに他の景観資源とのネットワークの形成を進めます。 ●賑わいのある中にも、綾町らしい景観を保全するため、中心市街地から照葉樹林の山々や錦原斜面緑地の眺望をある程度確保できるよう、建物の高さ規制を行うとともに、視点場の位置、形態規制、色彩規制等の基準づくりの検討を視野に入れた良好なまちなみ景観の形成に努めます。 ●既存の屋敷林や寺社林、大木の茂る公共施設の緑地を保全するとともに、全町公園化を目指して民地においても積極的に照葉樹の植樹に努めます。 ●綾の顔となるまちなみ景観の向上や緑陰ネットワークの形成、中心部周遊観光の促進を図るため、中心部を走る県道宮崎綾須木線や周辺町道の無電柱化と街路樹整備を進めます。

地 区	景観形成方針
企業立地地区	●本町の経済を担う工業等の集積地区として、巨大感や威圧感を持つ建築物や工作物が建設される可能性があるため、良好なまちなみ景観や照葉樹林のやまなみ景観に与える影響の軽減に努めます。 ●地区内の緑化に努め、周辺環境との調和に努めます。
綾城周辺地区	●綾城、護国神社と一体となった斜面緑地や巨木は、歴史的景観の背景として積極的に保全・活用を図ります。 ●公共施設、観光・交流施設のオープンスペースの緑化を進め、緑豊かな風格ある交流拠点としての景観形成に努めます。 ●地区の斜面緑地については、災害を未然に防ぐため、表土の保全や下層植生の生育の確保のための保育・間伐など、災害防止機能の維持増進を図ります。 ●綾城の眼下の住宅地は、集落形態を色濃く残しており、生垣の保全や創出、花や実のなる庭木の植樹・管理などにより、四季を感じる田園集落景観の形成を図ります。また、空地等については草刈や清掃等の管理を強化するとともに、沿道側には花壇等を設置し、良好なまちなみ景観の形成と環境美化に努めます。 ●地区内の農地のうち生産性の比較的高いものは市街地内の緑地として極力残し、ビニールハウス等の農業用施設については、沿道部分に植栽を配置するなどの修景を行い、本町の農村文化と共存する田園集落景観の形成を図ります。 ●綾城へのアクセス道路はトレッキングルートに指定されているため、歩いて本町を訪れた人が安らぎ癒しを感じるよう、植栽や石積みによる生垣、庭の高木等の景観要素を保全・育成し、良好な沿道景観の形成を図ります。また、関係機関との協議により、阻害要因となっている架線や電柱を沿道から排除することも検討します。 ●地区内の県道田代八重綾線及び綾城へのアクセス道路沿道は、綾城を望むシークエンス景観の視点場として、綾城の眺望を確保します。
杣道地区	●地区の生活と文化に根ざし、四季折々の落ち着いた趣のある田園集落景観の形成を図る。 ●空地等の未利用地は、草刈や清掃等の管理を強化するとともに、沿道側には花壇等を設置し、良好な景観の保全と環境美化に努めます。 ●地区内の農地は極力耕作地として残し、小規模の畑や果樹園、敷地内の庭についても空地化を避け、里の生活に根ざした田園集落景観の形成を図ります。これらについては、農業で培った知恵を駆使し、町民農園など、地区全体の取り組みとして検討します。 ●九州自然歩道やトレッキングルートに指定されている地区内の道路は、歩いて本町を訪れた人が安らぎ癒しを感じるよう、植栽や石積みによる生垣、庭の中高木、家屋、祠、石碑、道標、案内板等の景観要素を保全・育成し、地区の骨格となる沿道景観の形成を図ります。 ●共同墓地は、維持・管理など現在の取り組みを継続させ、良好な景観を保全するとともに、田の神様や記念石碑、バス停、ごみ集積場、自然水路脇など点在する公共の場についても、修景や維持・管理など良好な沿道景観の形成へ向けた取り組みを検討します。
綾北・綾南川地区	●綾北・南の両河川は河畔道路と一体となり、骨格的な景観軸として連続性のある水と緑の河川景観の形成を図ります。 ●憩いの場として親水機能を高め多自然川づくりの趣旨に沿った水辺空間の創出に努めます。また、綾北川河畔に集積する公共施設等については河川と一体となった緑豊かな交流拠点としての活用と景観形成に努めます。
視点場	●観光客など本町への来訪者のニーズに沿って、特徴的なパノラマ景観の視点場をネットワーク化するとともに、集落単位等で協働による良好な視点場の整備を促進します。 ●多くの来訪者が訪れる観光施設等の視点場においては、眺望を確保するため、視点場周辺の景観阻害要因を排除するとともに、建築物や工作物の高さを抑え、遠景の山々のスカイラインの維持に努めます。 ●良好な眺望を維持するため、視点場の位置を考慮した樹木の管理に努めます。

◆移行地域（トランジションゾーン）内の地区別景観形成方針図



2. 良好な景観の形成のための行為の制限

(1) 行為の制限の概要

景観計画では、届出対象となる行為について、それぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）を定めることとされています。これにより、届出対象行為を行う町民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があります。景観法では、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為として、以下のものが定められています。

- 建築物の建築等：（法第 16 条第 1 項第 1 号）
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- 工作物の建設等：（法第 16 条第 1 項第 2 号）
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- 都市計画法に規定する開発行為：（法第 16 条第 1 項第 3 号）
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為。
- 前述以外で良好な景観形成に支障ある行為として条例で定める行為：（法第 16 条第 1 項第 4 号）
土石類の採取、土地の開墾及びその他の土地の形質の変更、屋外における物品の堆積、木竹の伐採など。

届出された内容がそれぞれの行為について定められた景観形成基準に適合していない場合は、30 日以内に設計の変更等の必要な措置を申請者に勧告することができるとされており、このため申請者は届出提出後最長 30 日の間行為に着手することができないこととなります。また、基準に適合せず、かつ申請者が勧告を受け入れようとしない場合は、景観形成基準のうち「建築物又は工作物の形態意匠の制限（デザイン・色彩）」について、申請者に対して変更命令を行うことができます。変更命令は、届出があった日から 30 日以内（合理的理由がある場合は 90 日まで延長可能）に行うこととされています。なお、変更命令に違反した者に対しては、原状回復命令等を行うなどの措置も法律に定められています。

(2) 行為の制限の基本方針

景観計画区域内において、景観の形成に影響を及ぼす一定規模以上の建築物や工作物等の行為の制限については、以下に示す基本方針に沿って行います。

行為の制限に関する基本方針

- 綾ユネスコ エコパークとしてのまちづくりを進める中、水と緑が豊かな照葉樹林都市である本町は、自然と共生し、心癒される景観や活力ある魅力的な景観、生活に溶け込む景観など、本町の特徴的で良好な景観の保全と創出を図ることが重要です。このため、歴史や文化などこれまでの地域の成り立ちや変遷を考慮したうえで、建築物や工作物等について必要な行為の制限を行い、適切な規制・誘導に努めます。
- まちなみ景観の創出に大きな要素となる建築物及び工作物の配置、規模、形態意匠、緑化などについて、地域の特性を考慮し、全体として調和のとれたものとなるよう努めます。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限

良好な景観の形成を図るため、以下に示す行為の制限を定めます。届出対象とする地域は景観計画区域内全域とします。また、届出の規模要件に係る地域区分の設定は行わず、景観計画区域内は一定とします。

①建築物の建築等

◇建築物の建築等とは、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいいます。

◇建築物の建築等に関する届出対象範囲については、規模要件未満の行為であっても景観資源との位置関係や複数の行為が連担するなどの場合は大きく景観を阻害することが考えられるため、届出対象範囲は以下のものとします。

○景観計画区域内の建築物の建築等の行為全て

◇届出対象となる建築物は、良好なまちなみ景観や自然景観を阻害しないものとし、周辺の景観との調和を考慮したもので、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。また、以下に示す建築物の配置・形状及び意匠、素材・色彩、外構については、緑豊かな本町の景観形成に重要なウエイトを占めるため、住民参加により作成される詳細な基準(ガイドライン)に適合するものとします。

基本的事項	●本町の玄関口となる主要な道路、公園・広場、観光施設等の視点場から遠景の照葉樹林の山々や丘陵地の斜面緑地などの眺望を損なわないものとする。 ●周辺と調和する建築意匠を取り入れた形状・素材・工法・色彩とする。																	
建築物の高さ	■原則として建築物の最高部の高さは、前章において設定した地区区分ごとに次のように定める。 <table><thead><tr><th>地区</th><th>最高部の高さ</th></tr></thead><tbody><tr><td>照葉の森地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>田園地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>まちなか地区</td><td>15m</td></tr><tr><td>企業立地地区</td><td>15m</td></tr><tr><td>綾城周辺地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>杣道地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>綾北・綾南川地区</td><td>10m</td></tr></tbody></table>		地区	最高部の高さ	照葉の森地区	10m	田園地区	10m	まちなか地区	15m	企業立地地区	15m	綾城周辺地区	10m	杣道地区	10m	綾北・綾南川地区	10m
地区	最高部の高さ																	
照葉の森地区	10m																	
田園地区	10m																	
まちなか地区	15m																	
企業立地地区	15m																	
綾城周辺地区	10m																	
杣道地区	10m																	
綾北・綾南川地区	10m																	
建築物の配置・形状及び意匠	●建築物の巨大感や威圧感を和らげるため、建築デザインに曲線を用いることや勾配屋根を設けるなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。 ●大規模な連続した壁面は避け、分節化を行い周囲の景観に配慮したスケールのものであるように努める。 ●生垣等を配し、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とするように努める。 ●主要な道路の沿道部分は、セットバック等の形態に配慮し、まちなみのゆとりや開放感及び連続性、眺望性を高める。																	

素材・色彩	●建築物の材料は、周囲の山の緑や田園景観、まちなみ景観に調和し、景観的特長の増進に資する素材を用いる。 ●基調となる色は彩度の低いものを基本とし、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。(P80以降の「2.色彩基準に関する資料」を参照)
外 構	●敷地内のオープンスペースの確保に努め、花や緑を増やしてうるおいのある空間を広げる。また、塀などを設ける場合は、石垣や生垣など本町のまちなみを意識した素材を使用するように努める。 ●駐車場、空地、沿道には、樹木や花等の緑化による修景を図る。



②工作物の建設等

◇工作物の建設等とは、工作物の建設、築造、又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更をいいます。

◇工作物の建設等に関する届出対象範囲については、建築物の建築等と同様に、規模要件未満の行為であっても景観資源との位置関係や複数の行為が連担するなどの場合は大きく景観を阻害することが考えられるため、届出対象範囲は以下のものとします。

垣、柵、擁壁類	○景観計画区域内の工作物の建設等の行為全て
装飾塔、電波塔類	
製造・貯蔵・処理施設	
橋梁、歩道橋、高架道路類	

◇届出対象となる工作物は、良好なまちなみ景観や自然景観を阻害しないものとします。また、工作物は意匠よりも必要とする機能性のみに偏る可能性が高いため、十分に周辺との調和を考慮したもので、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。また、以下に示す工作物の配置・形状及び意匠、色彩、外構については、緑豊かな本町の景観形成に重要なウェイトを占めるため、住民参加により作成される詳細な基準（ガイドライン）に適合するものとします。

基本的事項	●本町の玄関口となる主要な道路、公園・広場、観光施設等の視点場から遠景の照葉樹林の山々や丘陵地の斜面緑地などの眺望を損なわないものとする。 ●まちなみ景観及び地域・地区の特性に配慮し、良好な景観を阻害しないものとする。																
工作物の高さ	■原則として工作物の最高部の高さは、前章において設定した地区区分ごとに次のように定める。 <table><tr><th>地区</th><th>最高部の高さ</th></tr><tr><td>照葉の森地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>田園地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>まちなか地区</td><td>15m</td></tr><tr><td>企業立地地区</td><td>15m</td></tr><tr><td>綾城周辺地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>全道地区</td><td>10m</td></tr><tr><td>綾北・綾南川地区</td><td>10m</td></tr></table>	地区	最高部の高さ	照葉の森地区	10m	田園地区	10m	まちなか地区	15m	企業立地地区	15m	綾城周辺地区	10m	全道地区	10m	綾北・綾南川地区	10m
地区	最高部の高さ																
照葉の森地区	10m																
田園地区	10m																
まちなか地区	15m																
企業立地地区	15m																
綾城周辺地区	10m																
全道地区	10m																
綾北・綾南川地区	10m																
工作物の配置・形状及び意匠	●既存の地形や樹木等の景観要素を阻害しない配置とする。 ●工作物の巨大感や威圧感を和らげるため、分節化を行うなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。 ●配置、高さ及びデザインは、周辺環境との調和を図る。																

色彩	●基調となる色は彩度の低いものを基本とし、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。(P80以降の「2.色彩基準に関する資料」を参照)
外 構	●景観に配慮し、植栽などの緑化に努める。 ●柵などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮する。また、石垣や生垣などまちなみを意識した素材を使用するように努める。 ●景観を阻害しないよう電柱類の設置や架線に配慮する。



③開発行為

◇開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為をいいます。

◇開発行為に関する届出対象範囲は以下のものとします。

○開発面積が 1,000 m²以上のもの

◇届出対象となる開発行為は、眺望景観に及ぼす影響を抑え、人工的な構造物の突出感や違和感を軽減し、周辺の緑の保全及び緑化等によりうるおいと安らぎを与えるもので、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

- 開発後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- 地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。
- 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木・樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。
- 開発区域内はできるだけ緑化に努め、周辺においても背景としての効果に配慮した緑化に努める。また、法面を生じた場合は、樹木等により隠ぺいを図り、周囲の景観への影響を低減するように努める。



④土石類の採取

◇土石類の採取に関する届出対象範囲は以下のものとします。

○採取面積が 1,000 m²以上のもの、又は3mを超える法面を生じるもの

◇届出対象となる土石類の採取は、景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化するため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

- 採取中及び採取後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- 変更は、最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。
- 稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分は、既存の地貌・樹木の保全に努める。
- 法面を生じた場合は、植栽等により周囲の景観への影響を低減するように努める。
- 採取後は、周辺及び地域に生育する樹種を基本とした緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。また、採取区域のうち、周辺部から特に目立つ場所などへは既存樹木の保全や緑化などの措置に努める。



⑤土地の開墾及びその他の土地の形質の変更

◇土地の開墾及びその他の土地の形質の変更に関する届出対象範囲については、建築物や工作物と同様に、届出対象範囲は以下のものとします。

○景観計画区域内の土地の開墾及びその他の土地の形質の変更行為全て

◇土地の開墾及びその他の土地の形質の変更は、変更前と変更後で地貌が著しく変化するため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

- 変更後の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- 変更は、最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更されるものでないこと。
- 稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分は、既存の地貌・樹木の保全に努める。
- 法面を生じた場合は、植栽等により周囲の景観になじむものとするよう努める。
- 変更後の地貌及び景観が、周囲の景観と不調和である場合には、植栽その他必要な措置を行うことにより、景観に与える影響を低減するように努める。



⑥屋外における物品の堆積

◇屋外における物品の堆積とは、屋外において土石、廃棄物、再生資源やその他の物品を一定期間継続して堆積を行う行為をいいます。

◇屋外における物品の堆積に関する届出対象範囲については、建築物や工作物と同様に、届出対象範囲は以下のものとします。

○景観計画区域内の屋外における物品の堆積行為全て

◇屋外における物品の堆積は、自然景観やまちなみ景観に大きく影響するため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

●道路その他の公共の場から直接見えない位置に集積又は貯蔵し、物品の周囲には空間を確保し、塀等を設置するとともに、その前面には植栽を行うなどの配慮をすること。



⑦木竹の伐採

◇木竹の伐採に関する届出対象範囲は以下のものとします。

○皆伐のみを対象とし、木竹の伐採行為全て

◇木竹の伐採は、行為後に山肌が露出し景観に与える影響が大きいため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。

- 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。
- 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。
- 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。



⑧土地に自立して設置する太陽光発電設備

◇再生可能エネルギーの導入など、市民・事業者・行政が一体となって温暖化対策をより一層推進していく必要がある中で、個人住宅の太陽光パネル設置から遊休地等への大規模な太陽光発電施設（メガソーラー）の建設が全国的に広まっています。

◇土地に自立して設置する太陽光発電設備に関する届出対象範囲については、以下のものとします。

○景観計画区域内の土地に自立して設置する太陽光発電設備建設の行為全て

◇太陽光発電設備の建設は、本町の有する優れたパノラマ景観に与える影響が大きい行為であるため、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとします。なお、建築物の屋根・外壁等と一体のもの（新築・改修・葺替含む）は、建築物の基準を適用するものとします。

■以下の地域・区域内においては、土地に自立して設置する太陽光発電設備を建設してはならない。

項 目	地域・区域
綾ユネスコ エコパーク の地域	核心地域 緩衝地域
景観計画区域	都市計画区域内
国・県・町が指定する 文化財等の区域	埋蔵文化財包蔵地等の区域 指定文化財を有する敷地等に隣接する区域
国・県・町が指定する 土砂災害危険箇所の区域	土石流危険区域・土石流危険渓流 地すべり危険箇所の区域 急傾斜地崩壊危険箇所の区域

■上記以外の区域において、土地に自立して設置する太陽光発電設備を建設する場合は、次の景観形成基準の方針に沿ったものとする。

- 太陽光発電設備の事業者は、届出の前に行為の内容について事前協議をすること。発電設備の規模によっては、周辺の公民館及び住民へ説明をすること。
- 山の尾根稜線や斜面地への設置は極力避けること。
- 主要な眺望点や主要な道路等の公共の場所から望見できる位置に設置する場合は、植栽等により修景し、周囲から直接望見できないよう工夫すること。
- 最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないように工夫すること。
- 太陽光発電設備のモジュール（パネル）の色彩や素材は、低明度かつ低彩度、低反射素材のタイプを原則とし、周囲の景観へ与える負荷を低減すること。

⑨届出の適用除外となる行為

◇景観法では、景観計画区域内における届出の適用除外となる行為について定められており、届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、法第16条第7項各号に規定されています。また、法第16条第7項第11号の規定では、条例で定める行為についても適用除外となることから、以下に条例に規定する必要がある通常管理行為等の規模要件を示します。

対象行為	適用除外となる行為
建築物の建築等	●仮設の建築物の建築等 ●建築物の新築、改築、増築若しくは移転で、当該行為にかかる部分の床面積の合計が20㎡以下のもの ●建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更に係る面積が25㎡以下のもの
工作物の建設等	●鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの建設等で、当該行為に係る部分の高さが5m以下のもの ●自動車庫の用途に供する施設の建設等で、当該行為に係る部分の築造面積が20㎡以下のもの ●飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設の建設等で、当該行為にかかる部分の築造面積が20㎡以下のもの ●電気の供給又は電気通信のための施設の建設等で、当該行為に係る部分の高さが8m以下のもの
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	●農業を営むために行う土地の開墾その他の土地の形質の変更 ●土地の形質の変更に係る土地の面積が300㎡以下であり、かつ高さが1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じないもの
屋外における物品の堆積	●屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さが1.5m以下、かつ、その用に供される土地の面積が100㎡以下のもの、又は、集積又は貯蔵の期間が30日（農業を営むための行為を除く）を超えて継続しないもの
木竹の伐採	●林業を営むために行う木竹の伐採
その他	●良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為

3. 景観上重要な建造物及び樹木の指定方針

(1) 景観重要建造物の指定方針

景観計画では、町民に親しまれ地域の景観の核となる景観上重要な建築物や工作物を景観重要建造物として指定することができます。指定された場合は、建造物の現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。

景観重要建造物は、景観という見た目の重要性の観点から指定するため、建物内部は自由に利用可能で、生活上必要な改修についても行うことができます。また、指定された場合は条例により防火などの外観に係る部分について、建築基準法の規制緩和が可能となります。これにより、住みつけながら地域景観上の重要な建造物を維持・継承していくことが可能となります。以下に、景観重要建造物の指定の基本方針を示します。

景観重要建造物の指定方針

○景観重要建造物は、町民に親しまれ道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもので、建造物及びこれと一体となる敷地等の外観が地域の良い景観形成に重要であり、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。指定にあたっては、以下の項目に該当する建造物とします。なお、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在で、良好な景観に寄与するもの。
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形態として現れているもので、地域を象徴する建造物であるもの。

今後、景観重要建造物を指定するにあたっては、町内に点在する歴史的又は文化的建造物の中から、優れたデザイン、地域のシンボル、街角・アイストップ、地域を象徴する建造物など、それぞれの指定方針に照らし合わせて建造物を抽出し、さらに保存状況や使用状況、建造物周辺の状況など、それぞれの景観要因を検証した上で、建造物の所有者や地域住民及びまちづくり景観委員会等の意見を聴き、総合的な評価を得たものを検討・指定していきます。また、町民への啓発活動についても実施する必要があります。

（２）景観重要樹木の指定方針

景観計画では、町民に親しまれ景観上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができます。景観重要樹木として指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。また、町や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることもできます。

以下に、景観重要樹木の指定の基本方針を示します。

景観重要樹木の指定方針

○景観重要樹木は、樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独の樹木又は群を形成している木立で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。指定にあたっては、以下の項目に該当する樹木及び木立とします。なお、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- 樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与するもの。
- 街角やアイストップに位置する又は良好な景観の背景となるなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。

今後、景観重要樹木を指定するにあたっては、地域のシンボリックな存在、街角やアイストップに位置する樹木など、それぞれの指定方針に照らし合わせて樹木を抽出し、さらに保存状況や周辺の状況、周辺景観特性と一体感を持つものなど、それぞれの景観要因を検証した上で、樹木の所有者や地域住民及びまちづくり景観委員会等の意見を聴き、総合的な評価を得たものを指定します。また、景観重要建造物の指定と同様に、町民への啓発活動についても実施する必要があります。

4. 屋外広告物の表示等に関する基本方針

ここでは、景観法第8条第2項第5号のイに規定する景観計画に定めることができる「屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、基本方針を掲げその方向性を検討します。

景観形成方針に位置づけている本町の玄関口周辺では、周辺の景観特性と調和した屋外広告物の表示に努めることが重要です。また、市街地の主要道路沿道においても、良好なまちなみ景観を形成するため、周辺の景観を阻害しない統一感のある屋外広告物の表示に努める必要があります。

今後は、屋外広告物の表示等に関する綾町の条例を整備し、禁止事項等を遵守・活用しつつ、以下に掲げる基本方針に沿った指導を行い、良好な景観の形成に努めます。

屋外広告物の表示等に関する基本方針

- 宮崎県屋外広告物条例の禁止地域等に指定されている地域においては、広告物等の基準を遵守し、良好な景観の形成に努めます。
- 上記以外で、主要地方道宮崎須木線をはじめとした本町の玄関口となる主要な道路及び観光ルートの沿道、特に景観形成上広告物の規制が必要な地域においては、綾町の条例を整備し、良好な景観の形成に努めます。
- 地域や地区の景観形成方針や景観特性を踏まえ、周辺の良好な景観との調和に配慮しつつ、地域のイメージを高める優れたデザインと秩序による屋外広告物の掲出に努めます。
 - 複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約することとし、大きさや色彩、方向などを揃え、ある一定の統一感が出るよう配慮する。
 - 広告物等は敷地内に収め、眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。
 - 建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
 - 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。
 - 耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。
 - 景観形成上重要な施設の周辺にあっては、当該施設のイメージを損なわないよう掲出位置に配慮するとともに、モニュメント的・シンボルマーク的なものになるようデザインを工夫する。
 - 広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。

第4章 実現へ向けて

1. 関係法令等の横断的な活用

多様で多岐にわたる景観要素を組み立て、良好な景観へと誘導するためには、関係する法律に基づく各種制度を一体的・横断的に活用する必要があります。また、これらの取り組みを継続的に行い、良好な景観の形成を図る総合的な施策の展開に努める必要があります。特に本町の場合は、農用地の保全により水田風景を残すなど、自然景観に対してその良否を大きく左右する土地利用との連携を重視し、基本的な土地利用の推進を図ることが重要です。

(1) 景観重要公共施設について

景観計画区域内の道路法による道路、都市公園法による都市計画公園、河川法による河川など良好な景観の形成に重要な公共施設については、その整備に際して、景観法に基づく景観重要公共施設に位置づけ、整備に関する事項を定めて景観特性に配慮した整備を行うことが重要です。

特に本町においては、綾北・綾南の両河川が市街地や田園地区を囲むとともに、その水は田園地区やまちなか地区を網目状の水路で灌流しています。これらの河川や水路を防災性・親水性・多自然性の高い水辺空間として整備を進め、水と緑の豊かな水辺景観を形成するとともに、水質浄化や護岸の花壇づくりなど町民との協働による継続的な維持・管理に努めていく必要があります。

(2) 既存の緑のストック活用や文化的景観との連携

本町には、山地の照葉樹林はもとより、田園地区やまちなか地区においても寺社林や屋敷林の緑が多く点在しており、良好な景観を形成する上で、重要な役割を担っています。これらの緑に対して、関連計画となる都市計画マスタープランや緑の基本計画との連携を図りつつ、景観法に基づく景観重要樹木の指定、都市計画公園等の施設や民有地などの緑化の促進を検討していきます。

また、集落内にある身近な公園等においては、既存の緑のストックとして自治公民館との協力体制のもとで横断的な活用を進めます。さらに、重要な文化的景観については、文化財保護法に基づく文化的景観との連携を図りつつ保存活用を検討します。

(3) 地区計画制度の活用

雄大な照葉樹林に囲まれた本町の景観を創出する中で、歴史的・文化的景観に目を向ける一方で、町民の身近な生活に根ざした景観形成を進めることも重要です。景観法では、地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能であり、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して良好な景観の誘導を図ることを検討します。

2. 協働による景観づくり

(1) 町民や自治公民館、NPO、事業者、行政の協働による景観づくり

これまで主に公共事業として行われていた景観の整備は、これからは景観法に基づき町民や事業者が行う個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していくものと思われます。また、施策の展開が町民の身近なレベルで行われるようになるため、町民、NPO、事業者の行政への参画の機会も拡大します。これに伴い、これまでの一括による整備プログラムの推進から、町民・自治公民館、NPO、事業者など、多くの主体が参画した協議・調整型の景観形成推進方法が中心となり、行政との協働による景観形成への取り組みが重要となります。

特に、自治公民館については、これまでの「花いっぱい運動」など様々な活動の実績を踏まえ、景観形成に関しても個々の町民の景観に対する思いや行動を地区ごとに統括し、また協働に際しての行政との重要なパイプ役となるよう、地区景観の形成に重要な組織として位置づけます。

協働による景観づくりを推進するにあたり、町民や自治公民館、NPOの活動をこれまで以上に発展させ、景観形成の主体として取り組むことが可能となるよう組織の育成を支援します。

事業者においても、自然の恵みとものづくり文化を基調とした総合的な産業観光の活性化を進め、同時に町民の一員として本町の景観に関心を持ち、駐車場や事業所の修景、周囲の景観へ与える負荷を低減した屋外広告物の掲示等、良好な景観づくりの取り組みに協働の精神をもって積極的に参加・協力・貢献する必要があります。

本町には、綾北・綾南両河川以外にも、町民に身近で重要な小河川や自然水路等が多数流れています。これらの水辺に関しても、貴重で身近な水と緑のオープンスペースとして積極的に景観づくりを町民参加のもとで進め、うるおいの創出に努める必要があります。特に、台風や集中豪雨による災害を受けやすい本町では、小河川や自然水路等の災害復旧においても水辺景観づくりの第一歩として捉え、町民の良好な景観への強い思いと積極的な参加により、災害に強く良好な景観を持つ多自然な水辺空間を創出する必要があります。

(2) 景観づくりの実践

綾ユネスコ エコパークの目指す「人と自然が共生する持続可能な地域」の実現へ向けて、また、長期的観点に立った次世代の子供たちが緑のふるさととして本町に定住したくなるような良好な景観形成を実現するため、実践可能で本町独自の新しい協働取り組みシステムを検討する必要があります。また、交流と協働を活かした綾方式のさらなる進展により、大切に心地よい景観を形成し、再度CIB（コミュニティーズ・イン・ブルーム）国際美しいまちづくりコンクールに応募し、以下に示す全ての審査項目で90点以上を目指すことも考えられます。

◆CIB国際美しいまちづくりコンクール審査項目

○綺麗なまちづくり	○環境に優しいまちづくり
○住民が参加できるまちづくり	○文化遺産・自然遺産を保護するまちづくり
○樹や林など緑を大切にするまちづくり	○景観を意識したまちづくり
○花のまちづくり	

次頁以降に協働による景観づくりの取り組みについて、いくつかの事例を掲載します。

①主に町民・自治公民館・NPOが主体となる取り組み

取 り 組 み 1-1	湧水（水路・小河川）を活用した景観づくり	
場 所	●町内湧水水路及び小河川	
主 体	●地区自治公民館単位又は隣接する自治公民館の連携	
内 容	●若者・婦人会等が中心となり、地区住民総出で地区内を流れる水路や小河川に手作り水車や季節の花プランターを設置 ●水路の民地側に生垣等を配した水辺の緑づくりを推進 ●地区内全住民を対象とした「綾の〇〇地区の風景づくり」に関する協定書の締結 ●水路組合等の関係団体の協力・連携が必要	
事 例	●雨森（あめのもり）地区の地域主体のまちづくり：滋賀県長浜市(高月町)	
	地域の概要	◆戸数110戸余り人口470人ほどの琵琶湖の辺りの小さな農村地区。江戸時代、朝鮮との外交に活躍した雨森芳洲の郷土。 ◆昭和56年から始まったふれあいの水辺を中心に郷土づくりの活動は32年間継続され、快適な郷土環境を保全し、魅力ある生活の場として利用している。小さな農村集落でありながら川めぐりや郷土づくりに全国から年間1万人もの人々が来訪。手づくり郷土賞受賞後25年目を迎える。
	立ち上げ・契機	◆村祭りや盆踊り以外でも若者が集まれる場をつくろうと地区の若者を中心に「野球チーム」が発足。そこに集まった若者を中心に数々の地道な取り組みが開始される。
	主 体	婦人会、隣組、まちづくり委員会を中心にした住民総参加型。
	行動・活動計画の立案	◆婦人会や隣組、まちづくり委員会などのグループで鯉の放流、花飾り、水車づくりなど住民総参加でまちづくりをしている。 【取り組み】 1) 週一回で発行する区報 2) 手作り水車の設置、鯉の放流 3) 庭、水辺への花づくり（「ふるさと雨森の風景を守り育てる協定」を全戸が締結） 4) 鯉のぼり祭り 5) ふるさと民際外交（ホームステイなど韓国青少年との交流） 【活動成果】 ○国交省「手づくり郷土賞」受賞、農水省「花のまちづくりコンクール最優秀賞」、「農村アメニティコンクール優秀賞」、「世界の街の花かざりコンクール最優秀賞」など
	実 践	◆雨森地区の活動は、新たにお金をかけて社会資本を整備したものではなく、これまでにあった資本である集落内の川を住民活動により魅力ある郷土として再生。 ◆今後の郷土づくりのあり方のモデルとなるもので先進的手づくり郷土づくりとしてふさわしいものであり、全国どこでも出来ることを示している。郷土づくりは、行政の事業ではなく住民の住民による住民のためのものとしている。 ◆協定書は巻末の3.参考資料参照。
		

取 り 組 み 1-2	街路樹のアダプト（里親）制度による沿道景観づくり	
場 所	●町内の街路樹や公園の樹木	
主 体	●地区自治公民館又は町民有志によるボランティア、NPO団体	
内 容	●アダプト(adopt)とは英語で「養子にする」の意義があり、街路樹（植樹帯）などを「養子」とみため、地区自治公民館（町民）の方々が「里親」となり、道路や公園の植樹帯の維持管理を町と協働で行う ●植樹帯内の除草、水やり、清掃や道路の危険箇所の通報などを行い、町は必要な用具の提供または貸与、サインボードの掲出、ボランティア保険の加入などを行う	
事 例	●地域住民が街路樹の「育ての親」：栃木県宇都宮市	
	立ち上げ・契機	◆「市民の力で緑の街に」——2000 年、この言葉を合言葉にして「街路樹里親制度」が始まった。
	主 体	宇都宮市民（里親）、宇都宮市
	実 践	◆里親は街路樹が植えられている植樹柵の清掃や除草など日常的な管理活動を引き受ける。 ◆里親は植樹柵に自分たちの好きな草花を自由に植えることもできる。 ◆目の高さより上となる剪定・害虫駆除といった作業は市が行うなど、里親と市とが役割分担する仕組み。 ◆街路樹の愛護活動がまちの美化にもつながっている。 ◆地域活動が盛んな地域を重点路線として、初年度は市庁舎へと連なる中央通り（シンボルロード）のほか、市中心部の 3 路線でスタートし、現在は 7 路線に増やしている。 ◆里親制度の説明会を行うと反響は上々で、商店街や自治会などから対象路線に加えてほしいとの要望も増えている。
		

取 り 組 み 1-3	ポケットフォレスト整備による緑の景観づくり	
場 所	●未利用の民有地や道路残地、公園等	
主 体	●地区自治公民館、NPO団体	
内 容	●身近に利用できるオープンスペースや火災時の延焼防止、災害時の一時的な避難場所として、ポケットフォレスト等への活用・整備 ●身近な緑陰をもたらす樹木の植栽や草花プランターの設置、地区住民による管理等により、住民が自宅の庭のように利用できる半公共的な小広場	
事 例	●いのちを守る小さな森づくり（ポケットフォレスト）：鹿児島県霧島市	
	立ち上げ・契機	◆今すすめるべきは、「本物の森（緑）づくり」と「いのちを守る森（緑）づくり」
	主 体	NPO 法人霧島ふるさと命の森をつくる会
	実 践	◆小さな森が人々の命を守り、そして生物多様性の確保、地球温暖化を防止してくれる。 ◆その土地の潜在植生の主木であるタブノキやシイ・カシなど多くの樹種を密植・混植し、防災・環境保全林を作ると、5年後は4m、15年後は本物の森になる。 ◆土地本来の混植・密植の森は、多層群落を形成し、単層群落に比べ環境保全機能や防災機能を持っている。また、さまざまな動植物が育まれる生物多様性も豊かで、二酸化炭素吸収量も格段に多い。 ◆霧島市隼人町神宮1丁目の児童公園では、面積7㎡、9種22本の防災・環境保全林を平成21年5月17日に植林。



取 り 組 み 1-4	里山保全モデル事業による身近な里山景観の復元	
場 所	●町内集落地で田園風景など里山景観や集落景観が残る地区	
主 体	●地区自治公民館又は町民有志によるボランティア、NPO団体	
内 容	●絶好の里山体験場所、豊かな動植物の生息地として、里山保全モデル地区と位置づけて荒廃した里山を町民との協働により復元 ●行政の主な役割分担として、協議会の事務局、参加者への通知文書の作成、借り上げ地の管理、里山整備用資機材や消耗品の購入、里山講習会の実施 ●団体の主な役割分担として、里山保全活動に関する町への専門的助言、里山講習会への講師派遣、人員の提供や資機材の貸与 ●実施にあたっては、地権者、里山保全団体、有識者等からなる里山保全協議会や公募町民ボランティア、ジュニア・リーダーの中高生が中心となって活動	
事 例	●土屋頭無地区里山保全モデル事業：神奈川県平塚市	
	立ち上げ・契機	◆平成 16 年度 17 年度にかけて市は、西部丘陵地域の自然環境評価を実施。その結果、当地区は、最も里山らしさの残る地区として高い評価を得た。 ◆一方、ゴミの不法投棄や業者による開発の動きなどに危機感を感じ、自治会や行政がワークショップを開催して山林の調査等を行った。
	主 体	里山をよみがえらせる会、平塚市土屋頭無地区里山保全協会、平塚市環境部環境政策課、他
	実 践	◆平塚市土屋頭無地区は、地区全体が典型的な里地里山の景観を形成しており、近隣の谷戸地区の農地と合わせて絶好の里山体験場所。 ◆この地区は、かつては国蝶のオオムラサキが継続的に繁殖していたが、斜面林であったエノキやクヌギが伐採されて以来荒れたままになっていた。 ◆この地区を里山保全モデル地区と位置づけ、荒廃した里山を市民との協働により復元。 ◆市は、里山の再生、保全及び活用用地として、平成 18 年度から山林を借り上げ、現在は、4名の地権者から 10,510㎡を借り上げて、市民ボランティアや里山保全団体とともに年間5回の里山保全活動を実施し、散策路の整備や山林の下草刈り、間伐や保全していく樹木の名札掛け等を実施。



②主に事業者が主体となる取り組み

取 り 組 み 2-1	綾の景観づくりサポート企業の登録制度			
場 所	町内立地企業の所在地			
主 体	●町内の企業、町			
内 容	●景観づくりの活動に取り組んでいる企業を登録することにより、情報が広く共有される ●登録企業の景観づくり活動の取組を町のホームページ等に掲載し、広く周知を図ることができる ●登録企業へ景観づくりに係わる各種情報の提供や講師の派遣ができる ●登録企業の活動内容 ・沿道の植樹植栽・花植え・プランターの設置など ・森林、河川、公園、緑地施設、景観スポット、沿道の清掃ボランティアなど ・古建築の再生のための調査、分析など ・フットパスづくりや管理、オープンガーデンの実施など ・景観に配慮した資材等の商品開発など ・景観に配慮した優れたデザインの施設整備・管理 ・景観セミナー参加など ・魅力ある景観づくりの活動に関する資金援助など			
事 例	●北海道景観づくりサポート企業登録制度：北海道			
	<table><tr><td>主 体</td><td>道内に事業所があり、道内において事業活動を行う法人または個人（国及び地方公共団体を除く）会社、個人企業、協同組合、社団法人、財団法人、NPO 法人など</td></tr><tr><td>実 践</td><td> ◆地域の景観づくりの活動に取り組んでいる企業を道が登録することにより、情報が広く共有され、協働の体制への促進を図り、もって北海道の良好な景観形成に資する。 ◆次の景観に関する項目のうち、2つ以上に取り組む企業を登録。 （１）花や樹木を育てる活動 （２）景観資源の維持保全活動 （３）景観スポットの維持保全活動 （４）景観を楽しむ機会の充実 （５）地域の質を高めるための取組 （６）景観に配慮した独自の取組 （７）良好な景観づくりの普及啓発、支援 </td></tr></table>	主 体	道内に事業所があり、道内において事業活動を行う法人または個人（国及び地方公共団体を除く）会社、個人企業、協同組合、社団法人、財団法人、NPO 法人など	実 践
主 体	道内に事業所があり、道内において事業活動を行う法人または個人（国及び地方公共団体を除く）会社、個人企業、協同組合、社団法人、財団法人、NPO 法人など			
実 践	◆地域の景観づくりの活動に取り組んでいる企業を道が登録することにより、情報が広く共有され、協働の体制への促進を図り、もって北海道の良好な景観形成に資する。 ◆次の景観に関する項目のうち、2つ以上に取り組む企業を登録。 （１）花や樹木を育てる活動 （２）景観資源の維持保全活動 （３）景観スポットの維持保全活動 （４）景観を楽しむ機会の充実 （５）地域の質を高めるための取組 （６）景観に配慮した独自の取組 （７）良好な景観づくりの普及啓発、支援			

取 り 組 み 2-2	企業イメージの向上と綾の景観づくり	
場 所	町内立地企業の敷地、歩道等の公共空間	
主 体	●町内の企業、町、町民	
内 容	●企業が主体となって、積極的に綾の景観づくりを進めると、良好な景観の創出と企業イメージの向上が図られる ●工場立地法における「環境施設」として再整備し、池・草地・畑をつくり、日中一般公開すると、多くの鳥や昆虫類が確認され、事業所の環境保全と併せて多様な自然環境が形成される	
事 例	●京浜の森づくり事業・協働緑化事例：神奈川県横浜市	
	主 体	市内の企業、市、市民 ◆社有地に市・区と協議しながら、ベンチや駐輪場・駐車場など事業所への来訪者と地域住民のどちらもが利用できる施設を整備し、市民との協働によって、1年を通して花と緑を楽しめる環境を整備。 ◆新社屋の整備に合わせて、歩行者動線から眺められる場所に池をつくり水草を植えた。造成した年から、カルガモやトンボ類が来たほか、メダカや水生昆虫類も確認されている。 ◆公開緑地の一角に畑をつくり、企業が事務局となって畑作業や緑地の管理、自然観察を行う愛護団体を設立。小さな緑地から地域のつながりがつくられつつある。 ◆事業所の公開緑地に、事業所、市民、行政が協働して樹木や花苗を植えた。  ◆企業所有地以外では、道路緑地帯に区と協働して花苗を植え、通勤ルート沿いに「地域緑のまちづくり事業」を活用してプランターを設置し、年数回の植え換えと管理を行っている。  ◆港湾緑地「水際線プロムナード」など、市民参加により植樹した場所では、定期的に「育樹の集い」が開かれ、事業所、市民、行政が協働して草刈りなどを行い、樹木の生長を見守っている。 

③主に行政が主体となる取り組み

取 り 組 み 3-1	都市緑化基金とグリーンバンクの組み合わせ活用により、不要な大木・高木の移植による沿道景観づくり	
場 所	●主要交差点や道路改良後の沿道にある道路残地及び沿道民地	
主 体	●町、NPO、町民	
内 容	●町又はNPOによる不要な樹木等の寄付を受け付けるグリーンバンクを設立 ●町による都市緑化基金を創設し、広く寄付を募る ●寄附金と町費（利子）で民有地や道路残地にグリーンバンクに寄付された不要な照葉樹の大木や巨木の移植を進める ●基金寄附者は税制上の優遇措置と町長からの感謝状が贈呈される	
事 例	●姫路市グリーンバンク事業：兵庫県姫路市	
	主 体	姫路市みどり整備室
	実 践	◆引越しや家の建替え等で不要となった庭木などを市のホームページなどで公開し、譲り受けを希望する市民にあっせんする緑のリサイクル事業。 ◆不要樹木を譲り渡す場合、市役所みどり整備室に電話。要件に当てはまるかを確認し、必要に応じて現物確認。 ◆譲り渡したい樹木を台帳に登録し、その種類や大きさなどを市のホームページやみどり整備室の窓口で公開。 ◆樹木の譲り渡しの要件 ・姫路市内で植栽されているもの ・病虫害などがなく、庭木などとして利用が可能であるもの ・容易に移植できるもの ・無償譲渡であること
事 例	●宇都宮市都市緑化基金：栃木県宇都宮市	
	主 体	宇都宮市緑のまちづくり課
	実 践	 「宇都宮市都市緑化基金」へ 寄附のご協力をお願いいたします 「宇都宮市都市緑化基金」は、市民一人ひとりの身近な場所に花や緑があれば、住みやすいまちを目指して、宇都宮市の緑化活動の推進に活用されています。 ◇◆◆宇都宮市都市緑化基金の活用例◇◆◆ 「地域緑化花苗配付事業」 花と緑いっぱいをのまちづくりを目指し、市民団体や事業所の皆さんが地域で花苗づくりを始めるとなると、緑化活動を支えます。 「宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会」の花いっぱい緑化事業 花と緑に包まれた美しいまちづくりに貢献しています。 「住宅新築＆出生記念樹贈呈事業」 花と緑あふれるまちづくりを推進するため、新しく市民になった新住民、住宅を新築購入した市民に対し、緑化のきっかけづくりとして記念樹を贈ります。 ◆基金へ寄附していただく・・・◆ ○「広報うつのみや」や「ホームページ」でご紹介します。匿名をご希望の方はお申し出ください。 ○宇都宮市感謝状贈呈要領に定める金額の場合、市長より感謝状を贈呈します。 ○税制上の優遇措置が受けられます。 ※寄附金は、緑のまちづくり課で受け付けています。詳しくは、おたずねください。 ◆緑のまちづくり課や緑の相談所などに募金箱を設置してありますので、募金のご協力も大歓迎です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

取 り 組 み 3-2	綾の景観まちづくり作法の作成	
場 所	●町内各地区、パノラマ景観視点場	
主 体	●町、NPO、町民	
内 容	●人口減と少子高齢化の中で、継承してきた綾の景観を日々の営みを通してマネージメントしていく仕組みを検討する ●パノラマ景観への配慮や新たな視点場の整備等を、視点場設定に基づく手引きとしてまとめ、地区ごとに景観を守り・創るために活用する ●綾の各地区をモデルとして景観形成のあり方や可能性、作法、基準についてワークショップ等の手法を重ね協働で検討し、冊子にまとめる	
事 例	●地域景観づくり緊急支援事業・丹波篠山景観まちづくり作法集：兵庫県篠山市	
	主 体	篠山市まちづくり部景観室
	概 要	◆「農都宣言」した本市は、田園景観の保全継承に向けて、篠山盆地特有の田園の眺望景観への配慮を、主要な視点場設定に基づく手引きとしてまとめると同時に、単一集落をモデルに本市の景観農業振興地区のあり方や可能性について検討した。 ◆市民主体の景観まちづくりを支援するため、市民の景観形成等に関連する活動やイベント等の集約から、より良好な景観形成に向けての方向性や家づくりにおける景観形成への配慮事項を手引きとしてまとめ、市民の啓発普及や市民協働による景観まちづくりに活用していく。
	実施内容	◆視点場設定に基づく眺望景観の指針（手引き）検討 ・田園景観の保全継承に向けて主要な視点場候補を抽出し、写真撮影を通して田園景観への眺望性から視点場を設定。視点場からの見え方から景観的特徴と景観の構成要素を明らかにし、田園景観として大切にすべき景観要素、構成、成り立ちや仕組み等を市民に啓発する冊子を作成。 ◆景観農業振興モデル地区調査計画 ・「農都宣言」した篠山の景観は、日々の営みの上に形成されてきたとの認識の下に、モデル集落での詳細調査を通して生業を通した農村景観の成り立ちと空間、構成要素を具体の景観素材として抽出し整理する中で、維持管理の仕方や方策をワークショップに基づき把握・検討した。農村集落での景観保全や創造を景観素材と住民の営みとの関係の中で、地域マネージメントしていく仕組み（体制と方法）を考察。 ◆市民活動を支援する町並み形成作法集（手引き）の作成 ・丹波篠山築城 400 年祭等を契機に市民の地域活動や地域興しに基づく景観形成に係る取り組みやイベントが市内各地で見られるようになった。これに伴い市民のこうした活動を支援し、より景観形成に寄与する町や地域での取り組みへ発展させていくための視点や方向性について提言した。 ◆家づくりをサポートする住環境形成事例集（手引き）の作成 ・篠山の調和した景観は、いずれも通りや、隣家、田畑、山や川、祭り等、住まいと周りとの「つながり」にあり、新しい住宅地や伝統的町並みにおいても、住まいとまちなみとのつながりを大切にしていく必要がある。篠山の伝統的な住まいと周りとの景観的つながりを「町並み作法集」としてまとめ、市民の家づくり等の啓発や手引きとして活用。

（３）景観整備機構の指定

地域で活動するＮＰＯ法人や公益法人を景観行政団体が景観整備機構として公的に位置づけ指定し、町民やＮＰＯの主体的な取り組みを支援することができます。また、景観整備機構は所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことも可能とされています。今後は、本町において景観形成に関するＮＰＯ法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援することとします。

（４）助成、表彰・認定制度の検討

良好な景観づくりのために必要な行為を行ったと認めるものに対して経費の一部助成を行うとともに、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定や町民の発意による優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

３．景観づくりの指針（ガイドライン）の作成

今後は、町民や事業者が景観計画に基づき具体的な景観づくりを進めていく上での指針（ガイドライン）を作成します。このガイドラインは、広く町民の参画のもとに作成するもので、個別の景観づくりに関して詳細な考え方を示し、本計画を運用する上でのガイドラインとなります。

特に、景観構成要素として重要な建築物や工作物の形態・素材・色彩等の規制や誘導については、本町のアイデンティティを最大限に活かし、「綾を愛する心」の醸成と地域の課題解決に向け、町民ワークショップの開催等きめ細かで戦略的なプログラムの実行により検討・作成します。

また、公共事業及び公共施設の建設又は改修における景観づくりにおいて、先導的な役割を果たす公共事業景観形成基準についても作成し、公共事業における景観づくりの指針とします。

４．景観行政団体（綾町）の体制づくり

良好な景観形成の成果をあげるため、自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境や集落環境の整備、産業観光の活性化や交流の活発化などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、景観行政として届出に対する規制・誘導等の基準判定や説明能力を高める必要があります。また、景観づくりの主体となる町民や事業者への啓発・支援に向けた体制づくりも重要です。

このためには、景観行政団体である綾町の景観づくりの体制を強化・確立し、自治公民館活動を通じてアナウンス効果を高め、広報、キャンペーン、シンポジウム、フォーラムなどを可能な限り多く開催し、全町民及び事業者の景観づくりに対する理解を深めます。

5. こころの景観づくり

本町は、明日を担う人づくりのために「教育文化のまちづくり」を目標として掲げ、町民一人一人が本町の豊かな自然と文化の中で、ふるさと綾に誇りと夢と希望を抱く地域社会の形成へと向かって歩んでいます。また、これまでの「花いっぱい運動」の成果として「全国花いっぱいコンクール」や「花のまちづくりコンクール」で最優秀賞を受賞しており、町民一体となって行う景観づくりに関して、十分なポテンシャルを持っているまちです。

少子高齢化が今後より一層進む中、前述の体制づくりにおいても学校教育や生涯学習との連携が不可欠であり、良好な景観形成の実現へ向けては、学校や地域・地区において子供たちや保護者、高齢者、「綾きらりびと（生涯学習指導者）」が参加する「ふれあいコミュニティ」活動の活発化など、ふるさと綾の良さを発見・認識するふるさと学習の推進が重要です。また、本町には、先人から受け継がれた山と里の文化に根ざした行事や祭り、信仰、自然物への思いなど、無形の資源が多数あります。綾の景観づくりを推進するためには、これらについても景観資源として捉え、精神的であり目に見えない心の部分を視点とした景観づくりの取り組みも必要です。

■参考資料

1. 取り組み事例に関する資料

①取り組み 1-1 ふるさと雨森の風景を守り育てる協定書

雨森地区 ふるさと雨森の風景を守り育てる協定書

（目 的）

第1条 この協定は、雨森の区域内を雨森の名にふさわしい、緑の森と小川のせせらぎのきれいな、美しい住みよい「芳洲の里」とすることを目的とする。

（名 称）

第2条 この協定の名称は「ふるさと雨森の風景を守り育てる協定書」とする。

（協定の締結）

第3条 この協定は、第4条に定める協定の区域内の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という)または土地(道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く)を所有し、または管理する者のうち、3分の2以上の者の合意により締結する。

（協定の区域）

第4条 この協定の区域は、伊香郡高月町大字雨森字堂の久保、堂前、野上、前川原、宮前、南木戸、藪の西、地蔵および本田の区域とする。

（景観形成に関する事項）

第5条 協定を締結した者(以下「協定者」という)は、協定区域の景観が良好に保たれるよう建造物等の維持管理に努めるものとする。

2 協定者は、建築物等の敷地内および協定区域内の公共緑化に努めるとともに、小川の浄化を推進するものとする。

3 協定者は、建築物等の形態、意匠および色彩について、次の各号に定める基準に適合するように努めるものとする。

(1) コンクリートべいやブロックべいはできるだけ設けないようにし、敷地が路面に接する場所には生け垣を設けるようにする。

(2) 建造物には勾配のある屋根を設ける。

(3) 建造物の屋根材は、原則として日本瓦とする。

(4) 建造物等は派手な色彩を避け、農村らしい落ち着いた色彩とする。

4 協定者は、建築物等の緑化について、次の各号に定める基準に適合するように努めるものとする。

(1) 生け垣は、協定区域内に昔から生け垣として栽培されてきたいちいの木を主に、協定区域内の風土に適したものとする。

(2) 道路から見える位置に、芳洲ゆかりのタチバナ等花の咲く木、実のなる木を植栽するよう努める。

5 公共地の緑化および美化は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 公共地には、その管理者と協議のうえ、協定者の共同作業等により、緑化や美化を行う。

(2) 公共地への植栽は、タチバナ等を植栽し並木道づくり等に努める。

(3) 協定区域内の小川の浄化に努め、せせらぎのきれいな小川を保持する。

（協定の有効期間）

第6条 協定の有効期間は、協定の日から5年とする。

（協定の変更と廃止）

第7条 協定の内容を変更しようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

2. 色彩基準に関する資料

①色彩の表現について

色彩の表現については、個人差等の要因に左右されずに色を定量的に記号化して表現するマンセル表色系を採用します。これは、色彩の尺度として、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これにより、色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

○色相＝いろあいを表します

色相は、赤（R）・黄（Y）・緑（G）・青（B）・紫（P）の5つの基本色相と黄赤（YR）・黄緑（GY）・青緑（BG）青紫（PB）・赤紫（RP）の5つの中間色相があり、その度合いを示す0～10の目盛りが付けられます。

○明度＝あかるさを表します

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

○彩度＝あざやかさを表します

彩度は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

②色彩の構成について

一般的に面積の広い外壁等を単色で統一すると、単調なイメージや威圧感を与えることがあります。これを避けるためには、色彩による適度な変化が必要です。ただし、複数の色を使用する場合は、基調色（ベースカラー）、従属色（アソートカラー）、強調色（アクセントカラー）の3つの色彩バランスについて検討する必要があります。

これら3つの色彩構成を全て用いる場合、ベースカラー：アソートカラー：アクセントカラーの割合は、一般的に70：25：5の比率で用いるとバランスが良いとされています。

○基調色（ベースカラー）とは

構造物を構成する部位の中で、特に景観の印象に大きく影響を与える広い面積を持つ部位に施す色彩で、一般的に低彩度の色を使います。

○従属色（アソートカラー）とは

全体の大まかな印象は変えずに、その対象物に表情を加える役割を持つ色彩です。広い部位が分節されることで威圧感は軽減されます。

○強調色（アクセントカラー）とは

小さな面積に用いて個性を演出します。ベースカラーやアソートカラーに対してコントラストを持ち、全体を引き締めます。

③マンセル表色系による色彩基準参考例

ここに示す色彩に関する基準参考例は、他景観団体の事例調査及び綾町の現状を踏まえて作成したもので、建築物や工作物の建設の際の目標値として掲載します。

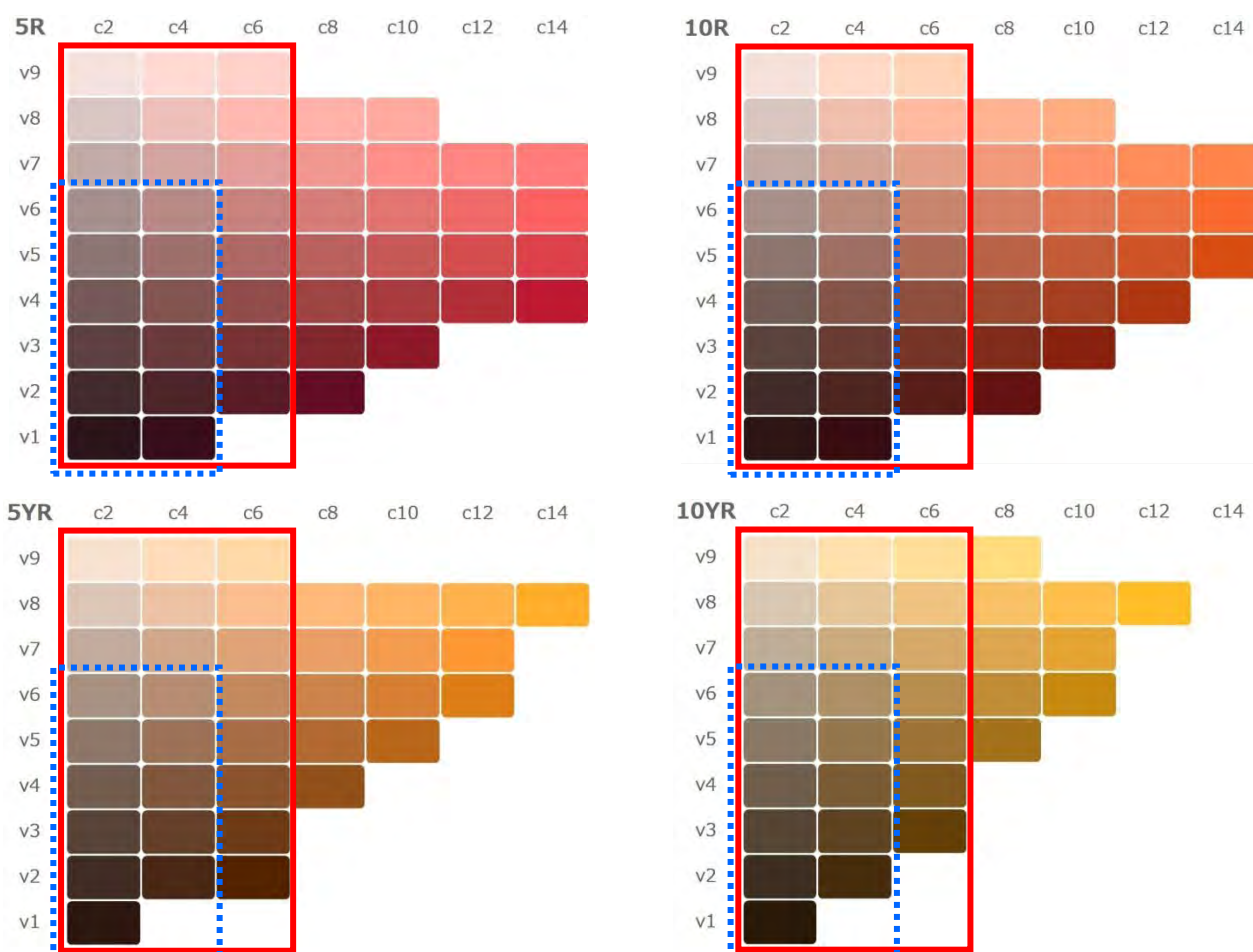
○マンセル記号

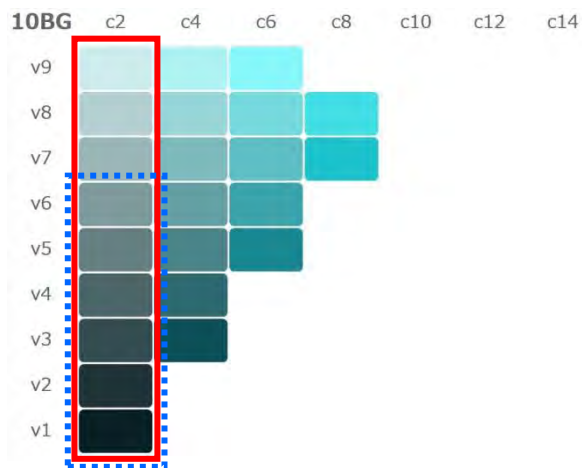
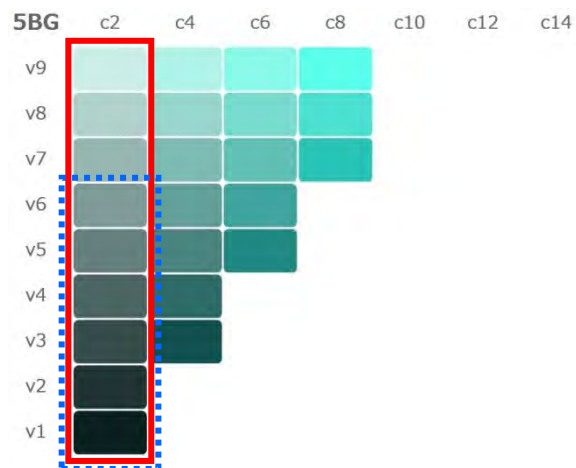
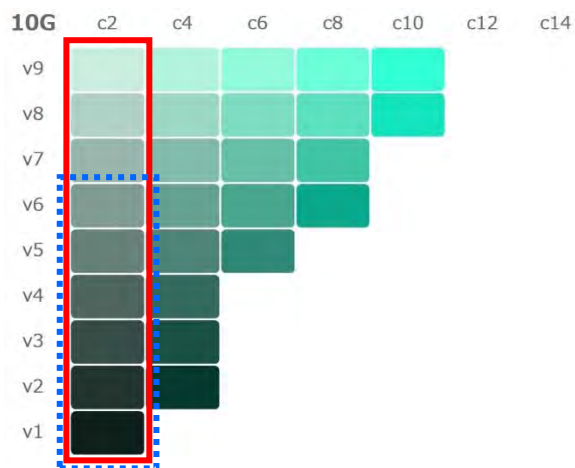
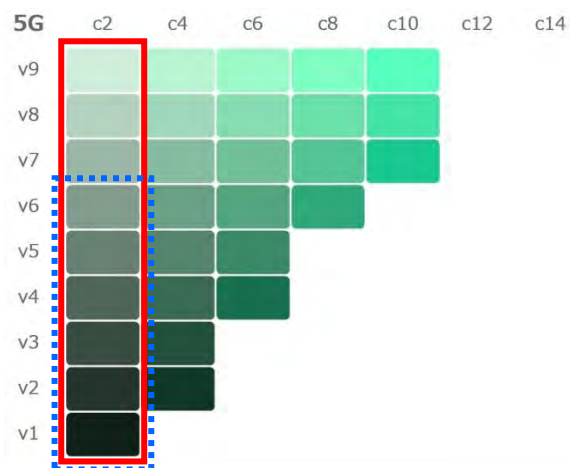
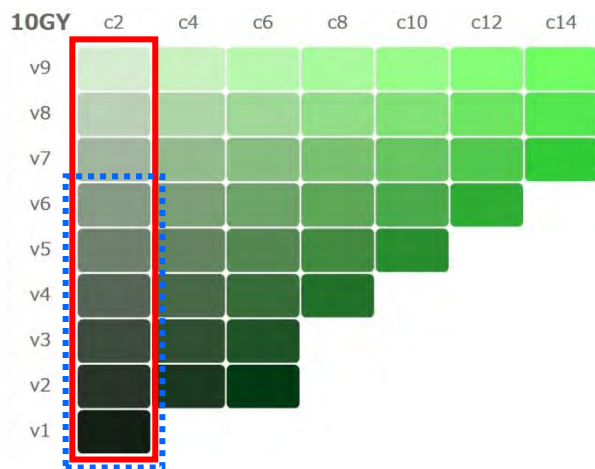
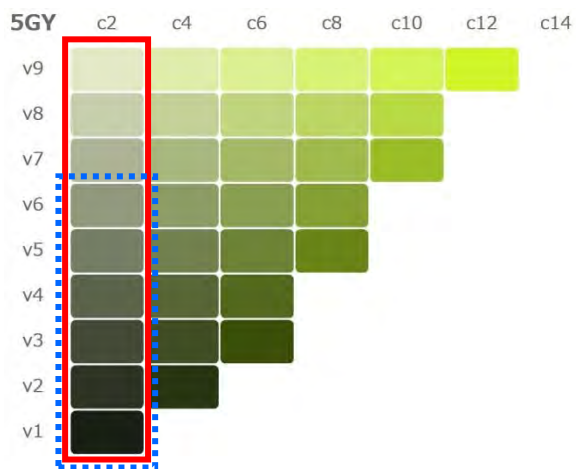
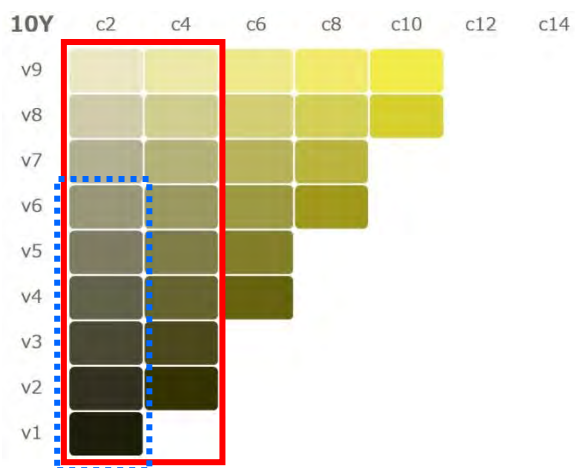
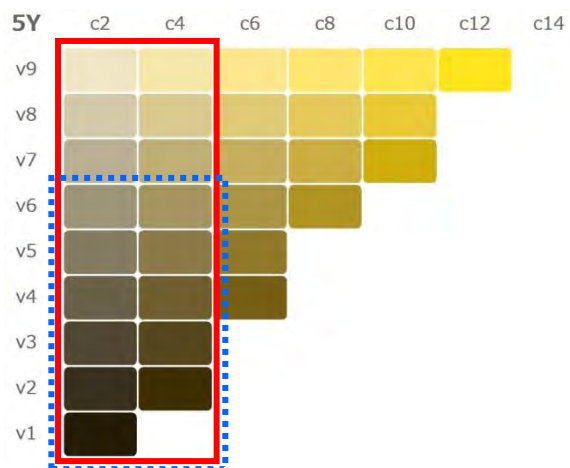
マンセル記号は、3つの属性を組み合わせてひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R 7/3のように、色相、明度／彩度を組み合わせて表記し、明度と彩度の数字の間は判別のために／（スラッシュ）を入れます。無彩色は、N4のようにNと明度を組み合わせて表記します。

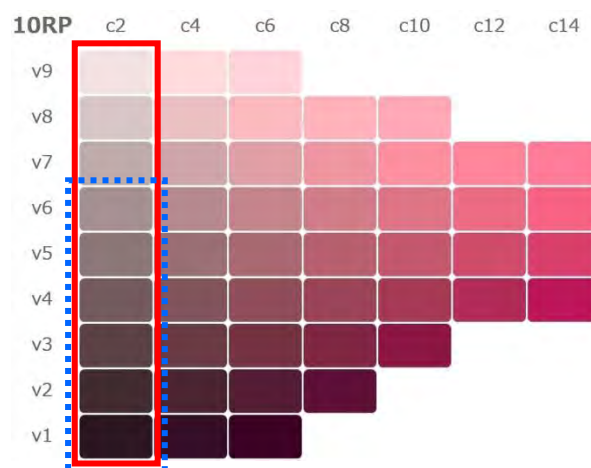
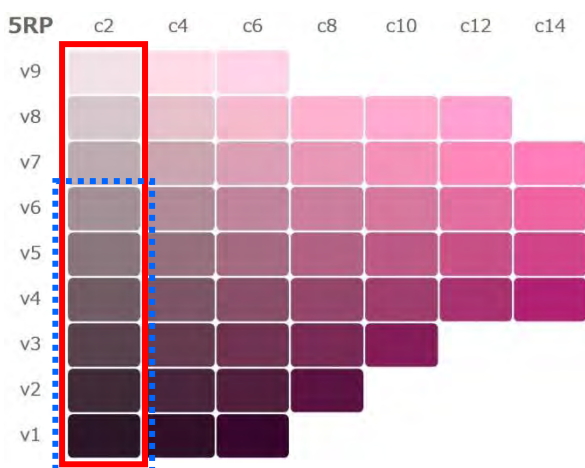
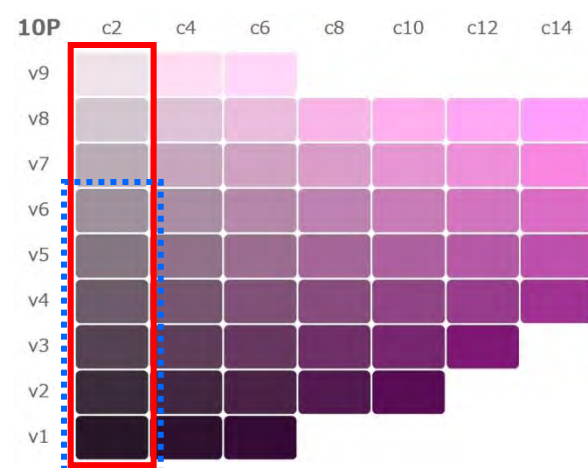
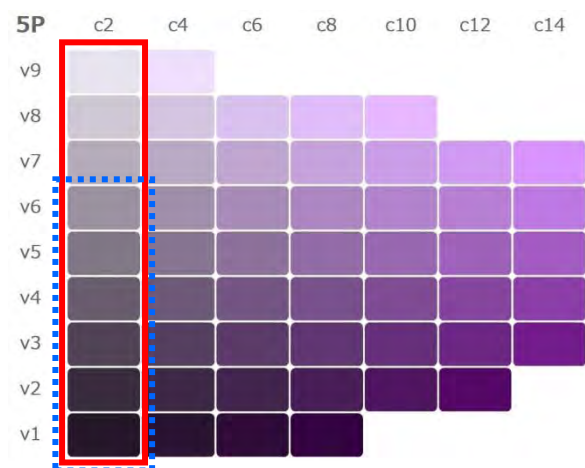
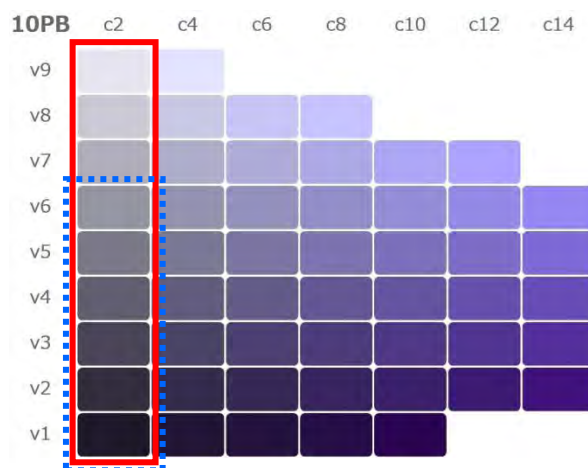
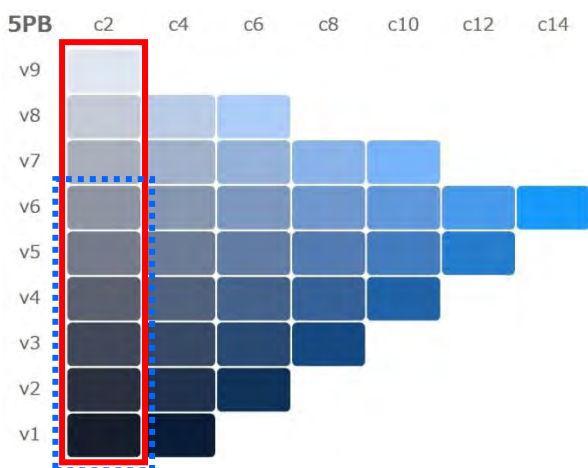
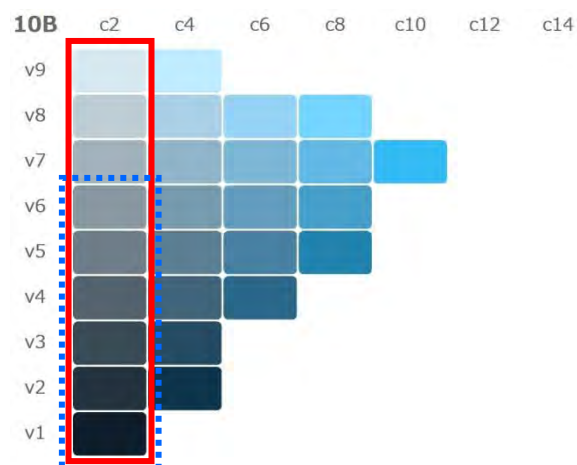
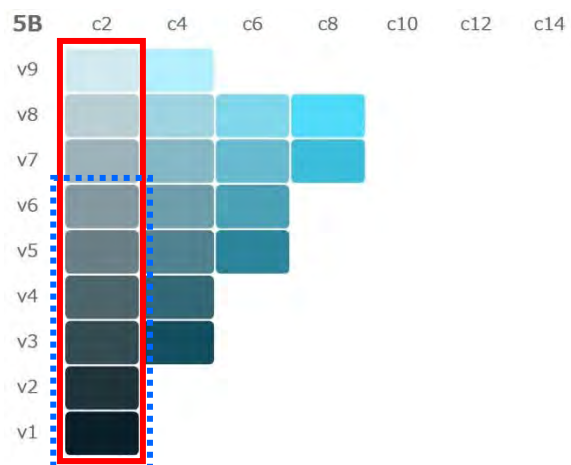
まちなか・企業立地地区									
外壁					屋根				
色相		明度	/	彩度	色相		明度	/	彩度
O-10	R	9以下	/	6.0以下	O-10	R	6以下	/	4.0以下
O-10	Y R	9以下	/	6.0以下	O-10	Y R	6以下	/	4.0以下
O-10	Y	9以下	/	4.0以下	O-5	Y	6以下	/	4.0以下
その他		9以下	/	2.0以下	その他		6以下	/	2.0以下

※印刷によるもので、正確な色ではないため、実施の色は色表により確認してください。

 ：外壁の基調色 ：屋根の基調色





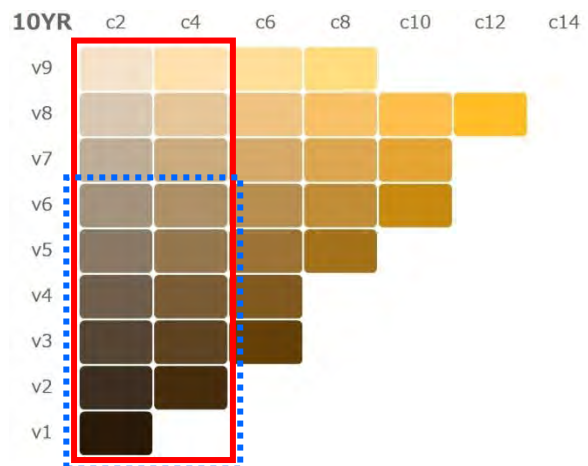
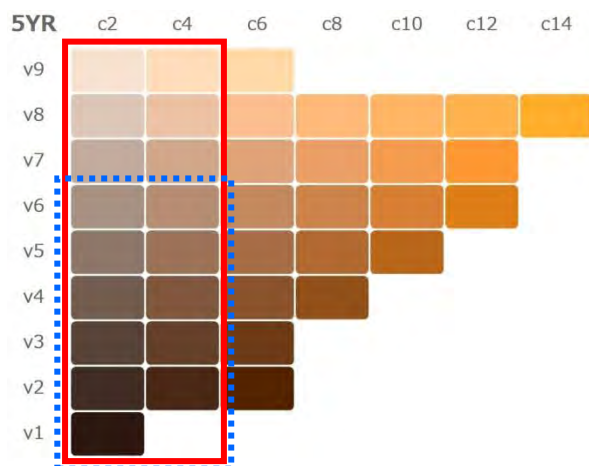
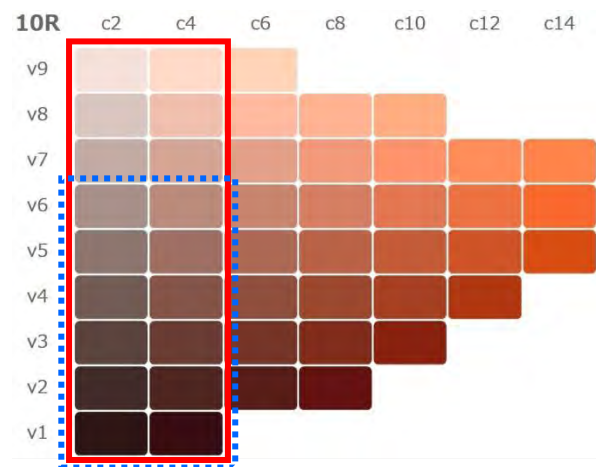
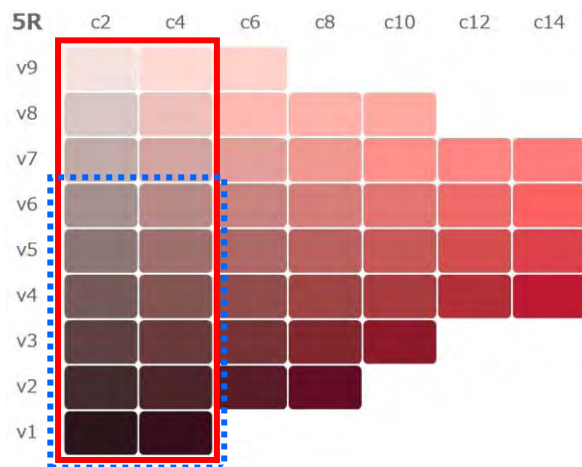


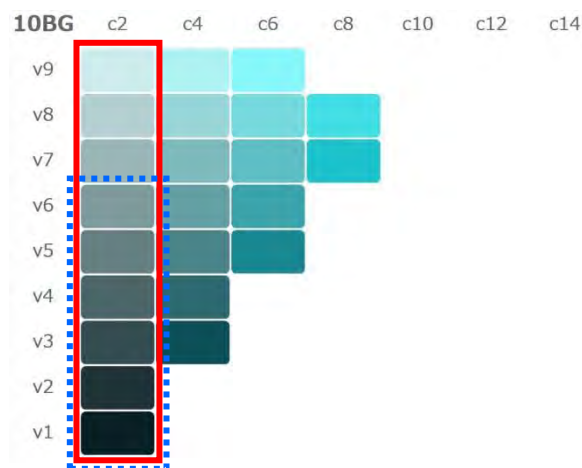
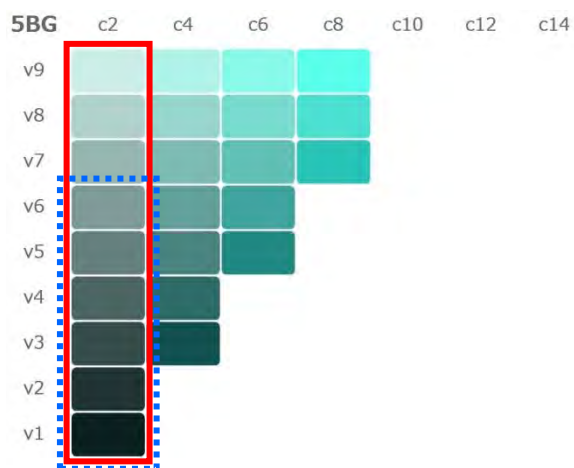
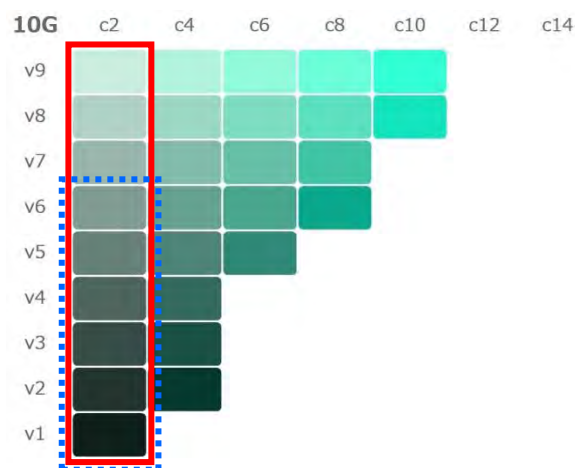
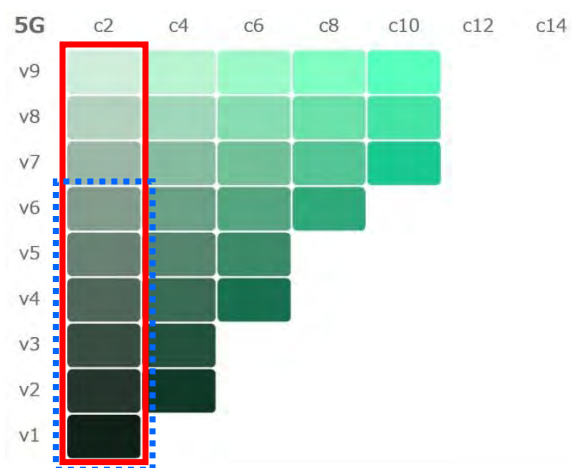
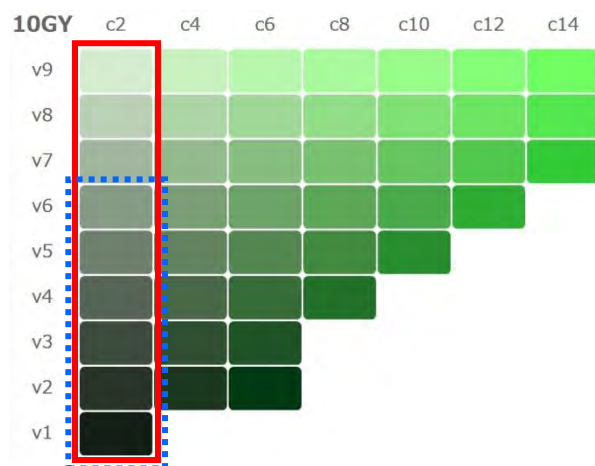
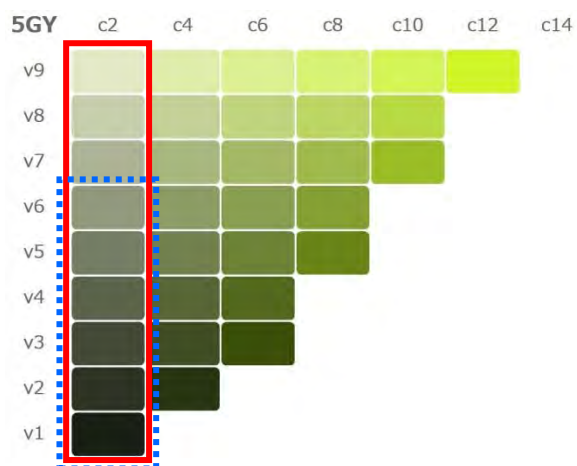
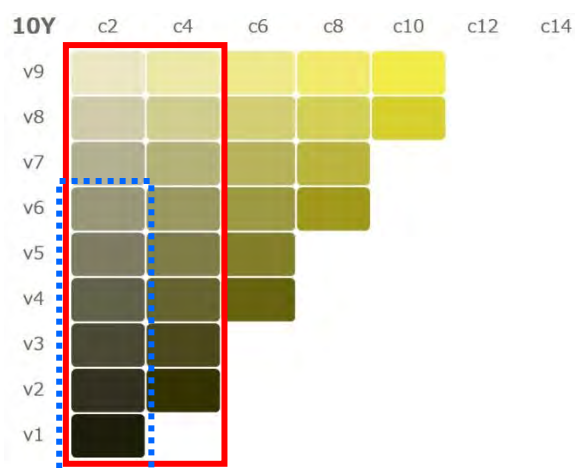
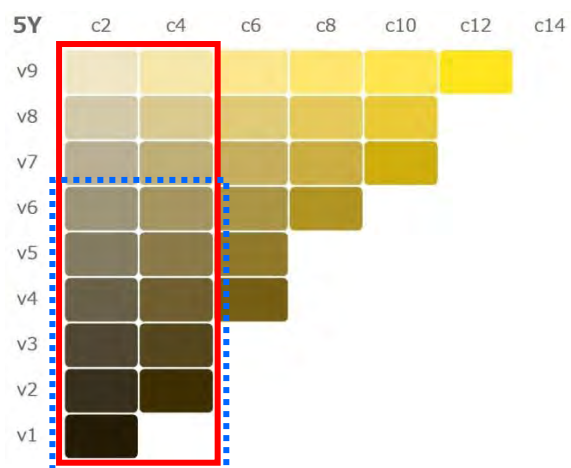
照葉の森・田園・綾城周辺・杵道・綾北綾南川地区

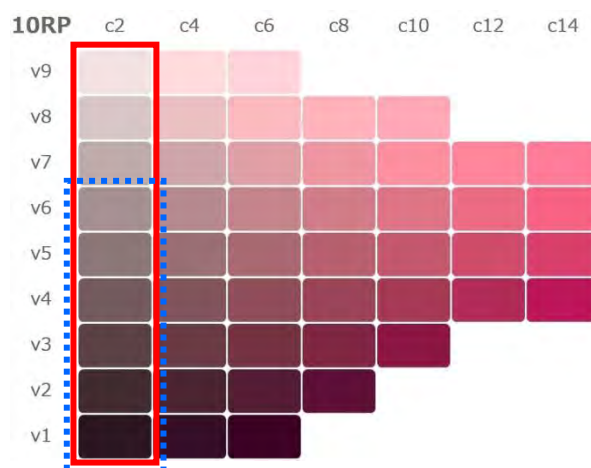
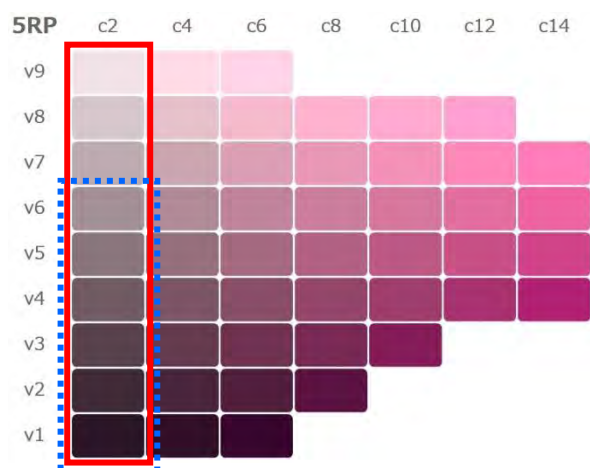
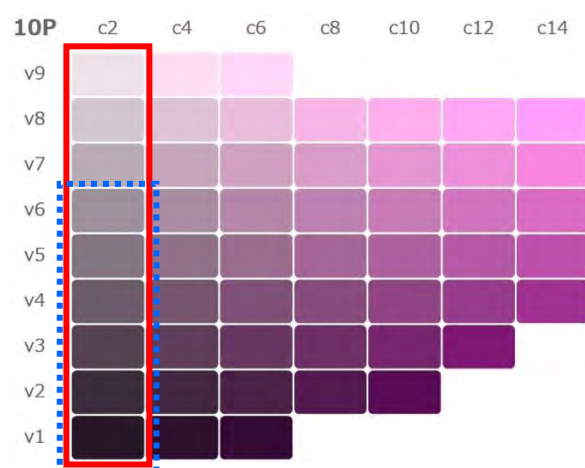
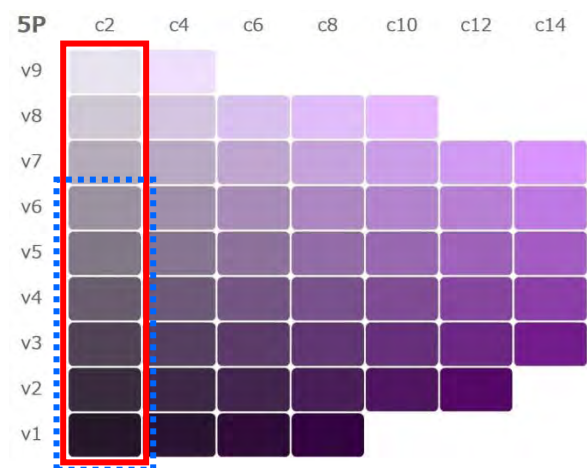
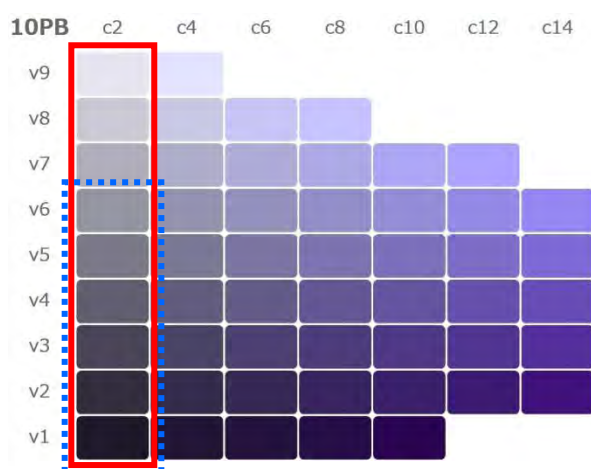
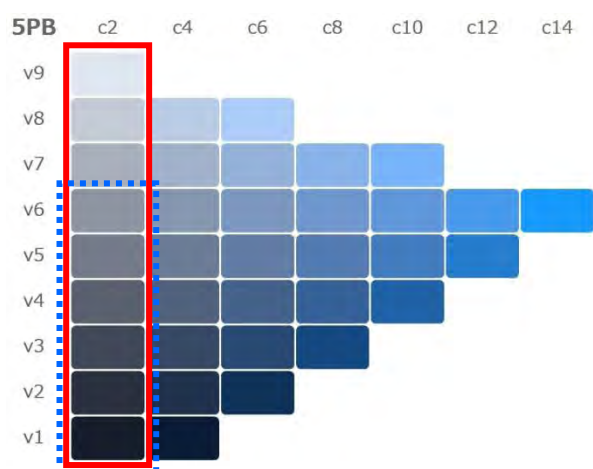
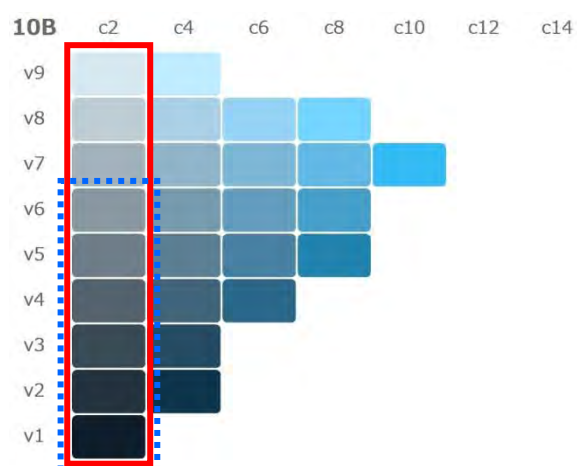
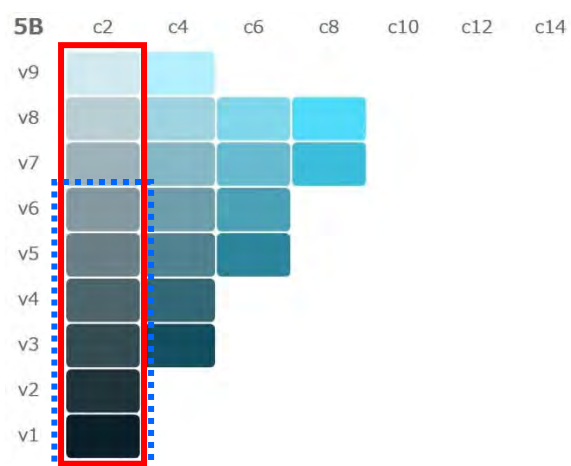
外壁					屋根				
色相		明度	/	彩度	色相		明度	/	彩度
O-10	R	9以下	/	4.0以下	O-10	R	6以下	/	4.0以下
O-10	YR	9以下	/	4.0以下	O-10	YR	6以下	/	4.0以下
O-10	Y	9以下	/	4.0以下	O-5	Y	6以下	/	4.0以下
その他		9以下	/	2.0以下	その他		6以下	/	2.0以下

※印刷によるもので、正確な色ではないため、実施の色は色表により確認してください。

 : 外壁の基調色 : 屋根の基調色







３．策定の経緯と策定委員会名簿

①綾町景観形成計画策定経緯

年 月 日	経 緯	備 考
平成 19 年 2 月 20 日	景観行政団体として宮崎県からの同意を得る	景観法第 7 条第 1 項 ただし書き規定
平成 19 年 3 月 1 日	4 月 1 日から景観行政団体となる旨の告示	告示期間 1 ヶ月 景観法第 7 条第 7 項
平成 19 年 3 月 27 日	綾町照葉の里景観条例制定	
平成 19 年 4 月 1 日	景観行政団体としてスタート	
平成 19 年 4 月 25 日	景観形成計画策定業務委託契約締結	株式会社パスコ
平成 19 年 5 月 25 日	住民アンケート調査開始	町内 20 歳以上 1000 人無 作為抽出（回答 407 人）
平成 19 年 7 月 9 日	第 1 回まちづくり景観委員会	委員 7 名委嘱
平成 19 年 7 月 23 日	庁内ワーキンググループ 第 1 回グループ討議	メンバー 15 名
平成 19 年 7 月 23 日	綾の景観を考える会 第 1 回意見交換会	メンバー 15 名
平成 19 年 8 月 1 日	第 2 回まちづくり景観委員会	
平成 19 年 8 月 6 日	景観形成計画素案に対する パブリックコメント募集	8 月 20 日まで 募集結果（1 件）
平成 19 年 8 月 17 日	庁内ワーキンググループ 第 2 回グループ討議	
平成 19 年 8 月 20 日	綾の景観を考える会 第 2 回意見交換会	
平成 19 年 8 月 22 日	第 3 回まちづくり景観委員会	特別委員 5 名委嘱 委員会への参加
平成 19 年 9 月 3 日	第 4 回まちづくり景観委員会	最終委員会素案承認
平成 19 年 9 月 3 日	パブリックコメント意見公表	
平成 19 年 9 月 7 日	綾町都市計画審議会との協議	景観法第 9 条第 2 項
平成 19 年 9 月 12 日	綾町景観計画策定に伴う縦覧告示	
平成 26 年 2 月 14 日	まちづくり景観委員会	
平成 26 年 2 月 14 日	綾町都市計画審議会	
平成 26 年 2 月 19 日	綾町照葉の里景観条例改正	
平成 26 年 5 月 20 日	平成 26 年度綾町景観計画作成業務委託契約	株式会社パスコ
平成 27 年 1 月 21 日	まちづくり景観委員会	
平成 27 年 1 月 21 日	綾町都市計画審議会	

②綾町まちづくり景観委員会委員名簿

(任期：平成 26 年 2 月 14 日から平成 28 年 2 月 13 日)

(敬称略)

	役 職	氏 名	備 考
1	景観文化推進専門アドバイザー	北川 義男	会 長
2	綾町副町長	向井 好美	
3	宮崎土木事務所建築課課長 (宮崎県県央地区建築主事)	巢山 昌博	
4	綾町自治公民館長連絡協議会会長	中村 時男	副会長
5	綾町自治公民館女性連絡協議会会長	糸田 恵子	都市計画審議会委員
6	元綾町役場建設課課長	清水 正信	都市計画審議会委員
7	綾町照葉樹林文化推進専門監	河野 耕三	特別委員



